

# 情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

平成 28 年 度

枚 方 市



## 目 次

### I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	2
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	3
(5) 実施の方法	4
2. 情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
(3) 実施の方法	6

### II-1. 個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求	7
(1) 処理状況	7
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示、非開示の適用条項	8
(4) 実施の方法	9
2. 個人情報ファイル	9
(1) 届出状況	9
3. 個人情報の目的外利用	10
(1) 枚方市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による目的外利用の状況	10

### II-2. 特定個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求	20
2. 特定個人情報ファイル	20

### III. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員	21
(1) 審議会委員	21
2. 審議会開催状況	22
(1) 開催日及び諮問案件	22

## 目 次

### IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員	25
(1) 審査会委員	25
2. 諮問した審査請求の処理状況	25
(1) 処理状況	25
3. 審査会開催状況	26
(1) 開催状況及び諮問案件	26

### 参考資料

1. 情報公開の請求の内容等	28
2. 情報公開の申出の内容等	48
3. 自己情報開示等の請求の内容等	67
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	74
5. 審査会答申	122
6. 条例及び施行規則	132
枚方市情報公開条例	132
枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）	138
枚方市個人情報保護条例	140
枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）	149
枚方市特定個人情報保護条例	153
枚方市特定個人情報保護条例施行規則（様式省略）	161
枚方市附属機関条例（一部抜粋）	166

本書は、平成28年度における情報公開制度及び個人情報保護制度（特定個人情報保護を含む。）の運用状況についてまとめたものです。このため、本書に掲載している条例は、平成29年3月31日現在の内容（平成29年9月13日改正前のもの）としています。

# I. 情報公開制度の運用状況

## 1. 情報公開の請求

### (1) 処理状況

平成28年度の情報公開請求は、133件ありました。

情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が55件、部分公開が47件、公文書不存在が26件、取下げが5件で、公開率は100%でした。

表1 情報公開請求処理状況

区 分	平成28年度	平成27年度	
請 求 者 数	108人	79人	
請 求 件 数	133件	95件	
処 理 状 況	全 部 公 開	55件	37件
	部 分 公 開	47件	45件
	非 公 開	—	2件
	不 存 在	26件	10件
	取 下 げ	5件	1件
	却 下	—	1件
公 開 率	100%	97.6%	
審 査 請 求	1件	1件	

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

### (2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが106件（土木部22件、総務部18件など）、教育委員会に対するものが12件、上下水道事業管理者に対するものが10件（経営部3件、事業部7件）などでした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市長	市長公室	7	7	—	—	—	—	—
	総合政策部	—	—	—	—	—	—	—
	市民安全部	3	1	1	—	1	—	—
	総務部	18	11	4	—	3	—	—
	財務部	3	3	—	—	—	—	—
	産業文化部	13	3	8	—	2	—	—
	健康部	18	7	9	—	1	1	—
	福祉部	3	—	1	—	2	—	—
	子ども青少年部	4	2	1	—	1	—	—
	環境部	9	1	6	—	—	2	—
	都市整備部	6	3	3	—	—	—	—
	土木部	22	8	6	—	8	—	—
会計課	—	—	—	—	—	—	—	
小計		106	46	39	—	18	3	—
教育委員会	管理部	3	—	—	—	3	—	—
	学校教育部	5	2	2	—	—	1	—
	社会教育部	4	2	—	—	1	1	—
	小計	12	4	2	—	4	2	—
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—	—
公平委員会		—	—	—	—	—	—	—
監査委員		—	—	—	—	—	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—	—
上下水道事業管理者	経営部	3	2	1	—	—	—	—
	事業部	7	2	4	—	1	—	—
	小計	10	4	5	—	1	—	—
病院事業管理者		5	1	1	—	3	—	—
議会		—	—	—	—	—	—	—
合計		133	55	47	—	26	5	—

(3) 部分公開の適用条項

部分公開と決定したものについて、非公開部分の理由として適用した条項の内訳は、枚方市情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報が27件、同条第3号の法人等に関する情報が23件、同条第6号の意思形成過程情報が1件、同条第7号の事務事業執行過程情報が14件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項 (単位:件)

区 分		平成28年度	平成27年度
請求件数		133	95
部分公開件数		47	47
条例第6条第1号	個人に関する情報	27	31
第2号	法令秘情報	—	1
第3号	法人等に関する情報	23	27
第4号	国等との協力関係情報	—	—
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	意思形成過程情報	1	3
第7号	事務事業執行過程情報	14	15
第8号	公共の安全と秩序の維持に関する情報	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が93人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が10人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が2人、市税の納税義務を有する者が1人、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが2人でした。

表4 請求者の内訳 (単位:人)

区 分		平成28年度	平成27年度
市内に住所を有する者		93	68
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体		10	7
市内の事務所又は事業所に勤務する者		2	2
市内の学校に在学する者		—	—
市税の納税義務を有する者		1	1
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの		2	1
合 計		108	79

(5) 実施の方法

公開及び部分公開と決定したものの公開方法は、閲覧のみが3件、閲覧及び写しの交付が14件、写しの交付のみが84件でした。

なお、情報公開請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表5 実施の方法

区 分	平成28年度	平成27年度
閲覧のみ	3件	4件
閲覧及び写しの交付	14件	5件
写しの交付のみ	84件	70件

(注) 請求者の都合による写しの交付のみの未実施が、平成27年度に3件、平成28年度に1件あります。

2. 情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成28年度の情報公開申出は、106件ありました。

情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が47件、部分公開が51件、公文書不存在が4件、取下げが4件、公開率は100%でした。

表6 情報公開申出処理状況

区 分	平成28年度	平成27年度
申出者数	63人	53人
申出件数	106件	72件
処 理 状 況	全部公開	47件
	部分公開	51件
	非公開	一件
	不存在	4件
	取下げ	4件
	却下	一件
公開率	100%	100%

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

## (2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが79件、上下水道事業管理者に対するものが16件、教育委員会に対するものが11件でした。

表7 実施機関別申出件数

(単位:件)

実 施 機 関 名	申出件数	処 理 状 況						
		全部公開	部分公開	非 公 開	不 存 在	取 下 げ	却 下	
市 長	市 長 公 室	1	1	—	—	—	—	—
	市 民 安 全 部	5	5	—	—	—	—	—
	総 務 部	1	—	1	—	—	—	—
	産 業 文 化 部	5	3	2	—	—	—	—
	健 康 部	4	2	1	—	—	1	—
	福 祉 部	1	—	1	—	—	—	—
	子 ども 青 少 年 部	3	3	—	—	—	—	—
	環 境 部	17	3	10	—	1	3	—
	都 市 整 備 部	27	22	4	—	1	—	—
	土 木 部	14	1	12	—	1	—	—
	会 計 課	1	1	—	—	—	—	—
小 計	79	41	31	—	3	4	—	
教 育 委 員 会	管 理 部	4	1	2	—	1	—	—
	学 校 教 育 部	4	3	1	—	—	—	—
	社 会 教 育 部	3	2	1	—	—	—	—
小 計	11	6	4	—	1	—	—	
上 下 水 道 事 業 管 理 者	経 営 部	1	—	1	—	—	—	—
	事 業 部	15	—	15	—	—	—	—
小 計	16	—	16	—	—	—	—	
合 計	106	47	51	—	4	4	—	

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 実施の方法

公開及び部分公開と回答したものの公開方法は、写しの交付のみで87件でした。

なお、情報公開申出の場合、手数料として1件300円を徴収しています。また、写しの交付に係る費用については、申出者の負担となります。

表8 実施の方法

区 分	平成28年度	平成27年度
閲 覧 の み	一件	一件
閲覧及び写しの交付	一件	一件
写しの交付のみ	87件	71件

(注) 申出者の都合による未実施が、平成28年度に11件あります。

## II-1. 個人情報保護制度の運用状況

### 1. 自己情報開示等の請求

#### (1) 処理状況

平成28年度の自己情報開示等請求は64件あり、全て開示請求で、訂正、削除及び目的外利用等中止の請求はありませんでした。

自己情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が40件、部分開示が18件、非開示が1件、不存在が5件、開示率は98.3%でした。

表9 自己情報開示等請求処理状況

区 分	平成28年度	平成27年度	
	自己情報開示請求	自己情報開示請求	
請 求 者 数	57人	73人	
請 求 件 数	64件	92件	
処 理 状 況	全 部 開 示	40件	59件
	部 分 開 示	18件	22件
	非 開 示	1件	3件
	不 存 在	5件	5件
	取 下 げ	1件	3件
	却 下	1件	1件
開 示 率	98.3%	96.4%	
審 査 請 求	1件	3件	

(注)1 自己情報訂正請求、自己情報削除請求及び自己情報目的外利用等中止請求の欄は省略しています。

(注)2 開示率=(全部開示件数+部分開示件数)÷(請求件数-取下げ等)×100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

#### (2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが60件（財務部25件、市民安全部16件、福祉部8件など）、教育委員会に対するものが4件でした。

表10 実施機関別請求件数

(単位:件)

		請求件数	処 理 状 況					
			全部開示	部分開示	非開示	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	市長公室	2	—	1	1	—	—	—
	市民安全部	16	5	8	—	3	—	—
	総務部	1	1	—	—	—	—	—
	財務部	25	23	1	—	1	—	—
	健康部	7	5	2	—	—	—	—
	福祉部	8	2	6	—	—	—	—
	子ども青少年部	1	1	—	—	—	—	—
小 計		60	37	18	1	4	—	—
委 員 会 育	学校教育部	3	2	—	—	1	—	—
	社会教育部	1	1	—	—	—	—	—
	小 計	4	3	—	—	1	—	—
合 計		64	40	18	1	5	—	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

## (3) 部分開示、非開示の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、非開示部分の理由として適用した条項の内訳は、枚方市個人情報保護条例第16条第2項第3号の事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が2件、同項第4号の本人以外のものに関する情報が19件でした。

表11 部分開示、非開示の適用条項

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成27年度
請 求 件 数	64	92
部 分 開 示 及 び 非 開 示 件 数	19	25
条例第16条第2項第1号	—	—
第2号	—	4
第3号	2	4
第4号	19	22
第5号	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

#### (4) 実施の方法

開示及び部分開示と決定したものの開示方法は、閲覧及び写しの交付が14件、写しの交付のみが42件でした。

なお、自己情報開示請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表12 実施の方法

区 分	平成28年度	平成27年度
閲覧のみ	—	1件
閲覧及び写しの交付	14件	19件
写しの交付のみ	42件	60件

(注) 請求者の都合により、写しの交付のみの未実施が平成27年度に1件、平成28年度に2件あります。

## 2. 個人情報ファイル

### (1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルは、平成29年3月31日現在、1121件あります。

実施機関別の届出状況は、市長が847件（福祉部194件、健康部165件、市民安全部128件、財務部103件など）、教育委員会が122件（学校教育部101件、社会教育部15件など）、選挙管理委員会が9件、農業委員会が13件、上下水道事業管理者が72件、病院事業管理者が55件、議会が3件です。

表 1 3 実施機関別届出件数

(平成 2 9 年 3 月 3 1 日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数
(1)	市 長 公 室	1	(3) 選 挙 管 理 委 員 会	9
	市 民 安 全 部	1 2 8	(4) 公 平 委 員 会	—
	総 合 政 策 部	1 3	(5) 監 査 委 員	—
	総 務 部	4	(6) 農 業 委 員 会	1 3
	財 務 部	1 0 3	(7) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—
	産 業 文 化 部	2 5	(8) 経 営 部 道 事 業 管 理 者 上 下 水	1 2
	健 康 部	1 6 5		事 業 部
	福 祉 部	1 9 4	小 計	7 2
	子 ど も 青 少 年 部	5 3	(9) 病 院 事 業 管 理 者	5 5
	環 境 部	5 2	(10) 議 会	3
	都 市 整 備 部	9 2		
	土 木 部	1 7		
	会 計 課	—		
小 計	8 4 7			
(2) 教 育 委 員 会	管 理 部	6		
	学 校 教 育 部	1 0 1		
	社 会 教 育 部	1 5		
	小 計	1 2 2		

## 3. 個人情報の目的外利用

## (1) 枚方市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定による目的外利用の状況

枚方市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定により個人情報の目的外利用をしたのは 7 5 件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

<参考> 枚方市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号

正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

表1 4 目的外利用の状況

NO	目的外利用した課名	個人情報保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
1	税制課	市民室	住民基本台帳	氏名、性別、生年月日、続柄、通称名、現住所、前住所、転出先・転入前住所、宛名番号、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、処理日、誤謬、世帯内順序、入力地、外国人住民日	住基連携データとの整合性確認のため	閲覧	随時
2	資産税課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、住所、生活保護受給の有無	固定資産税減免に係る生活保護の受給の有無の確認のため	文書	平成28年6月23日から 平成29年3月31日まで
3	資産税課	景観住宅整備課	長期優良住宅建築等計画認定台帳	申請者の氏名・住所、申請地の地名・地番、建物の床面積・構造、工事完了予定日、事前協議番号、認定番号、申請年月日、建物の階数	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
4	資産税課	開発調整課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
5	資産税課	開発調整課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・地番、確認番号、確認日、完了検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	電算処理	随時
6	資産税課	開発調整課	確認申請書	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積・平面図・立体図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
7	資産税課	開発調整課	事前協議書	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積・平面図・立体図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
8	資産税課	開発調整課	建築確認申請処理経過台帳	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
9	健康総務課	市民室	住民基本台帳	氏名、生年月日、現住所、居住開始日	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦を行うにあたり、校区コミュニティ協議会から提出された候補者の情報を確認するため	閲覧	平成28年7月12日から 平成28年9月30日まで

NO	目的外とした課名	個人情報保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
10	健康総務課	危機管理室	東日本大震災被災者にかかる市内対象者	氏名、世帯員数	枚方市健康・医療・福祉フェスティバルにおける市内避難者支援のため	電算処理	平成28年10月23日から平成28年10月23日まで
11	国民健康保険室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、異動事由、住民届出日、住民届出日、住所、異動事由、異動届出日、在留資格・期間、異動事由、在留資格、在留届出日、在留事由、在留届出日、外国人住民届出日、国籍	国民健康保険業務における世帯構成等の確認のため	電算処理	随時
12	国民健康保険室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、個人番号、届出日、在留資格・期間、異動事由、在留資格、在留届出日、在留事由、在留届出日、外国人住民届出日、国籍	後期高齢者医療被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随時
13	国民健康保険室	市民税課	(1)個人基本台帳 (2)世帯員一覧台帳 (3)課税台帳 (4)資料台帳 (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、所得の額・種類、控除額、市民税額	後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の算定及び保険料の賦課のため	閲覧 電算処理	随時
14	国民健康保険室	市民税課	(1)個人基本台帳 (2)事業所基本台帳 (3)世帯員一覧台帳 (4)課税台帳 (5)資料台帳 (6)給与支払報告書綴 (7)市・府民税申告書綴	氏名、生年月日、性別、個人番号、徴収区分、更正理由、収入・所得情報、控除情報、繰越純損、繰越雑損、専従者情報	国民健康保険料の適正な賦課決定のため	閲覧 電算処理	随時
15	国民健康保険室	生活福祉室	生活保護ケースファイル	宛名番号、保護の開始・廃止年月日	国民健康保険被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随時
16	国民健康保険室	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、ケース番号、保護の開始・廃止・停止・再開年月日	後期高齢者医療被保険者の適用除外判定のため	電算処理	随時

NO	目的外とした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
17	長寿社会推進室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転入前・転出先住所、世帯主、世帯番号、住民届出日、住定事由、異動事由、各異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、入力地、外国人住民日、コード等	高齢者福祉施策の対象者の資格取得、資格異動等を把握するため	閲覧 電算処理	随時
18	長寿社会推進室	国民健康保険室	国民健康保険資格ファイル	国保番号、国保被保険者証番号、都道府県コード、市町村コード、個人区分コード、個人番号、国保世帯加入日・離脱日、退職該当日・非該当日、カナ氏名、生年月日、性別コード	介護保険及び国民健康保険の給付の突合い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び国民健康保険医療給付の適正化を図るため	電算処理	随時
19	長寿社会推進室	国民健康保険室	後期高齢被保険者資格ファイル	個人区分コード、個人番号、被保険者番号、取得年月日・喪失事由コード・喪失年月日、保険者番号適用開始・終了年月日、氏名、生年月日、性別コード、住所、作成年月日、作成時刻	高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費の支給額の計算時に世帯特定を行うとともに、介護保険及び後期高齢者医療の給付の突合い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び後期高齢者医療給付の適正化を図るため	電算処理	随時
20	長寿社会推進室	障害福祉室	適用除外施設（入所・退所）連絡票	氏名、住所、性別、生年月日、入退所した施設・年月日	介護保険適用除外施設入所者の管理のため	文書	随時
21	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転入前・転入住所、世帯主氏名、世帯番号、宛番号、異動日、異動届出日、住定事由、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	閲覧	随時

NO	目的外とした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めたい個人情報ファイルの名称	利用を認めたい個人情報の項目	利用目的	利用を認めたい方法	利用を認めたい期間
22	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定事由、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため	閲覧	平成28年11月18日から平成29年3月31日まで
23	保健衛生課	給排水管理課	宅内改造工事に係る申請履歴	浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名	浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のもののを廃止するため	閲覧	平成28年6月15日から平成29年3月31日まで
24	保健予防課	障害福祉室	自立支援医療(精神通院)事務連絡等級 自立支援医療(精神通院)進達綴	自立支援医療(精神通院)受給の有無、有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出があったものについて調査を行うため	文書	随時
25	保健予防課	障害福祉室	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等級	精神保健福祉手帳所持の有無、等級、有効期限、更新手続の有無	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出があったものについて調査を行うため	文書	随時
26	保健センター	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	保健センター便利帳等の行政情報の点字版・音訳版を送付するため	文書	随時
27	保健センター	保健予防課	小児慢性特定疾病患者台帳	氏名、性別、生年月日、重症認定有無、受診医療機関名称、疾患群、主疾病名称	小児慢性特定疾病児の傾向を分析し、実情に応じた自立支援業務を実施するため	電算処理	随時
28	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の予約及びフロアの円滑な実施及び前立腺がん検診、ピロリ菌検査の検診料の免除のため	閲覧	随時
29	保健センター	保育幼稚園課	保育児童台帳	保育所在籍状況、認定子ども園在籍状況	乳幼児健診未受診児の状況把握のため	電算処理	随時
30	保健センター	保育幼稚園課	私立幼稚園園補助金の対象者データ	氏名、住所、生年月日、所属幼稚園名、申請日	乳幼児健診未受診者の状況把握のため	文書	随時

NO	目的外とした課名	利用名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
31	保健センター	医療助成課	医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「身体及び知的障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療助成状況	乳幼児健診未受診児の状況把握のため	文書	随時	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで
32	障害福祉室	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	福祉のてびきの点字版・音訳版を送付するため	文書	随時	
33	障害福祉室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、個人番号、通称名、性別、世帯番号、異前住所、続柄、転出予定地、異動日、異動届出日、異動事由、消除日	障害福祉サービスの支給決定事務の効率化のため	閲覧	随時	
34	障害福祉室	生活福祉室	生活保護ケースファイル	ケアプランの有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	随時	
35	障害福祉室	長寿社会推進室	介護給付費資格照合表	居宅サービスの利用の有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	随時	
36	障害福祉室	長寿社会推進室	高額介護サービス費給付対象者一覧	自己負担額、負担上限額、高額介護サービス費	高額障害福祉サービス等給付費の算出を行うにあたり、介護保険の利用者負担額についても合算の対象となるため	文書	随時	
37	福祉指導監査課	長寿社会推進室	受給者別給付状況一覧表ファイル	サービス提供年月日、被保険者氏名、被保険者番号、事業所名、事業番号、要介護度、サービス種類、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額	事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置に該当若しくはその疑いのある場合、又は介護報酬の請求について不正等が疑われる場合に、事実関係を適確に把握し、公正かつ適切な措置を採るため	電算処理	随時	
38	臨時福祉給付	市民室	住民基本台帳	氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、通称名、前住所、転出先・転入前住所、世帯番号、世帯主名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定事由、住定日、住定日、住定事由、処理日、誤謬、世帯内順序、在留資格、在留期間、在留期間満了日、外国人住民日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	閲覧 電算処理	随時	

N0	目的を とした課 外利用名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を 認めた方法	利用を認めた期間
39	臨時福祉給付金	国民健康保険室	国民健康保険資格ファイル	氏名、生年月日、住所、宛名番号、記号番号、資格取得日、資格喪失日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	閲覧	随時
40	臨時福祉給付金	国民健康保険室	後期高齢者医療資格ファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、被保険者番号、資格取得日、資格喪失日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	閲覧	随時
41	臨時福祉給付金	生活福祉室	生活保護ケースファイル	保護受給の有無、受給者氏名、受給期間、宛名番号	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	電算処理	随時
42	臨時福祉給付金	長寿社会推進室	老人福祉法入所関係ケースファイル	氏名、性別、生年月日、入所等年月日、区分	入所者本人へ臨時福祉給付金を支給するため	電算処理	随時
43	子育て事業課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、宛名番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	保育所体験事業、枚方版ブックスタート事業及び乳児家庭全戸訪問事業の対象者への事業参加通知を送付するため	閲覧 電算処理	随時
44	子ども総合センター相談	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、宛名番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	ひとり親家庭等対象事業の申請者の世帯構成等及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る債務者の所在等の確認のため	閲覧 電算処理	随時
45	淀川衛生事業所	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、住民となった年月日、住民届出日、異動日、異動届出日、住定事由、在留資格、勤務先名、勤務先住所、在留期間	し尿処理手数料の徴収のため	閲覧	随時
46	淀川衛生事業所	上下水道局 お客センター	使用者マスターファイル	水道使用閉栓後の請求先、連絡先、転出(転居)先住所、水道使用状況	し尿処理手数料の徴収のため	文書	随時
47	環境保全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 (3)地番図	土地(家屋)所有者の氏名・住所・電話番号(納税通知書送付先)、共有者、地番、家屋番号、公示送達の有無	空地及び空家の管理指導を行うため	閲覧	平成28年4月9日から 平成29年3月31日まで

N0	目的外利用名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
48	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	対象地の納税者氏名、住所	都市計画決定のための公聴会、地元説明会の実施にあたり、影響を受ける土地所有者に周知するため	電算処理	平成28年8月28日から 平成28年10月30日まで
49	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	家屋所有者の氏名、住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類、用途	物件の適切な維持保全のための行政指導を行うにあたり、所有者、連絡先の確認及び当該物件の状況を把握するため。	文書 電算処理	平成28年4月13日から 平成29年3月31日まで
50	土木総務課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、性別、郵便番号、住所、整理番号	総合交通計画の策定に係るアンケート調査を実施するため	電算処理	平成28年8月3日から 平成28年12月28日まで
51	道路河川管理課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所・氏名	市道管理に必要なため	閲覧	随時
52	道路河川整備課	資産税課	航空写真	平成27年度航空写真(長尾播磨谷地区から長尾台地区まで)	牧野長尾線整備事業で、対象区域のVRを作成するため	電算処理	平成28年7月12日から 平成29年3月15日まで
53	上下水道局 お客センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、宛番号、世帯員氏名・生年月日、転居年月日、転入年月日	水道料金等の請求・還付及び水道料金等減免資格認定のため	閲覧 電算処理	随時
54	上下水道局 お客センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、転居年月日、転出年月日	下水道事業受益者に対する負担金の請求及び未収金徴収のため	閲覧	随時
55	上下水道局 お客センター	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)土地地番参考図	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、生産緑地並びに市街化調整区域の指定・私道負担部分・特別高圧送電線路線下指定の有無、課税状況	下水道事業受益者に対する負担金賦課のため	閲覧 電算処理	随時
56	上下水道局 お客センター	年金児童手当課	特別児童扶養手当資格喪失届一覧表・特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表	証書番号、受給者氏名、宛番号、住所、停止年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
57	上下水道局 お客センター	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、宛番号、住所、喪失年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
58	上下水道局 お客センター	生活福祉室	生活保護ケースファイル	世帯主氏名、住所、廃止年月日、世帯員氏名、居住地、施設等入退所年月日	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を 認めた方法	利用を認めた期間
59	上下水道局 お客センター	障害福祉室	身体障害者手帳更正指導台帳・療育手帳交付台帳・精神障害者保健福祉手帳事務連絡綴	氏名、宛名番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
60	上下水道局 お客センター	市民税課	市民税業務ファイル	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数	水道料金等減免資格認定のため	閲覧 電算処理	随時
61	上下水道局 お客センター	長寿社会推進室	要介護認定情報	要介護状態区分、認定日、有効期間	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
62	給排水管理課	資産税課	家屋課税台帳	土地（家屋）所有者の氏名・住所、地番、家屋番号、種類、構造、床面積	下水道改造資金の助成を行うにあたり、必要のため	閲覧 電算処理	随時
63	給排水管理課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	供用開始される地区内にて、生活保護受給者が所有する建築物の件数	下水道改造資金の助成を行うにあたり、必要のため	文書	随時
64	上水道工務課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名、住所	配水管更新工事に係る地権者連絡先確認のため	文書	随時
65	汚水整備課	資産税課	土地課税台帳	納税義務者の氏名・住所	公共下水道整備に係る確認書及び承諾書が必要な場合に、土地所有者を特定するため。	文書	随時
66	学校給食課	生活福祉室	生活保護システムファイル	世帯主氏名、児童氏名、学校名、学年、ケース番号、地区名、保護の開始・廃止日、居住地	中学校給食費の負担者を確定するため	電算処理	随時
67	学校給食課	学務課	就学援助認定者情報	氏名、申請番号、受給開始年月日	中学校給食予約管理事務に利用するため	電算処理	随時
68	児童生徒支援室	子育て運営課	(1)保育所入所申込書 (2)保育児童台帳	特別な配慮を要する幼児の氏名・性別・生年月日・住所・保護者氏名・保育所名	就学指導のため	文書	平成28年5月24日から 平成28年7月31日まで
69	学務課	市民室	住民基本台帳	学齢児童・生徒の保護者氏名	学齢簿の作成並びに就学時健康診断通知及び就学通知の郵送に利用するため	閲覧	随時

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を 認めた方法	利用を認めた期間
70	学務課	市民室	住民基本台帳	世帯主氏名、保護者氏名、世帯員氏名、世帯番号、個人番号、住所、生年月日、性別、続柄	就学事務や、就学援助費、就学奨励費、奨学金、交通災害遺児奨学金に係る業務を行うにあたり、必要のため	電算処理	随時
71	学務課	学校給食課	学校給食注文情報	就学援助受給中学生の氏名、申請番号、月別注文分学校給食費	就学援助の学校給食費支給のため	電算処理	随時
72	社会教育課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う住所確認・アンケート発送のため	閲覧	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで
73	放課後子ども課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認のため	閲覧	随時
74	選挙管理委員会事務局	市民室	住民基本台帳	DV等被害に係る支援対象者の氏名・生年月日・性別・住所・個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため。	文書	随時
75	農事委員会	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報(地目・地積)、登記情報	農地基本台帳管理システム運用に係る固定データ確認のため	電算処理	平成28年4月19日から 平成29年3月31日まで

※個人番号は番号法に規定された個人番号ではありません。

## Ⅱ－２．特定個人情報保護制度の運用状況

### １．自己情報開示等の請求

#### (1) 処理状況

平成２８年度に自己情報開示等請求はありませんでした。

### ２．特定個人情報ファイル

#### (1) 届出状況

各実施機関が作成した特定個人情報ファイルは、平成２９年３月３１日現在、４３件あります。  
実施機関別の届出状況は、市長が３５件、教育委員会が６件、選挙管理委員会が２件です。

表１４－２ 実施機関別届出件数（平成２９年３月３１日現在、単位：件）

実 施 機 関 名		届 出 件 数
(1) 市 長	市 民 安 全 部	３
	総 務 部	５
	財 務 部	５
	健 康 部	１３
	福 祉 部	７
	子 ども 青 少 年 部	２
小 計		３５
(2) 教 育 委 員 会	管 理 部	３
	社 会 教 育 部	３
	小 計	６
(3)	選 挙 管 理 委 員 会	２
(1) ～ (3) の 合 計		４３

※届出のあった実施機関（部）のみ掲載しています。

### Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

#### 1. 審議会委員

##### (1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例及び枚方市特定個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べることができます。

表15 審議会委員名簿

(平成29年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	道上達也	弁護士
副会長	畑山満則	京都大学防災研究所教授
委員	奥正嗣	大阪国際大学元教授
委員	館福美	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	笹田庄次	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	坂口孝司	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	田代香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	谷本和子	関西外国語大学短期大学部副学長
委員	荒義重	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	塚本勝俊	大阪工業大学教授
委員	林文子	枚方地区人権擁護委員会
委員	山下安則	北大阪商工会議所
委員	小野英子	枚方市PTA協議会

## 2. 審議会開催状況

### (1) 開催日及び諮問案件

平成28年度の審議会は、以下のとおり4回開催されました。

#### 第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成28年5月23日（月）

諮問事項

- 第517号 寄附收受事務に係る個人情報の電算処理について
- 第518号 寄附收受事務に係る電子計算組織の通信回線による結合について
- 第519号 寄附收受事務に係る個人情報の電算処理について
- 第520号 寄附收受事務に係る電子計算組織の通信回線による結合について
- 第521号 特定健診早期介入保健指導事業に係る個人情報の電算処理について

#### 第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成28年8月29日（月）

諮問事項

- 第522号 児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について
- 第523号 児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に係る個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第524号 児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に係る個人情報の電算処理について
- 第525号 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に係る個人情報の電算処理について
- 第526号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第527号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第528号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第529号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第530号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第531号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第532号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第533号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第534号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第535号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結

合について

- 第536号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第537号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第538号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第539号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第540号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第541号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第542号 職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について
- 第543号 人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第544号 枚方市三世代家族・定住促進補助金の交付事務に係る個人情報の電算処理について

### 第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成28年11月25日(金)

諮問事項

- 第545号 水道料金等の口座振替による収納事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第546号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第547号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第548号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第549号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第550号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第551号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第552号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第553号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第554号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第555号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第556号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第557号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第558号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第559号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第560号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第561号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について
- 第562号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について
- 第563号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について

第564号 会議録の作成事務における個人情報の電算処理について

第565号 会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について

#### 第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成29年2月27日（月）

##### 諮問事項

第566号 健康管理システムにおける特定個人情報の電算処理項目の追加について

第567号 災害情報システム利用拡張に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について

第568号 災害情報システム利用拡張に伴う外部提供する個人情報の項目の追加について

第569号 災害情報システム利用拡張に伴う個人情報の電算処理項目の追加について

第570号 災害情報システム利用拡張に伴う個人情報の伝送項目の追加について

第571号 農地情報公開システムとの通信回線による結合について

第572号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第573号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第574号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第575号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第576号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第577号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第578号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第579号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第580号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第581号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第582号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第583号 ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第584号 個人情報保護法等の改正を踏まえた本市の情報公開・個人情報保護制度の見直しについて

## IV. 情報公開・個人情報保護審査会

### 1. 審査会委員

#### (1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第15条第1項、枚方市個人情報保護条例第29条第1項に規定する審査請求について審査します。

表16 審査会委員名簿

(平成29年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
委 員	松 本 哲 治	同志社大学大学院司法研究科教授
委 員	片 桐 直 人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
委 員	山 本 香 織	弁 護 士
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	横 内 恵	大阪経済大学経営学部講師

(注) 委員の任期は、平成30年10月14日までの2年間

### 2. 諮問した審査請求の処理状況

#### (1) 処理状況

平成28年度に審査会に新たに諮問した審査請求は3件で、このうち、情報公開請求に係る決定についてのものは1件（市長に対するもの）、自己情報開示請求に係る決定についてのものは2件（教育委員会に対するもの）でした。

平成28年度に審査会で審査された諮問案件は3件で、このうち、2件について同年度に答申がありました。

表17 諮問した審査請求の処理状況

(単位：件)

区 分	申立て件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
情 報 公 開	1	—	—	—	—	—	1
自己情報開示等	2	—	—	1	1	—	—

### 3. 審査会開催状況

#### (1) 開催状況及び諮問案件

平成28年度は、次の案件の審査のため、5回開催されました。

案件① 「職場における自身に対する暴力事案に関する文書」の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

案件② 「職場における自身に対する暴言事案に関する文書」の不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

案件③ 「東部清掃工場に係わる次の書類・契約書・月別納品量（H25、26、27年度の各月ごと）・月別請求額（H25、26、27年度の各月ごと）」の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

#### 第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成28年7月19日（火）

審査事項

案件①、案件②について

#### 第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成28年9月8日（木）

審査事項

案件①、案件②について

#### 第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成28年11月7日（月）

審査事項

案件①、案件②について

#### 第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成29年2月17日（金）

審査事項

案件③について

#### 第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成29年3月24日（金）

審査事項

案件③について

表 1 8 諮問された審査請求の内容等

(平成 2 9 年 3 月 3 1 日現在)

審査請求日	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日及び裁決内容
審査請求 H28. 5. 2  自己情報開示	職場における自身に対する暴力事案に関する文書  <公文書名> ①・・・の事案について（報告）（・・・校長報告） ②教職員に対する・・・  教育委員会（教職員課）	部分開示  第 1 6 条 第 2 項第 4 号	諮問日 H28. 5. 10  答申日 H28. 11. 15 答申内容 一部認容  裁決日 H28. 12. 28 裁決内容 答申どおり
審査請求 H28. 5. 11  自己情報開示	職場における自身に対する暴言事案に関する文書  教育委員会（教職員課）	不存在	諮問日 H28. 5. 13  答申日 H28. 11. 15 答申内容 棄却  裁決日 H28. 12. 28 裁決内容 答申どおり
審査請求 H28. 11. 18  情報公開	東部清掃工場に係わる次の書類・契約書・月別納品量（H25、26、27 年度の各月ごと）・月別請求量（H25、26、27 年度の各月ごと）  <公文書名> 東部清掃工場が締結した契約に係る次の文書 ①契約書（平成 28 年 3 月 18 日契約） ②①に添付の契約条件 ③月別請求書及び領収書（平成 25 年度・平成 26 年度・平成 27 年度）  枚方市長（東部清掃工場）	部分公開  第 6 条第 1 号 第 6 条第 3 号	諮問日 H29. 1. 18  （審査中）



## 参 考 资 料

# 1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H28. 4. 8	駐車場案内システム及び運用に係る協定等の廃止について(平成27年3月9日部長決裁)	土木部 交通対策課	H28. 4. 21	部分公開 6-1 6-3	H28. 4. 25	写し	
2	H28. 4. 11	「添付資料(写真、地図)にある電柱の突出看板(XA、XB)設置に係る許可及び占有使用料の支払証明」のうち「添付資料(写真、地図)にある電柱の突出看板(XA、XB)設置に係る許可」 ＜対象文書＞ 道路占有許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)	土木部 道路河川管理課	H28. 4. 20	公開	H28. 4. 20	写し	
3	H28. 4. 11	「添付資料(写真、地図)にある電柱の突出看板(XA、XB)設置に係る許可及び占有使用料の支払証明」のうち「添付資料(写真、地図)にある電柱の突出看板(XA、XB)設置に係る占有使用料の支払証明」	土木部 道路河川管理課	H28. 4. 20	不存在 ※1			
4	H28. 4. 12	〇〇に係る平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に関する評価得点明細 ＜対象文書＞ 平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選定に関する評価得点明細(〇〇)	健康部 長寿社会推進室	H28. 4. 19	部分公開 6-7	H28. 4. 22	写し	
5	H28. 4. 12	①市長から組合宛の書面(競争法に係る今年3月末頃のもの) ②組合事務所の使用許可書(平成26年度～平成28年度)(職員会館分) ③休職専従許可書(H28年4月を起点とする前後1回分) ＜対象文書＞ ①要請書(平成28年3月25日付け総職第293号) ②枚方市行政財産使用許可書(平成26年3月31日付け総職第291号及び同日第292号、平成27年3月27日付け総職第312号及び第313号並びに平成28年3月31日付け総職第297号及び同日第298号の計6件) ③専従休職の許可について(平成28年1月1日付け総人第302号、同年2月9日付け総人第328号、同年4月1日付け総人第372号及び同年4月4日付け総人第1号の計4件)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 4. 19	部分公開 6-1	H28. 4. 20	閲覧、写し	
6	H28. 4. 12	市勢要覧2016 企画案	市長公室 広報課	H28. 4. 20	公開	H28. 4. 20	写し	



番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
15	H28.5.10	枚方市所在認可外保育施設の平成28年3月31日現在運営状況報告書(添付書類を除く)の現存分(23施設分)	福祉部 福祉指導監査課	H28.5.13	部分公開 6-1 6-3	H28.5.19	写し	
16	H28.5.10	公共下水道工事施工承諾書(枚方市〇〇町〇〇)	上下水道局 経営部 給排水管理課	H28.5.13	部分公開 6-1	H28.5.13	写し	
17	H28.5.13	4月28日以降の〇〇氏と市職員の面談記録 ＜対象文書＞ ①公用車(No.153)運行日誌 ②公用車(総務2)運行日誌	産業文化部 文化生涯学習室	H28.5.24	公開	H28.5.25	写し	
18	H28.5.13	平成27年度議事調書の修正についての回議書 ＜対象文書＞ 「議事調書の修正について」(回議書)	財務部 税務室 税制課	H28.5.27	公開	H28.5.30	閲覧、写し	
19	H28.5.16	平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に係る次の文書 ①評価得点明細 ②地元調整の状況 〇〇提出分 ＜対象文書＞ 平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考に関する ①評価得点明細(〇〇) ②地元調整の状況(〇〇)	健康部 長寿社会推進室	H28.5.24	部分公開 6-3 6-7	H28.5.27	写し	
20	H28.5.17	次の診療所に係る次の書類 診療所名：〇〇(枚方市〇〇町〇〇) 書類：診療所開設届出書一式・診療用エックス線備付届一式 ＜対象文書＞ ①診療所開設届出書(医師開設)(平16.12.1收受 枚方保第〇〇号) ②診療用エックス線装置備付届(平16.12.3收受 枚方保第〇〇号)	健康部 保健所 保健企画課	H28.5.19	部分公開 6-1 6-3	H28.5.19	閲覧、写し	
21	H28.5.18	①平成27年度緊急通報サービス報告書 ②枚方市緊急通報システム(高齢社会室)業務委託計算書(平成27年度) ③通報受信データ枚方市(平成27年度) ④廃止一覧(平成27年度)	健康部 長寿社会推進室	H28.6.27	部分公開 6-1 6-3	H28.7.4	写し	決定期間 延長決定 H28.5.31
22	H28.5.24	〇〇が申請した工場等設置許可申請書(平成18年8月10日付け環公セ第七〇〇号にて收受)	環境部 環境指導課					取下げ

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
23	H28. 5. 30	①枚方市水道局行政財産の目的外使用許可書(水給第〇〇号平成19年3月30日) ②枚方市水道局行政財産の目的外使用許可書(水給第〇〇号平成21年3月31日) ③枚方市水道局行政財産の目的外使用許可書(水給第〇〇号平成24年4月1日) ④枚方市水道局行政財産の目的外使用許可書(水給第〇〇号平成27年4月1日) ※個人情報及び印影を除く。	上下水道局 経営部 給排水管理課	H28. 6. 9	公開	H28. 6. 10	写し	
24	H28. 5. 30	枚方市水道局行政財産の目的外使用許可書(水推第〇〇号 平成13年2月20日) ※個人情報及び印影を除く。	上下水道局 事業部 上水道保全課	H28. 6. 8	公開	H28. 6. 10	写し	
25	H28. 5. 31	枚方市公害防止条例に基づく申請、届出書類のうち、長尾谷町内に設置されている、又は過去に設置されていた井戸に関する、次の内容のわかる書類 ①申請・届出社名②所在地③井戸深度④ストレーナーの位置 <対象文書> 揚水施設既届出書(昭和47年10月9日付け市公審第〇〇号)	環境部 環境指導課	H28. 6. 6	部分公開 6-3	H28. 6. 9	写し	
26	H28. 6. 2	5月2日及び5月13日〇〇氏との面談の際のやりとりの内容がわかるもの	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 6. 14	不存在 ※3			
27	H28. 6. 2	職員会館における組合事務所使用について(平成28年5月31日部長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 6. 7	公開	H28. 6. 7	閲覧、写し	
28	H28. 6. 3	①平成27年度卒業生進路先一覧表(平成28年3月31日現在) ②平成27年度枚方市立中学校進路総括(19校分)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H28. 6. 13	公開	H28. 6. 13	写し	
29	H28. 6. 6	添付資料(写真、地図)にあるベンチ(2台)の設置に係る文書(許可、管理者明記のもの) ※個人情報及び印影を除く	土木部 道路河川管理課	H28. 6. 9	不存在 ※4			
30	H28. 6. 10	添付資料(写真、地図)にある「消防水利」の指定に係る承諾書	土木部 公園みどり推進室	H28. 6. 17	不存在 ※5			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
31	H28. 6. 17	請求内容又は請求公文書名 ①平成27年度犬出入表猫出入表 ②平成27年度収容動物送致書 ③平成27年度動物の保管等業務委託に係る支出命令書 ④平成28年度動物の保管等業務に関わる委託料の積算について(通知) ＜対象文書＞ ①犬出入表(平成27年度) ②猫出入表(平成27年度) ③猫回収・保管・処分依頼書(平成27年度) ④犬回収・保管・処分依頼書(平成27年度) ⑤個体カルテ(平成27年度) ⑥動物の保管等業務(上半期分)支出命令書(平成27年度) ⑦動物の保管等業務(下半期分)支出命令書(平成27年度) ⑧動物の保管等業務に係る委託料の積算について(通知)(28. 3. 18收受保衛食第〇〇号)	健康部 保健所 保健衛生課	H28. 6. 27	公開	H28. 9. 14	写し	
32	H28. 6. 20	枚方市人事・給与に関する評価員の委嘱について(平成28年4月12日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 6. 23	公開	H28. 6. 23	写し	
33	H28. 6. 20	枚方市広報アドバイザーの委嘱について 決裁	市長公室 広報課	H28. 6. 22	公開	H28. 6. 23	写し	
34	H28. 6. 28	添付資料(写真)の枚方市役所別館6Fお手洗入口にある身障者用設備の表示を男性(青色)、女性(赤色)に識別表示する根拠文書 ＜対象文書＞ 工事打合せ簿(平成28年6月17日分)	都市整備部 施設整備室	H28. 7. 12	部分公開 6-1	H28. 7. 14	写し	
35	H28. 7. 4	①放置禁止区域標識等台帳(1) ②放置禁止区域標識等台帳(2)	土木部 交通対策課	H28. 7. 12	公開	H28. 7. 15	閲覧	
36	H28. 7. 5	淀川衛生工場改造工事(土木建築工事)に係る金入り設計書	環境部 淀川衛生事業所	H28. 7. 13	部分公開 6-7	H28. 7. 19	写し	
37	H28. 7. 7	この貯水槽が飲料水用貯水槽であると共に防火用として利用できるとする根拠となる文書 ＜対象文書＞ 平成7年度消防防災施設整備費補助に係る補助金の交付申請書	市民安全部 危機管理室	H28. 7. 13	公開	H28. 7. 22	写し	
38	H28. 7. 7	①指定「消防水利」標識看板の設置の根拠文書 ②この指定「消防水利」の申請承諾書	市民安全部 危機管理室	H28. 7. 15	不存在 ※6			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
39	H28. 7. 8	枚方市〇〇町の〇〇反対運動カンパインに対する指導に係る要望書とその回答書 今年6月以降分 ＜対象文書＞ ①「立て看板撤去のお願い」に対する要望書(枚方市指令土管第〇〇号) ②「立て看板撤去のお願い」に対する要望書(枚方市指令土管第〇〇号)	土木部 道路河川管理課	H28. 7. 14	公開	H28. 7. 15	写し	
40	H28. 7. 14	枚方市行政財産における活動について(平成28年7月8日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 7. 25	公開	H28. 7. 25	閲覧、写し	
41	H28. 7. 29	5月14日以降〇〇氏と市との面談の際のやりとりの内容がわかるもの(運行日誌を含む)のうち運行日誌 ＜対象文書＞ ①公用車(HV1) 運行日誌 ②公用車(No. 19) 運行日誌 ③公用車(No. 114) 運行日誌 ④公用車(No. 20) 運行日誌 ⑤公用車(No. 122) 運行日誌 ⑥公用車(No. 131) 運行日誌 ⑦公用車(大阪880あ15-89) 運行日誌 ⑧公用車(大阪51か32-81) 運行日誌 ⑨公用車(No. 1) 運行日誌 ⑩公用車(No. 2) 運行日誌 ⑪公用車(No. 125) 運行日誌 ⑫公用車(No. 60) 運行日誌 ⑬公用車(No. 22) 運行日誌	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 8. 12	公開	H28. 8. 12	写し	
42	H28. 7. 29	5月14日以降〇〇氏と市との面談の際のやりとりの内容がわかるもの(運行日誌を含む)のうち面談要旨 ＜対象文書＞ 市長と〇〇氏との面談(要旨)	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 8. 12	部分公開 6-1 6-6	H28. 8. 12	写し	
43	H28. 8. 3	平成27年度枚方市新産業創出支援事業事前計画提案書(別紙)及び参考資料(採択分のみ)	産業文化部 産業振興室 商工振興課	H28. 8. 17	部分公開 6-1 6-3	H28. 8. 18	写し	
44	H28. 8. 12	「子どもの居場所づくり推進事業」の実施決裁(平成28年7月28日付け副市長決裁)	子ども青少年部 子ども青少年課	H28. 8. 23	公開	H28. 8. 25	写し	
45	H28. 8. 12	動物の保管等委託業務の完了届(平成27年度) ＜対象文書＞ ①完了届(27. 11. 27收受保衛食第〇〇号) ②完了届(28. 5. 2收受保衛食第〇〇号)	健康部 保健所 保健衛生課	H28. 8. 18	公開	H28. 9. 14	閲覧	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
46	H28. 8. 22	添付資料にある市立香里小学校のフェンスに掲出されているAとBの小鳥さがしの看板の設置に係る文書、又このAとBの看板以外に掲出している看板に係る文書	教育委員会 管理部 教育環境整備室	H28. 9. 1	不存在 ※7			
47	H28. 8. 23	①枚方市行政財産における活動について(平成28年7月)(平成28年8月17日市長決裁) ②組合事務所における活動に関する通知について(平成28年8月17日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 8. 30	公開	H28. 8. 31	閲覧、写し	
48	H28. 8. 23	差押調査(国民健康保険料の滞納に係るもの)(平成27年度分)(国民健康保険室所管分)(個人情報を除く)(58件)	健康部 国民健康保険室	H28. 9. 6	公開	H28. 9. 7	写し	
49	H28. 8. 23	差押調査(国民健康保険料の滞納に係るもの)(平成27年度分)(債権回収課所管分)(個人情報を除く)(65件)	財務部 税務室 債権回収課	H28. 9. 6	公開	H28. 9. 7	写し	
50	H28. 9. 2	①添付資料にある民地に係る放置自転車禁止区域扱いの協定(市内全域に於ける分) ②放置自転車禁止区域内巡視の業務委託契約に係る契約書と仕様書 ※個人情報及び印影を除く ※最新分 ＜対象文書＞ ①樟葉駅周辺の放置自転車等に対する処理に関する確認書(昭62. 5. 28) ②放置自転車等の処理に関する確認書(昭62. 6. 30①) ③放置自転車等の処理に関する確認書(昭62. 6. 30②) ④変更確認書(昭62. 12. 23) ⑤放置自転車等の処理に関する確認書(平元. 1. 26) ⑥放置自転車等の処理に関する確認書(平元. 3. 15) ⑦放置自転車等の処理に関する確認書(平2. 5. 7) ⑧放置自転車等の処理に関する確認書(平5. 7. 15) ⑨放置自転車等の処理に関する変更確認書(平10. 8. 18) ⑩放置自転車対策指導・移送業務委託(樟葉駅・牧野駅・御殿山駅)に係る業務委託契約書・仕様書 ⑪放置自転車対策指導・移送業務委託(枚方市駅)に係る業務委託契約書・仕様書 ⑫放置自転車対策移送業務委託(枚方公園駅・光善寺駅・香里園駅・JR3駅・交野線3駅)に係る業務委託契約書・仕様書 ⑬放置自転車等放置禁止区域内指導・整理業務委託に係る業務委託契約書・仕様書 ※個人情報及び印影を除く ※最新分	土木部 交通対策課	H28. 9. 16	公開	H28. 9. 21	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
51	H28.9.7	東部清掃工場が締結したガス需給契約(大口供給契約Ⅱ類)に係る次の文書 ①ガス需給契約書(平成28年3月18日契約) ②①に係る大口供給制度供給条件 ③ガス料金月別請求書及び領収書(平成25年度・平成26年度・平成27年度)	環境部 東部清掃工場	H28.12.12	部分公開 6-1 6-3	H28.12.19	閲覧、写し	審査請求 H28.11.18
52	H28.9.9	①公用バス運行委託の依頼について(平成27年11月4日決裁) ②公用バス運行委託の契約手続きについて(平成27年12月9日決裁)	総務部 総務管理課	H28.9.23	公開	H28.9.28	写し	
53	H28.9.13	伏見隆市長の「公用車記録」(8月4日～8月10日) ＜対象文書＞ ①公用車(大阪301て93-35) 運行日誌(平成28年8月5日・6日) ②公用車(大阪301て93-35) 運行日誌(平成28年8月8日)	市長公室 秘書課	H28.9.27	公開	H28.9.27	写し	
54	H28.9.14	枚方オクトーバーフェストに係る岡東中央公園の使用や占用に関する許可書類 ※個人情報及び印影を除く	土木部 公園みどり推進室	H28.9.21	公開	H28.9.30	写し	
55	H28.9.14	「①添付資料(写真・地図)にあるAとBの掲示板(柱)の設置許可書(1式)②枚方オクトーバーフェストの看板やのぼり旗に係る道路占用許可 ※個人情報及び印影を除く」のうち「②枚方オクトーバーフェストの看板やのぼり旗に係る道路占用許可」 ＜対象文書＞ ①道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号) ②道路占用許可書(枚方市指令土管占〇〇第〇〇号)	土木部 道路河川管理課	H28.9.23	公開	H28.9.29	写し	
56	H28.9.14	「①添付資料(写真・地図)にあるAとBの掲示板(柱)の設置許可書(1式)②枚方オクトーバーフェストの看板やのぼり旗に係る道路占用許可 ※個人情報及び印影を除く」のうち「①添付資料(写真・地図)にあるAとBの掲示板(柱)の設置許可書(1式)」	土木部 道路河川管理課	H28.9.23	不存在 ※8			
57	H28.9.14	【工事件名】 津田低区配水場無停電電源装置更新 【開札日】 平成28年8月10日 上記工事に係る下記公文書の交付を請求します。 ①金入り工事内訳書②金入り施工代価表③適用積算基準及び単価適用年月日④共通費「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」の算出計算書 ＜対象文書＞ 津田低区配水場無停電電源装置更新工事に係る金入り設計書	上下水道局 事業部 上下水道整備室 浄水課	H28.9.26	部分公開 6-7	郵送	写し	
58	H28.9.14	出口汚水中継ポンプ場電気設備工事〔開札日〕平成27年3月9日 上記工事に係る下記公文書の交付を請求します。 ①金入り工事内訳書②金入り施工代価表③適用積算基準及び単価適用年月日④共通費「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」の算出計算書 ＜対象文書＞ 出口汚水中継ポンプ場電気設備工事に係る金入り設計書	上下水道局 事業部 下水道施設維持課	H28.9.27	部分公開 6-7	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
59	H28. 9. 14	請求内容又は請求公文書名 有害物質使用状況報告書及び、工場等の配置図 株式会社〇〇(所在地:枚方市〇〇町〇〇)に関するもの <対象文書> ①平成26年度 有害物質使用状況報告書(平成27年5月21日收受 環公第〇〇号) ②平成27年度 有害物質使用状況報告書(平成28年4月18日收受 環指第〇〇号) ③工場の施設配置図 (特定施設設置届出書(平成26年9月29日收受 環公第〇〇号)の添付資料)	環境部 環境指導課	H28. 9. 26	部分公開 6-3	H28. 9. 27	写し	
60	H28. 9. 15	添付資料(写真・地図)にある看板記載事項①「民有地内通り抜け禁止」の法的根拠文書又この看板をそのことで設置出来る法的根拠文書②枚方市と枚方警察署の連名の根拠(両者の同意あるもの)	土木部 交通対策課	H28. 9. 28	不存在 ※9			
61	H28. 9. 27	平成28年9月12日付け、市行政財産における活動について(依頼)の回議書と いっさいの添付資料、両組合分 <対象文書> 枚方市行政財産における活動について(平成28年8月)(平成28年9月8日市長 決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 10. 7	公開	H28. 10. 11	閲覧、写し	
62	H28. 9. 27	平成28年9月12日付け、市行政財産における活動について(依頼)の回議書と いっさいの添付資料、両組合分 上記に係る審理の日時、要した時間、場所、出席者、議事録及びメモ等(内容の わかるもの)6、7、8月分	総務部 人材育成室 職員課	H28. 10. 7	不存在 ※10			
63	H28. 9. 27	動物の保管等業務に係る委託料の積算について(通知)平成26年度、平成27年 度 <対象文書> ①犬の保管等業務に係る委託料の積算について(26. 3. 25收受保準第〇〇号) ②動物の保管等業務に係る委託料の積算について(27. 3. 31收受保衛食第〇 〇号)	健康部 保健所 保健衛生課	H29. 10. 4	公開	H29. 1. 26	写し	
64	H28. 9. 27	平成26. 4. 1Mダックス、平成26. 6. 17チワワ個体管理表、平成26. 4. 1Mダックス 名称不明(別紙参照)	健康部 保健所 保健衛生課	H29. 10. 4	不存在 ※11			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
65	H28. 9. 28	①伏見隆市長の公用車運行日誌(平成28年7月1日～平成28年8月3日・平成28年8月11日～平成28年9月28日) ②一般社団法人〇〇〇〇への案内状(個人情報を除く。) ＜対象文書＞ ①公用車(大阪30て93-35) 運行日誌(平成28年7月1日～2日、4日～12日、14日～16日、19日、21日～24日、26日～30日、8月2日～3日、16日～18日、20日～24日、28日、30日～31日、9月2日、4日、10日～12日、17日～19日、22日～26日、28日) ②一般社団法人〇〇〇〇(案内)(平成28年8月6日開催分)(個人情報を除く。)	市長公室 秘書課	H28. 10. 11	公開	H28. 10. 11	写し	
66	H28. 10. 4	9月9日 〇〇氏と両副市長との面談に関する書類 ＜対象文書＞ 公用車(大阪34ふ77-69) 運行日誌	市長公室 秘書課	H28. 10. 14	公開	H28. 10. 14	写し	
67	H28. 10. 6	添付資料(写真、地図)にある、指定「消防水利」標示板の設置に係る全ての文書 フェンス使用許可書(掲出のため) ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 公園占用許可書(継続)平成26年3月6日 土公第〇〇号 ※個人情報を除く	土木部 公園みどり推進室	H28. 10. 14	公開	H28. 10. 17	写し	
68	H28. 10. 7	市立ひらかた病院及び市立枚方市民病院の「病院管理者変更届」(平成16年以降) ＜対象文書＞ 病院管理医師変更届(平成16年4月30日收受)	健康部 保健所 保健企画課	H28. 10. 13	部分公開 6-1 6-3	H28. 10. 19	閲覧	
69	H28. 10. 19	「伏見隆市長の公用車運行日誌(平成28年1月4日～平成28年6月30日)」 ＜対象文書＞ 公用車(大阪301て93-35) 運行日誌(平成28年1月4日～14日、16日～17日、19日、21日～23日、25日～27日、29日～31日、2月2日～3日、5日、12日、14日、17日～18日、21日、24日～25日、27日～29日、3月1日、6日～13日、17日～20日、25日、27日、31日、4月1日、3日～4日、6日、8日、11日～12日、15日～18日、20日～22日、25日～27日、29日、5月1日、7日～10日、12日～15日、17日、19日、22日～23日、25日～27日、29日～31日、6月2日～3日、5日～7日、9日、11日～12日、14日～16日、18日～20日、26日～27日、29日)	市長公室 秘書課	H28. 11. 2	公開	H28. 11. 4	写し	
70	H28. 10. 20	教育用タブレット端末の寄附申し込みに関する書類 ＜対象文書＞ 「寄贈品の收受について」(平成28年9月20日付け 市長決裁)	子ども青少年部 子ども青少年課	H28. 10. 28	部分公開 6-3	H28. 10. 28	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
71	H28. 10. 20	平成14～15年度、〇〇が運営する保育所の底地に関して、保育所事業の設立認可において、大阪府から「無償の地上権設定を要する」旨の指導の有無が分かる書類	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課	H28. 10. 31	不存在 ※12			
72	H28. 10. 20	平成14～15年度、〇〇が運営する保育所の底地に関して、社会福祉法人の設立認可において、大阪府から「無償の地上権設定を要する」旨の指導の有無が分かる書類	福祉部 福祉指導監査課	H28. 11. 4	不存在 ※13			
73	H28. 10. 24	学校規模等適正化に関する説明会の逐語的な記録(全回分)	教育委員会 管理部 教育環境整備室	H28. 10. 26	不存在 ※14			
74	H28. 10. 25	①蹉跎、牧野図書館・生涯学習センターの指定管理者が提出した事業計画書及び収支計画書 ②上記の指定管理者が今までに提出した業務報告書 ＜対象文書＞ ①枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館、牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者 事業計画書及び収支予算書 ②蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館、牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 平成28年度4月度から10月度月例報告	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 11. 4	部分公開 6-1 6-3	H28. 11. 7	写し	
75	H28. 10. 25	枚方市行政財産における活動について(平成28年9月)(平成28年10月7日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 10. 31	公開	H28. 11. 2	閲覧、写し	
76	H28. 10. 27	①平成27年度 老人クラブ活動事業補助金実績報告に係る書類(〇〇提出分) ②平成28年度 老人クラブ活動事業補助金交付申請に係る書類(〇〇提出分)	健康部 長寿社会推進室	H28. 11. 7	部分公開 6-1 6-3	H28. 11. 10	写し	
77	H28. 11. 4	平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者(第4圏域)の選考に係る選定報告書、介護保険施設等整備審議会各委員の選定法人及び当法人の評価得点の内訳がわかるもの ＜対象文書＞ 平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者(第4圏域)の選考に係る ①答申書 ②評価得点明細(社会福祉法人〇〇・〇〇(選定法人)、社会福祉法人〇〇〇)	健康部 長寿社会推進室	H28. 11. 14	部分公開 6-3 6-7	H28. 11. 18	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
78	H28. 11. 4	①公園等夏期剪定作業委託(北部その1)に係る金入り設計書 ②公園等夏期剪定作業委託(中部路線)に係る金入り設計書 ③公園等夏期剪定作業委託(南部B地区)に係る金入り設計書 ④関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1)に係る金入り設計書 ⑤関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2)に係る金入り設計書 ⑥関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3)に係る金入り設計書 ⑦岡東中央公園及びプランター等管理委託に係る金入り設計書 ⑧御殿山・牧野駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 ⑨車塚公園管理業務委託に係る金入り設計書 ⑩津田・枚方公園駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 ⑪枚方市駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 ⑫樟葉駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書	土木部 公園みどり推進室	H28. 11. 17	部分公開 6-7	郵送	写し	
79	H28. 11. 4	①準用河川八田川他除草委託に係る金入り設計書 ②準用河川穂谷川他除草委託に係る金入り設計書 ③路線除草委託(H28-8)に係る金入り設計書 ④急傾斜地除草委託に係る金入り設計書	土木部 道路河川補修課	H28. 11. 15	部分公開 6-7	郵送	写し	
80	H28. 11. 4	①水面廻廊樹木管理委託(平成28年度)に係る金入り設計書 ②枚方1号水路他除草委託(平成28年度)に係る金入り設計書	上下水道局 事業部 下水道施設維持課	H28. 11. 15	部分公開 6-7	郵送	写し	
81	H28. 11. 7	市長車の運行日誌(平成28年9月分)(時間外運行しているもの) <対象文書> 公用車(大阪301で93-35) 運行日誌(平成28年9月4日、10日、17日、19日、22日～26日、28日～29日)	市長公室 秘書課	H28. 11. 21	公開	H28. 11. 22	写し	
82	H28. 11. 8	添付資料(写真・地図)にある①カーブミラー/No.17-13-52に係る占用許可書と添付資料②京阪バス停/中の池公園の上屋に係る占用許可書と添付資料	土木部 道路河川管理課	H28. 11. 16	不存在 ※15			
83	H28. 11. 10	平成28年度に工事発注した、公共下水道第68工区サダ雨水貯留管整備工事の発注図面(A3)図面番号〇〇～〇〇	上下水道局 事業部 下水道整備室 雨水整備課	H28. 11. 17	公開	郵送	写し	
84	H28. 11. 11	①庁舎清掃業務委託業務委託契約書(平成27年3月13日締結)(印影を除く) ②①の契約に係る仕様書 ③公用バス運行委託業務委託契約書(平成28年1月22日締結)(印影を除く)	総務部 総務管理課	H28. 11. 18	公開	H28. 11. 21	写し	
85	H28. 11. 14	北牧野保育所民営化後に行った保護者アンケートの集約結果 <対象文書> 北牧野保育所民営化後のアンケート集約	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課	H28. 11. 28	公開	H28. 11. 28	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考	
86	H28. 11. 28	①牧野、蹉跎図書館・生涯学習市民センターに設置された意見箱に寄せられた意見がわかるもの(11月28日まで) ②同両センターが実施したアンケートに寄せられた意見の内容がわかるもの ＜対象文書＞ ①利用者からいただいたご意見 ②指定管理者制度導入に関する窓口アンケート 平成28年5月10日から6月10日実施 ③指定管理者制度導入に関する窓口アンケート 平成28年10月11日から11月10日実施	教育委員会 社会教育部 中央図書館	H28. 12. 28	公開	H29. 1. 6	写し		
87	H28. 11. 29	①東部清掃工場の運転・維持管理状況について ②平成20～平成28年度各年度別添付項目について 項目 (1)焼却処理量(t) (2)焼却日数(日) (3)溶融処理量(t) (4)溶融炉稼働日数(日) (5)最終処分量(t) (6)溶融スラグ量(t) (7)溶融スラグの処分(保管または廃棄) (8)溶融スラグの販売量(t)及び販売額 (9)減容率(%) (10)埋め立て処分場残量 (11)都市ガス使用量(m3) (12)ガス料金(円) (13)定期補修工事費(円) (14)臨時補修工事費(円) (15)重金属溶出防止剤購入費(円) (16)光熱水費(円) (17)薬品費(円) (18)運転委託料(円)	環境部 東部清掃工場						取下げ
88	H28. 12. 1	美術館寄附の覚書の解除に関して寄附者と市側が取り交わした書類 ＜対象文書＞ 覚書(平成28年11月20日分)(美術館に関するもの)	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 12. 14	部分公開 6-1 6-7	H28. 12. 15	写し		
89	H28. 12. 5	①行政財産使用許可申請書(平成24年3月29日付け、平成25年3月28日付け、平成26年3月28日付け、平成27年3月25日付け、平成28年3月25日付け、自治労枚方市職員関係労働組合及び平成24年3月29日付け、平成25年3月28日付け、平成26年3月27日付け、平成27年3月24日付け、平成28年3月10日付け、枚方市職員労働組合分) ②枚方市行政財産使用許可書(平成24年3月30日付け 総職第276号、平成25年3月29日付け 総職第299号、平成26年3月31日付け 総職第292号、平成27年3月27日付け 総職第313号、平成28年3月31日付け 総職第297号及び平成24年3月30日付け 総職第275号、平成25年3月29日付け 総職第298号、平成26年3月31日付け 総職第291号、平成27年3月27日付け 総職第312号、平成28年3月31日付け 総職第298号)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 12. 5	部分公開 6-1 6-3	H28. 12. 5	写し		
90	H28. 12. 7	平成20年6～8月頃に、(福)〇〇もしくは〇〇に対して大阪府の指導や勧告があったことがわかる書類	福祉部 福祉指導監査課	H28. 12. 16	不存在 ※16				
91	H28. 12. 8	添付資料(写真、地図)にある広報板(広告付)の設置許可書(添付文書含)(個人情報及び印影を除く)	土木部 道路河川管理課	H28. 12. 14	不存在 ※17				

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
92	H28. 12. 9	枚方市全中学校における職業講話の講師の職業(肩書きを明示)がわかるような書類(平成24年～平成28年度予定も含む)一式と講話を受けた対象学年がわかるもの	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室					取下げ
93	H28. 12. 12	枚方市〇〇町〇〇都調第〇〇-〇〇-〇〇号の開発地における既設道路の通行、汚水管、雨水管、給水管の掘削及び接続に関する同意書 ＜対象文書＞ 意見書 都調第〇〇-〇〇-〇〇号、都調第〇〇-〇〇-〇〇号に添付の同意書(既設道路の通行、汚水管、雨水管、給水管の掘削及び接続に関するもの。)	土木部 道路河川管理課	H28. 12. 16	部分公開 6-1	未実施		
94	H28. 12. 19	GLP枚方Ⅲプロジェクトに係る「工事工程」の変更について	環境部 環境指導課	H28. 12. 26	部分公開 6-3	H28. 12. 27	写し	
95	H28. 12. 20	枚方市行政財産における活動について(平成28年10月)(平成28年11月24日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H28. 12. 27	公開	H29. 1. 4	閲覧、写し	
96	H29. 1. 11	枚方市役所駐車場に伴う事業計画書(個人情報を除く) (看板以外の事項に関する添付書類を除く)	総務部 総務管理課	H29. 1. 25	公開	H29. 1. 26	写し	
97	H29. 1. 11	添付資料(写真・地図)にあるカーブミラーの設置に係る全ての文書(許可書・添付資料等)	教育委員会 管理部 教育環境整備室	H29. 1. 25	不存在 ※18			
98	H29. 1. 19	12月市議会議員質問の生涯学習市民センター・図書館2館の節減額に対する根拠資料 ＜対象文書＞ 生涯学習市民センター・図書館指定管理者制度導入にかかる効果額	教育委員会 社会教育部 中央図書館	H29. 1. 31	公開	H29. 2. 2	写し	
99	H29. 1. 20	「添付資料(写真・地図)にある①防火水そう②消防用水③駐車禁止の看板に係る標識の個別仕様(デザイン等)及びまとめて設置することの法的根拠となる文書並びに消防からの指導を含む」のうち、「添付資料(写真・地図)にある①防火水そう②消防用水③駐車禁止の看板に係る標識の個別仕様(デザイン等)」について ＜対象文書＞ ①市立ひらかた病院駐車場等整備工事の防火水そうに係る標識の施工図 ②消防用設備の設置に係る標識等の表示基準について	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H29. 2. 1	公開	H29. 2. 9	写し	
100	H29. 1. 20	「添付資料(写真・地図)にある①防火水そう②消防用水③駐車禁止の看板に係る標識の個別仕様(デザイン等)及びまとめて設置することの法的根拠となる文書並びに消防からの指導を含む」のうち、「添付資料(写真・地図)にある①防火水そう②消防用水③駐車禁止の看板に係る標識をまとめて設置することの法的根拠となる文書並びに消防からの指導を含む」について	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H29. 2. 1	不存在 ※19			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
101	H29. 1. 26	「①平成28年12月20日の市行政財産における活動についての依頼文とその回の議書(すべての添付資料を含む)(両組合分)」 「②平成28年12月26日の、市行政財産における活動に関する改善についての要請文と、その回議書(すべての添付資料を含む)(両組合分)」 「③②の要請文を作成するために開催した会議の日時、場所、出席者のわかるもの、議事録(すべての添付資料を含む)」のうち、「①2016年12月20日の市行政財産における活動についての依頼文とその回議書(すべての添付資料を含む)(両組合分)」 「②平成28年12月26日の、市行政財産における活動に関する改善についての要請文と、その回議書(すべての添付資料を含む)(両組合分)」 ＜対象文書＞ ①枚方市行政財産における活動について(平成28年11月)(平成28年12月19日市長決裁) ②枚方市行政財産における活動について(改善に関する要請の通知)(平成28年12月22日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H29. 1. 31	公開	H29. 2. 1	閲覧、写し	
102	H29. 1. 26	「①平成28年12月20日の市行政財産における活動についての依頼文とその回の議書(すべての添付資料を含む)(両組合分)」 「②平成28年12月26日の、市行政財産における活動に関する改善についての要請文と、その回議書(すべての添付資料を含む)(両組合分)」 「③②の要請文を作成するために開催した会議の日時、場所、出席者のわかるもの、議事録(すべての添付資料を含む)」のうち、「③②の要請文を作成するために開催した会議の日時、場所、出席者のわかるもの、議事録(すべての添付資料を含む)」	総務部 人材育成室 職員課	H29. 1. 31	不存在 ※20			
103	H29. 1. 30	平成26年度、27年度の牧野図書館、牧野生涯学習市民センター、蹉跎図書館、蹉跎生涯学習市民センターそれぞれの運営にかかった費用の総額及び内訳のわかる書類のうち、平成26年度分 ＜対象文書＞ ①枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 指定管理者募集要項 別表4「経費の推移」 ②枚方市立生涯学習市民センター・図書館募集要項・基本仕様書に係る別紙資料 別紙5「経費一覧表」	産業文化部 文化生涯学習室	H29. 2. 8	公開	H29. 2. 9	写し	
104	H29. 1. 30	平成26年度、27年度の牧野図書館、牧野生涯学習市民センター、蹉跎図書館、蹉跎生涯学習市民センターそれぞれの運営にかかった費用の総額及び内訳のわかる書類のうち、平成27年度分	産業文化部 文化生涯学習室	H29. 2. 9	不存在 ※21			
105	H29. 2. 2	諮問書(平成28年度第2回国民健康保険運営協議会(平成29年2月2日開催)に係るもの)	健康部 国民健康保険室	H29. 2. 9	公開	H29. 2. 15	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
106	H29. 2. 8	「路上喫煙禁止区域」路面標示板のデザイン、色彩等の仕様及び設置箇所に係る全ての文書 ＜対象文書＞ ①平成28年度 喫煙禁止路面表示シート仕様書 ②平成27年度 喫煙禁止路面表示シート仕様書 ③平成26年度 道路占用許可書(枚方市駅前) ④平成24年度 道路占用許可書(樟葉駅前)	環境部 環境保全課	H29. 2. 21	公開	H29. 2. 23	写し	
107	H29. 2. 15	①平成28年2月の国保連協の会議録 ②平成27年の枚方市国保赤字解消計画書とすべての添付資料	健康部 国民健康保険室					取下げ
108	H29. 2. 16	①平成22年度まちづくり事業化検討支援業務協定書及び変更協定書 ②枚方市茄子作・高田地区まちづくり支援業務委託契約書 ③第二京阪道路沿道まちづくり活動支援業務委託契約書	都市整備部 都市計画課	H29. 2. 27	公開	H29. 2. 27	写し	
109	H29. 2. 17	駅前整備に関して〇〇から提案された内容がわかるもの ＜対象文書＞ ①まちづくりの将来像(イメージ)(〇〇) ②街区の土地利用イメージ図(〇〇) ③枚方市駅および周辺エリア再開発	都市整備部 都市整備推進室 まちづくり推進課	H29. 3. 23	部分公開 6-1 6-3	H29. 3. 24	写し	決定期間 延長決定 H29. 3. 1
110	H29. 2. 20	添付資料(写真・地図)にある広告付広報板に係る①広告②広報板設置許可の全ての文書	土木部 道路河川管理課	H29. 2. 24	不存在 ※22			
111	H29. 2. 20	平成28年度第3回大阪府市町村国保主管課長会議資料	健康部 国民健康保険室	H29. 2. 24	公開	H29. 2. 27	閲覧、写し	
112	H29. 2. 21	市制施行70周年記念事業の中で最大の費用をかける淀川の水面に水しぶきをあげ、映像を投影するイルミネーション等に関する資料(内容と金額、業者など) ＜対象文書＞ 記念事業計画シート(平成28年12月2日作成分)(賑わい交流課)	産業文化部 産業振興室 賑わい交流課	H29. 3. 7	部分公開 6-3	H29. 3. 8	写し	
113	H29. 2. 23	〇〇地区の配水管改良工事に係る枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の掘削同意のうち枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇の掘削同意	上下水道局 事業部 上下水道整備室 上下水道工務課	H29. 3. 2	部分公開 6-1	H29. 3. 6	写し	
114	H29. 2. 23	「〇〇地区の配水管改良工事に係る枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の掘削同意」のうち「枚方市〇〇町〇〇の掘削同意」について	上下水道局 事業部 上下水道整備室 上下水道工務課	H29. 3. 2	不存在 ※23			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
115	H29. 2. 27	枚方市外国人教育に関する補助金交付要綱(平成4. 3. 17制定枚方市要綱第22号)を制定するために挙げられた7つの理由と、これらの理由を挙げるに至った経過、論議の内容について、資料 ＜対象文書＞ 回議書(枚方市在日外国人教育に関する補助金交付要綱の制定について)(要請書の署名を除く)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H29. 3. 10	部分公開 6-1	H29. 3. 13	写し	
116	H29. 2. 27	枚方市教育委員会定例会において「在日外国人教育補助金の廃止について」を案件として決定した理由、決定に至る論議等に関する資料 ＜対象文書＞ ①教育委員会協議会資料「在日外国人教育補助金の廃止について」 ②文教委員協議会案件「在日外国人教育補助金の廃止について」 ③朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(送付) ④朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)(写し)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H29. 3. 10	公開	H29. 3. 13	写し	
117	H29. 2. 27	平成27年度 生きがい創造学園 事業完了報告書	健康部 長寿社会推進室	H29. 3. 6	部分公開 6-3	H29. 3. 14	写し	
118	H29. 3. 1	添付資料(写真)にある①便所②多目的トイレの表示に係るこの様な表示をする法的根拠(全ての文書)	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	H29. 3. 13	不存在 ※24			
119	H29. 3. 2	開発事業に伴う事前協議書(平成29年4月13日都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である造成計画平面図及び造成計画断面図	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 3. 10	公開	H29. 3. 10	写し	
120	H29. 3. 6	「①平成29年2月20日付組合事務所使用に関する交渉開催要求書の回答について②同、組合事務所の使用について(回答)③同、市行政財産における活動に関する改善について(警告)両組合分(1)①～③回議書と「いっさいの資料(2)いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」のうち、(1)①～③回議書と「いっさいの資料」 ＜対象文書＞ 市職労「組合事務所使用等に関する交渉開催要求書」に対する回答について(平成29年2月20日市長決裁) 組合事務所使用について(平成29年2月20日市長決裁) 枚方市行政財産における活動に関する改善について(平成29年2月20日市長決裁)	総務部 人材育成室 職員課	H29. 3. 17	部分公開 6-3	H29. 3. 21	閲覧、写し	
121	H29. 3. 6	「①平成29年2月20日付組合事務所使用に関する交渉開催要求書の回答について②同、組合事務所の使用について(回答)③同、市行政財産における活動に関する改善について(警告)両組合分(1)①～③回議書と「いっさいの資料(2)いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」のうち(2)いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ	総務部 人材育成室 職員課	H29. 3. 17	不存在 ※25			審査請求 H29. 3. 27

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
122	H29. 3. 13	『市立ひらかた病院の「防火水そう」に係る文書①看板標識「防火水そう」「駐車禁止」「消防用水」の製作費、製作業者が判るもの②前項を標識柱に掲げ立柱とした製作費、製作業者が判るもの』のうち、『市立ひらかた病院の「防火水そう」に係る文書①看板標識「防火水そう」「駐車禁止」「消防用水」の製作業者が判るもの②前項を標識柱に掲げ立柱とした製作業者が判るもの』について ＜対象文書＞ 市立ひらかた病院駐車場等整備工事に係る防火水そう標識の材料承諾願	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H29. 3. 22	部分公開 6-1	H29. 3. 30	写し	
123	H29. 3. 13	『市立ひらかた病院の「防火水そう」に係る文書①看板標識「防火水そう」「駐車禁止」「消防用水」の製作費、製作業者が判るもの②前項を標識柱に掲げ立柱とした製作費、製作業者が判るもの』のうち、『市立ひらかた病院の「防火水そう」に係る文書①看板標識「防火水そう」「駐車禁止」「消防用水」の製作業者が判るもの②前項を標識柱に掲げ立柱とした製作業者が判るもの』について	市立ひらかた病院 事務局 経営企画課	H29. 3. 24	不存在 ※26			
124	H29. 3. 16	平成28年度 牧野、蹉跎図書館・生涯学習市民センターの月例報告(11月～平成29年2月) ＜対象文書＞ 牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 平成28年度11月度から2月度月例報告 蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館 平成28年度11月度から2月度月例報告	産業文化部 文化生涯学習室	H29. 3. 28	部分公開 6-1	H29. 3. 30	写し	
125	H29. 3. 22	①AEDコンビニ設置事業の実施について ②コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書及び覚書の締結について ③貸借契約書(変更契約書含む)(コンビニ設置AED貸借平成27年3月9日契約) ④AED管理台帳(平成28. 4. 1現在) ⑤AED(自動体外式除細動器)貸借借仕様書 ※個人情報及び印影を除く	健康部 健康総務課	H29. 3. 31	公開	H29. 4. 4	写し	
126	H29. 3. 24	開発行為許可申請書(平成25年4月23日付け都査開第〇〇号)の添付書類であるL型擁壁構造図-7及びL型擁壁構造計算書L型擁壁TH-2. 80m ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 3. 31	公開	H29. 4. 4	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
127	H29. 3. 27	請求内容又は請求公文書名 ①枚方市外国人教育に関する補助金交付要綱の制定に際して挙げられている理由が分かる文書 ②枚方市外国人教育に関する補助金の支出状況(申請日、交付日、支出金額)が分かる文書(過去5年間分) ③枚方市外国人教育に関する補助金の使途や実績について確認した状況が分かる文書(過去5年間分) ④枚方市外国人教育に関する補助金交付要綱の廃止を決定した理由が分かる文書 ⑤枚方市外国人教育に関する補助金交付要綱の廃止の決定に至る論議等に関する資料(過去5年間分) ＜対象文書＞ ①回議書(枚方市在日外国人教育に関する補助金交付要綱の制定について) ②交付決定通知書(過去5年分) ③成績報告書(過去5年分) ④教育委員会協議会資料「在日外国人教育補助金の廃止について」 ⑤文教委員会協議会案件「在日外国人教育補助金の廃止について」 ⑥朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(送付) ⑦朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)(写し)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H29. 3. 31	部分公開 6-1	H29. 4. 12	写し	
128	H29. 3. 30	①陸趾、牧野図書館・生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入の検証をすすめるにあたっての評価のポイント(観点) ②図書館で、提供を断った資料のリスト、その理由(平成23年、24年、25年、26年、27年、28年の6年分) ③図書館で、専門書であるとして提供を断った資料のリスト(同6年分)	教育委員会 社会教育部 中央図書館					取下げ
129	H29. 3. 30	老人クラブ〇〇 平成27年度決算報告書(修正分) ＜対象文書＞ 〇〇に関する以下の書類 ①老人クラブ活動事業補助金 実績報告書(平成27年度分) ②平成27年度 老人クラブ活動実績報告書 ③平成27年度 老人クラブ活動事業決算書	健康部 長寿社会推進室	H29. 4. 12	部分公開 6-1 6-3	H29. 4. 20	写し	
130	H29. 3. 30	①平成28年度校区コミュニティ協議会会長名簿 ②枚方市コミュニティ連絡協議会役員一覧 ＜対象文書＞ ①平成28年度校区コミュニティ協議会会長名簿 ②枚方市コミュニティ連絡協議会役員一覧	市民安全部 市民活動課	H29. 4. 5	部分公開 6-1	H29. 4. 11	写し	
131	H29. 3. 31	〇〇校区コミュニティ会長他3名の平成26年10月22日付けで枚方市長竹内脩に提出した市立美術館に関する要望について ＜対象文書＞ 市立美術館建設に係る要望について	産業文化部 文化生涯学習室	H29. 4. 10	部分公開 6-1	H29. 4. 11	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
132	H29. 3. 31	淀川衛生工場改造工事(機械設備工事)に係る金入り設計書	環境部 淀川衛生事業所	H29. 4. 11	部分公開 6-7	H29. 4. 18	写し	
133	H29. 3. 31	教育文化センター空調設備改修工事に係る設計書	都市整備部 施設整備室	H29. 4. 10	部分公開 6-7	H29. 4. 18	写し	

不存在の理由

- ※1 占用料10割免除のため。
- ※2 請求内容に該当する文書は現に保管・保存していないため。
- ※3 ○○氏との面談の際のやりとりの内容がわかるもので、該当する書類を作成していないため。
- ※4 枚方市が平成19年度以前から設置しているものだが、該当する書類は現に保管、保存していないため。
- ※5 当該標識に係る占有許可申請書が提出されていないため。
- ※6 当該標識に係る貯水槽は、指定消防水利ではないため。
- ※7 当該請求に係る対象文書については、作成していないため。
- ※8 申請書の提出がないため。
- ※9 本件請求に対応する文書は、作成していないため。
- ※10 本請求に対応する文書は、作成していないため。
- ※11 個体管理表の様式が定められたのが平成27年度からであり、平成26年度の収容動物の個体管理表が存在しないため。また、平成26年、4. 1Mダックス名称不明(別紙参照)については、収容期間が短期間であり給餌等の飼養管理についての記録を作成していないため。
- ※12 設立認可の書類について、請求内容に該当する大阪府からの指導の有無がわかる記載がないため。
- ※13 設立認可の書類について、請求内容に該当する大阪府からの指導の有無がわかる記載がないため。
- ※14 学校規模等適正化に関する説明会の記録については、要点録は作成したが、逐語的な記録は作成していないため。
- ※15 占用許可申請がないため。
- ※16 社会福祉法人等の認可及び指導監査に関する書類について、請求内容に該当する指導や勧告の記載がないため。
- ※17 占用許可申請がないため。
- ※18 該当するカーブミラーの設置に係る行政財産許可申請がなかったため。
- ※19 標識をまとめて設置することに関する法的根拠はなく、消防からの指導は口頭で行われたため。
- ※20 本要請文を作成するための会議を開催していないため。
- ※21 指定管理者募集要項作成時に算出する資料であり、現時点において生涯学習市民センター・図書館ごとの費用の総額及び内訳にかかる資料を作成していないため。
- ※22 占用許可申請がないため。
- ※23 所有者が枚方市で同意を得る必要がないため。
- ※24 本件請求事項に係る法的根拠が存在しないため。
- ※25 本文書を作成するための会議を開催していないため。
- ※26 本件請求に係る看板標識の製作及び看板標識を標識柱に掲げ立柱とするのに要した費用に関して、保有している文書はないため。

## 2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H28. 4. 13	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成28年3月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成28年3月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号並びに平成28年4月1日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成27年度受付番号〇〇~〇〇及び平成28年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年3月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図</p> <p>※個人情報及び印刷を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 4. 25	公開	H28. 4. 28	写し	
2	H28. 4. 19	<p>事業所(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)に所在するものに限る。)内に設置されている井戸(地下水採取開始届出書が提出されているものに限る。)に係る次の文書(個人情報及び印刷を除く。)</p> <p>①平成27年度末の井戸関係対象施設の一覧表及び地下水採取量等報告書(町名、取水量、届出日、深度及びストレーナー位置(柱状図を含む。))の各項目に限る。)</p> <p>※現存する最新の内容のものに限る。</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>①井戸関係対象施設情報(平成28年3月31日現在)</p> <p>②地下水採取量等報告書(平成27年5月21日收受分)</p> <p>※收受日、所在町名、深度、ストレーナー位置及び採取量に限る。</p>	環境部 環境指導課	H28. 4. 28	公開	郵送	写し	
3	H28. 4. 27	<p>「枚方市内の市立小・中学校で平成26年度、平成27年度に実施された修学旅行における修学旅行等実施許可願、及び業者選定の事務手続き手順が示されたもの。」のうち、「枚方市内の市立小・中学校で平成26年度、平成27年度に実施された修学旅行における修学旅行等実施許可願」</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>①枚方市内の市立小・中学校で平成26年度に実施された修学旅行における修学旅行等実施許可願(64校分)</p> <p>②枚方市内の市立小・中学校で平成27年度に実施された修学旅行における修学旅行等実施許可願(64校分)</p>	教育委員会 学校教育推進室 教育指導課	H28. 5. 25	部分公開 6-1	H28. 5. 26	写し	決定期間 延長決定 H28. 5. 11

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
4	H28. 4. 27	「枚方市内の市立小・中学校で平成26年度、平成27年度に実施された修学旅行における修学旅行等実施許可願、及び業者選定の事務手続き手順が示されたもの。」のうち、「枚方市内の市立小・中学校で平成26年度、平成27年度に実施された修学旅行における業者選定の事務手続き手順が示されたもの」 ＜対象文書＞ 学校園徴収金等取扱ガイドライン	教育委員会 学校教育部 教職員課	H28. 5. 26	公開	H28. 5. 26	写し	決定期間 延長決定 H28. 5. 11
5	H28. 5. 11	「貴市が昭和30年～同63年までに新築・改修した建物(学校、幼稚園、保育園、市役所、市民会館、市営住宅)の設計図書一式」に係る次の文書 ＜対象文書＞ 別紙記載の各情報【別紙省略】	都市整備部 施設整備室	H28. 6. 21	部分公開 6-1 6-3	H28. 6. 27	写し	決定期間 延長決定 H28. 5. 24
6	H28. 5. 11	「貴市が昭和30年～同63年までに新築・改修した建物(学校、幼稚園、保育園、市役所、市民会館、市営住宅)の設計図書一式」に係る次の文書 ＜対象文書＞ 別紙記載の各情報【別紙省略】	教育委員会 管理部 教育環境整備室	H28. 6. 24	部分公開 6-1 6-3	H28. 6. 27	写し	決定期間 延長決定 H28. 5. 12
7	H28. 5. 11	「貴市が昭和30年～同63年までに新築・改修した建物(学校、幼稚園・保育所、市役所、市民会館、市営住宅)の設計図書一式」における ①殿山第1小学校 ②樟葉小学校 ③枚方中学校 上記に係る設計図書一式	教育委員会 管理部 教育環境整備室	H28. 6. 24	不存在 ※1			決定期間 延長決定 H28. 5. 12
8	H28. 5. 13	枚方市で過去に行われた入札の資料の写し交付 ＜対象文書＞ 3業務に係る金入り設計書、特記仕様書、図面 ①楠葉中央線概略設計委託に係る金入り設計書 ②楠葉中央線概略設計委託に係る特記仕様書 ③楠葉中央線概略設計委託に係る図面 ④(仮称)長尾杉貢谷線整備事業予備設計委託に係る金入り設計書 ⑤(仮称)長尾杉貢谷線整備事業予備設計委託に係る特記仕様書 ⑥(仮称)長尾杉貢谷線整備事業予備設計委託に係る図面 ⑦中振交野線整備事業詳細設計委託に係る金入り設計書 ⑧中振交野線整備事業詳細設計委託に係る特記仕様書 ⑨中振交野線整備事業詳細設計委託に係る図面	土木部 道路河川整備課	H28. 5. 25	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
9	H28. 5. 13	枚方市で過去に行われた入札の資料 <対象文書> (平成27年度橋梁長寿命化事業)橋梁長寿命化耐震設計委託に係る 金入設計書、特記仕様書	土木部 道路河川補修課	H28. 5. 27	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	
10	H28. 5. 13	京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業道路予備設計業務委 託 上記、業務委託に係る設計書(金入り)、特記仕様書及び図面	都市整備部 連続立体交差推進 室	H28. 5. 18	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	
11	H28. 5. 13	①町楠葉排水路築造実施設計委託 ②楠葉排水区雨水貯留施設基本設計委託 ③サダ雨水貯留管整備実施設計委託 ④走谷2丁目地区雨水貯留施設実施設計委託 ⑤伊加賀地区雨水管整備実施設計委託 ⑥香里園町地区他雨水管整備実施設計委託 ⑦府道八尾枚方線雨水貯留施設基本設計委託 ⑧渚元町地区他雨水管整備実施設計委託 ⑨東香里1丁目地区雨水管整備実施設計委託 ⑩北中振3丁目地区雨水貯留施設実施設計委託 ⑪船橋本町地区雨水管整備実施設計委託 ⑫東船橋2丁目地区雨水管整備実施設計委託 ⑬⑭⑮に係る金入設計書及び特記仕様書	上下水道局 事業部 下水道整備室 雨水整備課	H28. 5. 26	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	
12	H28. 5. 13	①公共下水道伊賀緑町地区他汚水管実施設計委託 ②下水道施設耐震化調査・診断業務委託 ③公共下水道野村元町地区汚水管実施設計委託 ④公共下水道磯島北町地区他汚水管実施設計委託 ⑤公共下水道津田西町2丁目地区汚水管実施設計委託 ⑥公共下水道杉山手2丁目地区汚水管実施設計委託 ⑦公共下水道王仁公園地区他汚水管実施設計委託 ⑧公共下水道長尾元町6丁目地区汚水管実施設計委託 ⑨公共下水道岡東町地区他汚水管実施設計委託 ⑩公共下水道杉山手1丁目地区汚水管実施設計委託 ⑪公共下水道津田西町地区汚水管実施設計委託 ⑫公共下水道春日西町2丁目地区汚水管実施設計委託 ⑬⑭⑮に係る金入設計書及び特記仕様書	上下水道局 事業部 下水道整備室 汚水整備課	H28. 5. 26	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	
13	H28. 5. 13	①平成27年度水道施設整備設計委託 設計書、発注仕様書、図面 ②鷹塚山配水場実施設計委託 設計書、発注仕様書	上下水道局 事業部 下水道整備室 浄水課	H28. 5. 27	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
14	H28. 5. 13	申出内容又は申出公文書名 ①南中振地区配水管改良工事実施設計委託 ②香里ヶ丘口径300mm水管橋改良工事実施設計委託 ③田口山配水場～北山・楠葉分岐間送水管更生工事基本設計委託 ④渚栄町・渚元町地区配水管改良工事実施設計委託 ⑤渚元町地区配水管改良工事実施設計委託 ⑥宮の阪4・5丁目軌道横断口径200mm配水管更新実施設計委託 ⑦中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事実施設計委託(その 1) ⑧中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事実施設計委託(その 2) ⑨中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事実施設計委託(その 3) ⑩～⑭に係る金入設計書、特記仕様書及び位置図	上下水道局 事業部 上水道整備室 上水道工務課	H28. 5. 27	部分公開 6-7	H28. 6. 2	写し	
15	H28. 5. 19	枚方市所管の石綿解体工事における①特定粉じん排出等作業実施届出書の表紙と「事前調査の結果及び建築物の石綿排出等作業に関するお知らせ」の掲示例及び②石綿排出等作業実施届出書の表紙と「事前調査の結果及び建築物の石綿排出作業に関するお知らせ」の掲示例(平成27年10月～平成28年3月末までの届出分に限り)の <対象文書> ①特定粉じん排出等作業実施届出書の表紙及び「事前調査の結果及び建築物の石綿排出等作業に関するお知らせ」の掲示例(平成27年10月30日、平成27年11月9日、平成27年11月19日、平成27年12月9日、平成27年12月22日、平成28年1月12日、平成28年1月20日、平成28年2月22日、平成28年3月11日、平成28年3月17日、平成28年3月23日收受分) ②石綿排出等作業実施届出書の表紙及び「事前調査の結果及び建築物の石綿排出作業に関するお知らせ」の掲示例(平成27年11月26日收受分)	環境部 環境指導課	H28. 5. 30	部分公開 6-1 6-3	H28. 6. 10	写し	
16	H28. 5. 20	枚方市市民会館平成27年度事業報告書	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 5. 27	公開	郵送	写し	
17	H28. 6. 7	①中宮浄水場12号ろ過池砂等入替委託 金入設計書(大内訳に限る) ②高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託 金入設計書(大内訳に限る)	上下水道局 事業部 上水道整備室 浄水課	H28. 6. 16	部分公開 6-7	H28. 6. 21	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
18	H28. 6. 7	平成25実施：枚方市市民会館指定管理者募集及び選定に係る資料一式 ①募集要項②仕様書③選定された団体の提案書(事業計画書等) <対象文書> ①枚方市市民会館指定管理者募集要項・枚方市市民会館管理運営業務基本仕様書 ②枚方市市民会館指定管理者事業計画書(平成26～28年度共通) ③枚方市市民会館(平成26～28年度)収支予算書	産業文化部 文化生涯学習室	H28. 6. 15	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
19	H28. 6. 17	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年4月13日收受都調第〇〇-〇-〇〇号～平成28年6月17日收受都調第〇〇-〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年4月15日收受都調第〇〇-〇-〇〇号～平成28年5月30日收受都調第〇〇-〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 6. 27	公開	H28. 6. 30	写し	
20	H28. 6. 30	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年4月15日收受都調第〇〇-〇-〇〇号～平成28年6月20日收受都調第〇〇-〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 7. 8	公開	H28. 8. 1	写し	
21	H28. 7. 5	自治会等代表者名簿(縦覧用)平成28年7月6日発行分(町名、番地及び電話番号等を除く)	市民安全部 市民活動課	H28. 7. 15	公開	郵送	写し	
22	H28. 7. 5	平成28年度に提出の産業廃棄物管理票交付等状況報告書(電子マニフェスト含む)であって、業種が建設業又はサービス業(廃棄物処理業に限る)であり、排出量が1t以上のもの。	環境部 環境総務課					取下げ
23	H28. 7. 5	枚方市が平成27年12月14日に行った、東部大阪都市計画道路及び公園に係る都市計画の変更決定のうち、3・5・210-37号北山通線に関するもので、 ①公聴会(都市計画法16条1項)の議事録 ②縦覧に供された都市計画の案(都市計画法17条1項) ③告示された都市計画変更決定の図書又はその写し(都市計画法20条2項) <対象文書> ①平成27年度 第2回 枚方市都市計画公聴会の会議録 ②縦覧に供された都市計画の変更の案 ③都市計画の変更図書(※②と③は同一の図書になります。)	都市整備部 都市計画課	H28. 7. 15	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
24	H28. 7. 12	申出内容又は申出公文書名 次の委託に係る設計書(金入り) 公共下水道杉山手2丁目地区汚水管実施設設計委託	上下水道局 事業部 下水道整備室 汚水整備課	H28. 7. 22	部分公開 6-7	郵送	写し	
25	H28. 7. 19	牧野長尾線(7工区)詳細設計委託に係る金入り設計書、特記仕様書	土木部 道路河川整備課	H28. 7. 27	部分公開 6-7	郵送	写し	
26	H28. 7. 19	・保険証券「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成28年度契約分(添付書類(明細書を含む)を除く 約款及び特約を除く 印影を除く) ・仕様書「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成28年度契約分(所蔵作品一覧を除く)	産業文化部 文化生涯学習室 サンプラザ生涯学習市民センター	H28. 7. 29	公開	未実施		
27	H28. 7. 19	次の保険証券並びに補償対象及び補償内容の分かるもの ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く 「有価証券取扱総合保険」 ＜対象文書＞ 運送保険証券(個人情報及び印影を除く)	会計課	H28. 7. 27	公開	未実施		
28	H28. 7. 19	枚方市立幼児療育園 園児傷害保険の保険証券並びに補償対象及び補償内容の分かるもの ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 枚方市立幼児療育園 傷害保険 保険証券	子ども青少年部 子育て支援室 子育て運営課	H28. 7. 26	公開	未実施		
29	H28. 7. 19	枚方市立すぎの木園 園児傷害保険の保険証券並びに補償対象及び補償内容の分かるもの ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 枚方市立すぎの木園 傷害保険 保険証券	子ども青少年部 子育て支援室 子育て運営課	H28. 7. 26	公開	未実施		
30	H28. 7. 19	平成28年度日々雇用者(雇い上げ)損害保険(普通傷害保険)の保険証券並びに補償対象及び補償内容の分かるもの ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ ①保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・損害保険 加入者証(平成28年度 日々雇用者(雇い上げ)損害保険分)(印影を除く) ②日々雇用者損害保険加入依頼書	健康部 保健所 保健センター	H28. 7. 27	公開	未実施		

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
31	H28. 7. 19	「枚方市子どもいきいき広場事業公益活動及びコーポネーター災害補償保険の保険証券並びに補償対象及び補償内容の分かるもの(平成28年度分)(明細書を含む)(約款及び特約を除く)(個人情報及び印影を除く)」に係るもの ＜対象文書＞ 保険証券(枚方子どもいきいき広場事業公益活動及びコーポネーター災害補償保険)(平成28年度分)(明細書を含む)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H28. 7. 26	公開	未実施		
32	H28. 7. 19	平成28年度 留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険 ＜対象文書＞ 「平成28年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」の保険証券および災害補償規定兼給付表 ※約款及び特約を除く ※署名及び印影を除く	教育委員会 社会教育部 放課後子ども課	H28. 7. 26	公開	未実施		
33	H28. 7. 19	平成28年度「全国市長会学校災害賠償補償保険」の保険証券並びに補償対象及び補償内容の分かるもの ＜対象文書＞ ①平成28年度「全国市長会学校災害賠償補償保険」加入依頼書 ②平成28年度学校災害賠償補償保険のあらまし	教育委員会 管理部 教育総務課	H28. 7. 27	公開	未実施		
34	H28. 7. 19	平成28年度交通専従員傷害補償保険 ＜対象文書＞ 保険証券(平成28年度交通専従員傷害補償保険に係るもの)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H28. 7. 25	公開	未実施		
35	H28. 7. 19	就学時健康診断受診者及び帯同者に対する傷害保険の保険証券 ※明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ ①傷害保険証券(印影を除く) ②就学時健康診断受診者及び帯同者に対する保険仕様書 ③平成27年度就学時健康診断実施日程表	教育委員会 学校教育部 学務課	H28. 7. 27	公開	未実施		
36	H28. 7. 25	職務の執行に対する意見、要望等記録票(平成27年10月20日受付分)	教育委員会 社会教育部 文化財課	H28. 10. 26	部分公開 6-1	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
37	H28. 7. 25	職務の執行に対する意見、要望等記録票(平成27年度分・添付資料は除く)	環境部 環境指導課	H28. 11. 2	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
38	H28. 7. 25	職務の執行に対する意見、要望等記録票(平成27年9月29日受付分)	都市整備部 都市整備推進室 景観住宅整備課	H28. 10. 31	部分公開 6-3	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
39	H28. 7. 25	職務の執行に対する意見、要望等記録票(平成28年3月30日受付分)	市長公室 広報課	H28. 11. 2	公開	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
40	H28. 7. 25	「職務の執行に対する意見、要望等記録票」(環境保全課所管分)のうち、枚方市議からのもの(平成27年度分)16件	環境部 環境保全課	H28. 12. 16	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
41	H28. 7. 25	職務の執行に対する意見、要望等の記録票(平成27年10月8日受付分)	土木部 土木総務課	H29. 3. 31	部分公開 6-1	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
42	H28. 7. 25	「職務の執行に対する意見、要望等記録票」(道路河川補修課所管分)のうち平成27年度に枚方市議から提出があったもの。	土木部 道路河川補修課	H29. 5. 23	部分公開 6-1	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
43	H28. 7. 25	「職務の執行に対する意見、要望等記録票」(平成27年10月1日、6月1日、8月24日、4月16日、10月15日、5月27日、11月2日、5月14日、10月16日、6月29日、6月18日、5月25日、6月17日、7月3日、9月3日、11月19日、7月24日、7月15日、4月30日、10月13日、8月3日、6月10日、平成27年9月24日、6月22日、11月4日、10月1日、平成28年2月8日、2月10日、3月15日受付分)	土木部 道路河川管理課	H29. 3. 31	部分公開 6-1	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
44	H28. 7. 25	「市民要望等連絡シート」(平成27年9月4日受付番号「中部-〇〇」、平成27年10月15日受付番号「中部-〇〇」、平成27年12月9日受付番号「中部-〇〇」、平成27年12月9日受付番号「中部-〇〇」、平成27年12月14日受付番号「中部-〇〇」、平成28年1月13日受付番号「中部-〇〇」、平成28年1月13日受付番号「中部-〇〇」、平成27年6月10日受付番号「南部-〇〇」、平成27年6月15日受付番号「南部-〇〇」、平成27年6月15日受付番号「南部-〇〇」、平成27年10月13日受付番号「南部-〇〇」、平成27年10月15日受付番号「南部-〇〇」、平成27年9月8日受付番号「南部-〇〇」、平成27年10月15日受付番号「南部-〇〇」、平成27年10月28日受付番号「南部-〇〇」、平成27年10月30日受付番号「南部-〇〇」、平成28年2月15日受付番号「南部-〇〇」、平成27年8月11日受付番号「北部-〇〇」、平成27年8月11日受付番号「北部-〇〇」、平成27年9月29日受付番号「北部-〇〇」、平成27年10月5日受付番号「北部-〇〇」、平成27年11月16日受付番号「北部-〇〇」、平成27年11月30日受付番号「北部-〇〇」、平成28年3月24日受付番号「北部-〇〇」…受付分(計24件)	土木部 公園みどり推進室	H29. 3. 29	部分公開 6-1	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5
45	H28. 7. 25	「職務の執行に対する意見・要望等の記録票」平成28年5月12日、28日、7月8日、9日、16日、27日、10月15日、16日、21日、12月2日受付分	上下水道局 経営部 給排水管理課	H28. 11. 17	部分公開 6-1	郵送	写し	決定期間 延長決定 H28. 8. 5

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
46	H28. 7. 26	申出内容又は申出公文書名 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づき届出書(添付書類は除く)(平成28年4月1日～平成28年7月22日收受分)	環境部 環境指導課	H28. 8. 9	部分公開 6-1 6-3	H28. 8. 10	写し	
47	H28. 7. 27	共同住宅等の建築に伴う協議書(道路後退を要する行為)平成28年2月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号の添付書類である土地利用計画図・申請区域求積図・現況平面図・公共用地境界確定図(水路敷)・公共用地境界確定図(道路敷)・構造図・道路施設構造図・排水計画平面図・給水計画平面図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 8. 4	公開	H28. 8. 9	写し	
48	H28. 7. 28	平成27年度 橋梁長寿命化耐震設計委託 ＜対象文書＞ 設計書(金入り設計書)	土木部 道路河川補修課	H28. 8. 10	部分公開 6-7	郵送	写し	
49	H28. 7. 29	自協会等代表者名簿(縦覧用)(町名、番地及び電話番号を除く) 平成28年7月4日発行分	市民安全部 市民活動課	H28. 8. 5	公開	H28. 8. 8	写し	
50	H28. 8. 1	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年7月15日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年7月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 8. 9	公開	H28. 8. 25	写し	
51	H28. 8. 3	平成27年度に提出の産業廃棄物管理票交付等状況報告書であって、業種が建設業又はサービス業(廃棄物処理業に限る)であり、排出量が1t以上のもの。 ＜対象文書＞ 平成27年度産業廃棄物管理票交付状況報告書(計280枚)	環境部 環境総務課	H28. 8. 16	部分公開 6-1 6-3	H28. 8. 19	写し	
52	H28. 8. 22	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年6月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年8月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年6月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年8月8日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 8. 31	公開	H28. 9. 2	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
53	H28. 8. 24	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>案件番号：021001010200020160157  入札公告日：平成28年7月20日  工事名：津田低区配水場無停電電源装置更新工事  当初金入り設計総括表、内訳書、一式あたりの代価表及び開示でき  る全ての内訳書  ＜対象文書＞  津田低区配水場無停電電源装置更新工事 金入設計書</p>	上下水道局 事業部 上水道整備室 浄水課	H28. 9. 5	部分公開 6-7	郵送	写し	
54	H28. 8. 24	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づ  く届出書(添付書類は除く)(平成28年7月23日～平成28年8月23日収  受分)</p>	環境部 環境指導課	H28. 9. 7	部分公開 6-1 6-3	H28. 9. 9	写し	
55	H28. 9. 1	<p>中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年8月4日收受都  調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年8月8日收受都調第〇〇-〇〇-〇  〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び  付近見取り図  ※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 9. 8	公開	H28. 9. 15	写し	
56	H28. 9. 5	東部大阪都市計画事業 茄子作南土地区画整理事業 事業計画書	都市整備部 都市整備推進室 まちづくり推進課	H28. 9. 12	公開	未実施		
57	H28. 9. 6	<p>①サプリー村野他2校太陽光発電設備設置工事に係る金入り設計書  ②西長尾小学校他3校太陽光発電設備設置工事に係る金入り設計書  ③サダダ小学校受変電設備・自火報設備更新工事に係る金入り設計  書  ④春日小学校受変電設備更新工事に係る金入り設計書</p>	教育委員会 管理部 教育環境整備室	H28. 9. 20	部分公開 6-7	郵送	写し	
58	H28. 9. 6	<p>①津田低区配水場無停電電源装置更新工事に係る金入り設計書  ②管理棟・水質試験棟更新工事(太陽光発電設備工事)に係る金入り  設計書  ③長尾宮前配水場無停電電源装置更新工事に係る金入り設計書</p>	上下水道局 事業部 上水道整備室 浄水課	H28. 9. 16	部分公開 6-7	郵送	写し	
59	H28. 9. 6	<p>①北部ポンプ場蓄電池設備取替修繕に係る金入り設計書  ②黒田川第一ポンプ場蓄電池設備更新工事に係る金入り設計書</p>	上下水道局 事業部 下水道施設維持課	H28. 9. 20	部分公開 6-7	郵送	写し	
60	H28. 9. 8	京阪奈墓地公園の墓地等の経営許可範囲がわかる書類	健康部 保健所 保健衛生課					取下げ

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
61	H28. 9. 20	枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ①平成28年度市民公益活動補償保険のご案内 ②枚方市市民公益活動補償保険実施要領 ③平成28年度枚方市市民公益活動補償保険仕様書 ④指名競争入札(委託)執行調書 ⑤賠償責任保険証券(保険約款を除く)(印影を除く) ⑥平成25、26、27年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	市民安全部 市民活動課	H28. 9. 30	公開	郵送	写し	
62	H28. 9. 21	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づき届出書(添付書類は除く)(平成28年8月24日～平成28年9月20日收受分)	環境部 環境指導課	H28. 10. 5	部分公開 6-1 6-3	H28. 10. 6	写し	
63	H28. 9. 21	①保険証券「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成28年度契約分(添付書類(明細書を含む)を除く 約款及び特約を除く 印影を除く) ②仕様書「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成28年度契約分(所蔵作品一覧を除く)	産業文化部 文化生涯学習室 サンプラザ生涯学習市民センター	H28. 9. 29	公開	郵送	写し	
64	H28. 9. 21	①保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・損害保険 加入者証(平成28年度 日々雇用者(雇い上げ)損害保険分)(印影を除く) ②日々雇用者損害保険加入依頼書	健康部 保健所 保健センター	H28. 10. 5	公開	郵送	写し	
65	H28. 9. 21	平成28年度枚方市市民公益活動補償保険に係る次の文書 賠償責任保険証券 ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※印影を除く	市民安全部 市民活動課	H28. 9. 30	公開	郵送	写し	
66	H28. 9. 21	「平成28年度 留守家庭児童会入室児童にかかるとする傷害保険」の保険証券および災害補償規定兼給付表 ※約款及び特約を除く ※署名及び印影を除く	教育委員会 社会教育部 放課後子ども課	H28. 9. 29	公開	郵送	写し	
67	H28. 9. 23	「①サービスピッキ高齢者向け住宅について、運営事業者から提出された事故報告書(平成27年1月1日以降) ②同じく全ての運営事業者から提出された最新の定期報告書(高齢者住まい法に基づくもの) ③同じく運営事業者から提出された事業の廃止届(平成23年の制度開始以降)廃止理由が別文書であればそれらもあわせて」のうち、「サービスピッキ高齢者向け住宅事故報告書」 ※平成27年2月25日～平成28年9月19日の間に提出された分)	福祉部 福祉指導監査課	H28. 10. 5	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
68	H28. 9. 23	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>〔①サービスマスつき高齢者向け住宅について、運営事業者から提出された事故報告書(平成27年1月1日以降) ②同じく全ての運営事業者から提出された最新の定期報告書(高齢者住まい法に基づくもの) ③同じく運営事業者から提出された事業の廃止届(平成23年の制度開始以降)廃止理由が別文書であればそれらもあわせて〕 のうち、「サービスマスつき高齢者向け住宅について、運営事業者から提出された事故報告書(平成27年1月1日以降)」 ＜対象文書＞ ・平成27年9月9日付福高00号 ・平成27年10月1日付福高00号 ・平成27年10月8日付福高00号 ・平成28年1月8日付福高00号 ・平成28年2月2日付福高00号 ・平成28年3月22日付福高00号</p>	健康部 長寿社会推進室	H28. 10. 6	部分公開 6-1	郵送	写し	
69	H28. 9. 23	<p>〔①サービスマスつき高齢者向け住宅について、運営事業者から提出された事故報告書(平成27年1月1日以降) ②同じく全ての運営事業者から提出された最新の定期報告書(高齢者住まい法に基づくもの) ③同じく運営事業者から提出された事業の廃止届(平成23年の制度開始以降)廃止理由が別文書であればそれらもあわせて〕 のうち、「全ての運営事業者から提出された最新の定期報告書(高齢者住まい法に基づくもの)」 ＜対象文書＞ サービスマスつき高齢者向け住宅における定期報告書(平成27年度受領分)</p>	都市整備部 都市整備推進室 景観住宅整備課	H28. 10. 7	部分公開 6-1	郵送	写し	
70	H28. 9. 23	<p>〔①サービスマスつき高齢者向け住宅について、運営事業者から提出された事故報告書(平成27年1月1日以降) ②同じく全ての運営事業者から提出された最新の定期報告書(高齢者住まい法に基づくもの) ③同じく運営事業者から提出された事業の廃止届(平成23年の制度開始以降)廃止理由が別文書であればそれらもあわせて〕 のうち、「運営事業者から提出された事業の廃止届(平成23年の制度開始以降)廃止理由が別文書であればそれらもあわせて」</p>	都市整備部 都市整備推進室 景観住宅整備課	H28. 10. 7	不存在 ※2			
71	H28. 9. 30	<p>次の委託に係る設計書(金入り) 公共下水道磯島北町地区汚染管実施設計委託</p>	上下水道局 事業部 下水道整備室 汚水整備課	H28. 10. 6	部分公開 6-7	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
72	H28. 9. 30	申出内容又は申出公文書名 次の委託に係る設計書(金入り) 田口山配水場～北山・楠葉分岐間送水管更新工事実施設計委託(その2)	上下水道局 事業部 上水道整備室 上水道工務課	H28. 10. 7	部分公開 6-7	郵送	写し	
73	H28. 10. 4	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年9月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年9月15日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 10. 12	公開	H28. 10. 26	写し	
74	H28. 10. 17	平成27年9月～平成28年9月分職員に対する懲戒処分(矯正措置を含む)一覧表 項目について処分日、所属、役職、処分内容、概要に限る <対象文書> 懲戒処分内容(処分日、所属、役職、処分内容、概要(平成27年9月～平成28年9月分))	総務部 人材育成室 人事課	H28. 10. 31	部分公開 6-1	H28. 11. 2	写し	
75	H28. 10. 20	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年8月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年10月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年9月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年10月5日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 10. 31	公開	H28. 11. 2	写し	
76	H28. 10. 28	開発事業に伴う事前協議書(平成28年7月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図面である付近見取り図、現況平面図、土地利用計画図及び造成計画平面図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 11. 8	公開	H28. 11. 11	写し	
77	H28. 10. 31	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づき届出書(添付書類は除く)(平成28年9月21日～平成28年10月31日收受分)	環境部 環境指導課	H28. 11. 14	部分公開 6-1 6-3	H28. 11. 15	写し	
78	H28. 11. 1	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年10月4日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成28年10月5日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 11. 8	公開	H28. 12. 1	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
79	H28.11.17	産業廃棄物処理施設(最終処分場に限る)設置許可申請に係る、枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づき提出された意見書(平成12年度から平成27年度までの申請に限る)。 産業廃棄物処理施設(最終処分場に限る)設置許可申請に係る、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第6項に基づき提出された意見書(平成12年度から平成27年度までの申請に限る)。	環境部 環境総務課	H28.12.1	不存在 ※3			
80	H28.11.22	①大気関係対象施設情報(平成28年3月31日現在)(大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設のうち、事業所名、所在地、電話番号、施設種別、設置年月日に限る) ②ばい煙発生施設対象事業所情報(平成28年3月31日現在)(大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設のうち、事業所名、所在地、施設種別、燃料の種類に限る)	環境部 環境指導課	H28.12.5	公開	郵送	写し	
81	H28.11.25	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年10月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年11月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年11月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年11月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28.12.6	公開	H28.12.7	写し	
82	H28.11.30	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づき届出書(添付書類は除く)(平成28年11月1日～平成28年11月30日迄)	環境部 環境指導課					取下げ
83	H28.12.1	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年11月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成28年11月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28.12.7	公開	H28.12.22	写し	
84	H28.12.5	市民活動課所管の「枚方市市民公益活動災害補償保険」に係る ①最新の「実施要領」②平成28年度契約に係る「仕様書」③平成26、27、28年度契約の「保険証券(付属明細書を含む)」④平成24～28年度の「年度別事故発生件数及び支払われた保険金の総額」 ※約款・特約・個人情報及び印影を除く	市民安全部 市民活動課	H28.12.13	公開	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
85	H28. 12. 5	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>〇〇土地区画整理事業における境界確定内容がわかる書類(枚方市〇〇町〇〇、〇〇に関する)          &lt;対象文書&gt;          〇〇土地区画整理事業 換地図</p>	都市整備部 都市整備推進室 まちづくり推進課	H28. 12. 6	公開	H28. 12. 7	写し	
86	H28. 12. 14	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成28年11月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成28年12月8日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年11月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成28年12月7日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H28. 12. 26	公開	H28. 12. 27	写し	
87	H28. 12. 16	以下の事業場における「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に係る届出内容 〇〇(枚方市〇〇町〇〇)	環境部 環境指導課					取下げ

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
88	H29. 1. 10	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>(1)公園等剪定作業委託(中部A地区)に係る金入り設計書  (2)公園等剪定作業委託(南部A地区)に係る金入り設計書  (3)公園等剪定作業委託(南部B地区)に係る金入り設計書  (4)公園等剪定作業委託(路線その1)に係る金入り設計書  (5)公園等剪定作業委託(路線その2)に係る金入り設計書  (6)公園等剪定作業委託(路線その3)に係る金入り設計書  (7)公園等剪定作業委託(北部B地区)に係る金入り設計書  (8)公園等冬期剪定作業委託(南部A地区)に係る金入り設計書  (9)公園等冬期剪定作業委託(中部路線)に係る金入り設計書  (10)岡東中央公園及びびプランター等管理委託に係る金入り設計書  (11)枚方市駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書  (12)樟葉駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書  (13)御殿山・牧野駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書  (14)公園等草刈作業委託(路線その1)に係る金入り設計書  (15)公園等草刈作業委託(路線その2)に係る金入り設計書  (16)公園等草刈作業委託(路線その3)に係る金入り設計書  (17)関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1)に係る金入り設計書  (18)関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2)に係る金入り設計書  (19)関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3)に係る金入り設計書  (20)津田・枚方公園駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書  (21)公園等草刈作業委託(北部A地区)に係る金入り設計書  (22)公園等草刈作業委託(北部B地区)に係る金入り設計書  (23)公園等草刈作業委託(中部A地区)に係る金入り設計書  (24)公園等草刈作業委託(中部B地区)に係る金入り設計書  (25)公園等草刈作業委託(南部A地区)に係る金入り設計書  (26)公園等草刈作業委託(南部B地区)に係る金入り設計書  (27)車塚公園管理業務委託に係る金入り設計書</p>	<p>土木部 公園みどり推進室</p>	H29. 1. 20	部分公開 6-7	H29. 1. 27	写し	
89	H29. 1. 10	平成26年度準用河川八田川他除草委託金入り設計書	<p>土木部 土木総務課</p>	H29. 1. 23	部分公開 6-7	H29. 1. 27	写し	
90	H29. 1. 10	平成26年度市内急傾斜地除草作業委託に係る金入り設計書	<p>土木部 道路河川補修課</p>	H29. 1. 23	部分公開 6-7	H29. 1. 27	写し	
91	H29. 1. 10	平成26年度における水面廻廊樹木管理委託、出口排水路他除草委託、北谷川他除草委託、枚方1号水路他除草委託の金入り設計書	<p>上下水道局 事業部 下水道施設維持課</p>	H29. 1. 23	部分公開 6-7	H29. 1. 27	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
92	H29. 1. 10	①設計書(平成26年度除草作業委託(北部)分) ②設計書(平成26年度除草作業委託(南部)分)	上下水道局 事業部 上水道整備室 浄水課	H29. 1. 20	部分公開 6-7	H29. 1. 27	写し	
93	H29. 1. 13	枚方市〇〇町〇〇 〇〇の研究等で使用等されていた水質汚濁防止法に規定する特定 有害物質、大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する管理有 害物質がわかる〇〇(〇〇地区)土壌汚染状況調査(地歴調査)報告 書3. 8特定有害物質の使用等 <対象文書> (1)「〇〇(〇〇地区)土壌汚染状況調査(地歴調査)報告書」(3. 8特定 有害物質の使用等に限る)	環境部 環境指導課	H29. 1. 25	公開	H29. 1. 27	写し	
94	H29. 1. 17	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年12月5日收受 都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成28年12月26日收受都調第〇〇-〇〇- 〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及 び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 1. 20	公開	H29. 2. 2	写し	
95	H29. 1. 23	①開発事業に伴う事前協議書(平成28年12月14日收受都調第〇〇- 〇〇-〇〇号~平成28年12月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及 び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇~〇 〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成28年12月26日収 受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年1月19日收受都調第〇〇-〇 〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真 及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 2. 2	公開	H29. 2. 7	写し	
96	H29. 1. 27	①設計書(平成27年度除草作業委託(北部)分) ②設計書(平成27年度除草作業委託(南部)分)	上下水道局 事業部 上水道整備室 浄水課	H29. 2. 7	部分公開 6-7	郵送	写し	
97	H29. 1. 27	平成27年度における ①水面廻廊樹木管理委託 ②出口排水路他除草委託 ③北谷川他除草委託 ④枚方1号水路他除草委託の金入り設計書(単価表を除く)	上下水道局 事業部 下水道施設維持課	H29. 2. 3	部分公開 6-7	郵送	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
98	H29. 1. 27	①公園等草刈作業委託(南部A地区)に係る金入り設計書 ②公園等草刈作業委託(南部B地区)に係る金入り設計書 ③公園等草刈作業委託(中部A地区)に係る金入り設計書 ④公園等草刈作業委託(北部A地区)に係る金入り設計書 ⑤公園等草刈作業委託(路線中部)に係る金入り設計書 ⑥関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1)に係る金入り設計書 ⑦岡東中央公園及びプランター等管理委託に係る金入り設計書 ⑧御殿山・牧野駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 ⑨車塚公園管理業務委託に係る金入り設計書 ⑩樟葉駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 ⑪津田・牧方公園駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 ⑫牧方市駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書	土木部 公園みどり推進室	H29. 2. 2	部分公開 6-7	郵送	写し	
99	H29. 2. 16	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年1月19日收受 都調第〇〇-〇〇-〇〇号及びび平成29年1月24日收受都調第〇〇-〇 〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真 及びび付近見取り図 ※個人情報及びび印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 2. 21	公開	H29. 3. 2	写し	
100	H29. 2. 22	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づ く届出書(添付書類は除く)(平成28年11月1日～平成28年12月30日 收受分)	環境部 環境指導課	H29. 3. 8	部分公開 6-1 6-3	H29. 3. 10	写し	
101	H29. 2. 23	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年1月25日收受都調第〇〇-〇 〇-〇〇号～平成29年2月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及びび同 協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇～〇 〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年1月24日収 受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及びび平成29年2月22日收受都調第〇〇- 〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写 真及びび付近見取り図 ※個人情報及びび印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 3. 3	公開	H29. 3. 7	写し	
102	H29. 3. 3	「尊延寺穂谷線拡幅工事(3-1工区)枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇の 土地所有内に建造された建造物の断面図、展開図、構造計算書等の 詳細図、土地所有者と取りかわした覚書又承諾書」のうち、「構造物 の断面図、展開図」 <対象文書> 尊延寺穂谷線拡幅工事(1-3工区)に係る工事出来形図のうち、擁壁 構造図(1)	土木部 道路河川整備課	H29. 3. 15	公開	H29. 3. 16	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
103	H29. 3. 3	「尊延寺穂谷線拡幅工事(3-1工区)枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇の土地所有内に建造された構造物の断面図、展開図、構造計算書等の詳細図、土地所有者ととりかわした覚書又承諾書」のうち、「構造計算書等の詳細図、土地所有者ととりかわした覚書又承諾書」	土木部 道路河川整備課	H29. 3. 15	不存在 ※4			
104	H29. 3. 3	生涯学習市民センター・図書館についての下記の資料 ①直近の指定管理公募時に選定された団体が提出した事業計画書(収支計算書含む) ②募集要項、仕様書 ③直近3カ年の事業報告書、収支報告書 ＜対象文書＞ ①枚方市立蹺跚生涯学習市民センター・蹺跚図書館、牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者 事業計画書及び収支予算書(現指定管理者分) ②枚方市立蹺跚生涯学習市民センター・蹺跚図書館及びび野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集要項 ③枚方市立蹺跚生涯学習市民センター・蹺跚図書館及びび野生涯学習市民センター・牧野図書館管理運営業務基本仕様書	産業文化部 文化生涯学習室	H29. 3. 13	部分公開 6-3	郵送	写し	
105	H29. 3. 10	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書(添付書類は除く)(平成29年1月1日～平成29年1月31日收受分)	環境部 環境指導課	H29. 3. 24	部分公開 6-1 6-3	H29. 3. 27	写し	
106	H29. 3. 28	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年2月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年3月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H29. 3. 31	公開	H29. 4. 25	写し	

不在の理由

※1 対象文書については、保存年限を経過し、すでに廃棄しているため。

※2 サーベンス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書については提出されたものがないため。

※3 本件申出に係る文書は提出されたことがないため。

※4 構造計算書等の詳細図については、保存年限を経過し廃棄しており、また、土地所有者との覚書又は承諾書は取り交わしていないため。

### 3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
1	H28. 4. 14	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	H28. 4. 19	部分開示 16-2-4	H28. 4. 20	写し	
2	H28. 4. 15	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	H28. 4. 20	開示	H28. 4. 21	写し	
3	H28. 4. 18	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	H28. 4. 20	部分開示 16-2-4	H28. 4. 20	写し	
4	H28. 4. 20	面接記録、開始記録、ケース記録、医療要否意見書、検診命令の回答書、ケース診断会議録票、自立支援医療診断書	福祉部 生活福祉室	H28. 5. 6	部分開示 16-2-4	H28. 5. 11	写し	
5	H28. 4. 27	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H28. 5. 9	開示	H28. 5. 9	写し	
6	H28. 5. 2	戸籍謄本等職務上請求書	市民安全部 市民室	H28. 5. 9	開示	H28. 5. 13	写し	
7	H28. 5. 2	固定資産評価審査委員会への再々 弁明書等の提出について	財務部 税務室 資産税課	H28. 5. 12	開示	H28. 5. 13	閲覧、写し	
8	H28. 5. 6	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	H28. 5. 10	開示	H28. 5. 17	閲覧、写し	
9	H28. 5. 9	收受・発送簿(枚方市固定資産評価審査委員会関係書類綴分) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	財務部 税務室 税制課	H28. 5. 23	開示	H28. 5. 25	閲覧、写し	
10	H28. 5. 19	審査申出に係る決定書の送付について(回議書)	財務部 税務室 税制課	H28. 6. 2	開示	H28. 6. 6	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
11	H28. 5. 20	主治医意見書及び認定調査票	健康部 長寿社会推進室	H28. 5. 27	開示	郵送	写し	
12	H28. 5. 20	收受・発送簿(枚方市固定資産評価審査委員会関係書類綴分) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	財務部 税務室 税制課	H28. 6. 3	開示	H28. 6. 6	閲覧、写し	
13	H28. 5. 20	固定資産評価審査申出に係る反論書の送付について	財務部 税務室 資産税課	H28. 6. 1	開示	H28. 6. 2	閲覧、写し	
14	H28. 5. 31	收受・発送簿番号〇〇～〇〇号(決裁を含む)(添付書面を除く)	財務部 税務室 税制課	H28. 6. 14	開示	H28. 6. 16	閲覧、写し	
15	H28. 6. 9	收受・発送簿番号〇〇号による固定資産評価審査委員会に対する 弁明書等の提出について一式	財務部 税務室 税制課	H28. 6. 23	不存在 ※1			
16	H28. 6. 10	①ケース記録票 ②生活保護法第78条による費用徴収について(通知)の回議書 ③履行延期申請の承認についての回議書 ④生活保護法第63条返還金及び第77・78条徴収金に係る督促状の発 送について	福祉部 生活福祉室	H28. 6. 24	部分開示 16-2-4	H28. 6. 28	写し	
17	H28. 6. 10	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	H28. 6. 14	部分開示 16-2-4	H28. 7. 1	写し	
18	H28. 6. 13	ケース記録	福祉部 生活福祉室	H28. 6. 16	開示	H28. 6. 20	写し	
19	H28. 6. 23	戸籍謄本等職務上請求書	市民安全部 市民室	H28. 6. 27	開示	H28. 6. 30	写し	
20	H28. 6. 27	ケースファイル一式	福祉部 生活福祉室	H28. 7. 11	部分開示 16-2-3 16-2-4	H28. 7. 11	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
21	H28. 7. 1	請求内容又は請求公文書名 ①「百済王氏」問題に関して、更なる数点の（率直な）疑問点等の提起について（照会）」 ②「百済王氏」問題に関して更なる疑問点等の提起について（回答）」に係る回議書	教育委員会 社会教育部 文化財課	H28. 7. 8	開示	H28. 7. 15	写し	
22	H28. 7. 5	枚方市個人情報保護条例に基づき開示した情報の請求者への再交付について※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く	財務部 税務室 税制課	H28. 7. 19	開示	H28. 7. 21	閲覧、写し	
23	H28. 7. 6	私立幼稚園幼児保育助成金支給申請書及び保育料減免措置（就園奨励費補助金）に関する調書	子ども青少年部 子育て支援室 保育幼稚園課	H28. 7. 11	開示	H28. 7. 11	閲覧、写し	
24	H28. 7. 11	相談記録	市長公室 人権政策室	H28. 7. 22	非開示 16-2-3 16-2-4			
25	H28. 7. 12	人権なんでも相談の記録	市長公室 人権政策室	H28. 7. 14	部分開示 16-2-4	H28. 7. 15	写し	
26	H28. 8. 5	枚固審第〇〇号にかかる回議書一式	財務部 税務室 税制課	H28. 8. 19	開示	H28. 8. 22	閲覧、写し	
27	H28. 8. 12	①住民票の写し②戸籍の証明③印鑑登録証明④市府民税課税証明書 各々の交付請求書	市民安全部 市民室	H28. 8. 17	不存在 ※2			
28	H28. 8. 12	①住民票の写し②戸籍の証明③印鑑登録証明④市府民税課税証明書 各々の交付請求書	市民安全部 市民室	H28. 8. 17	不存在 ※3			
29	H28. 8. 15	①戸籍謄本②住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	H28. 8. 17	部分開示 16-2-4	H28. 8. 18	写し	
30	H28. 8. 18	①固定資産評価審査申出書 ②固定資産評価審査申出書の受理及び弁明書等の提出並びに評価説明についてに係る決裁文書の鑑文 ③固定資産評価審査申出に係る反論書の送付並びに同書に対する再弁明書及び説明についてに係る決裁文書の鑑文	財務部 税務室 税制課	H28. 9. 1	開示	H28. 9. 5	閲覧、写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
31	H28. 8. 26	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H28. 9. 1	開示	H28. 9. 6	写し	
32	H28. 9. 1	①固定資産税評価審査申出書の受理及び弁明書等の提出並びに評価説明について ②固定資産税評価審査申出に係る反論書の送付並びに同書に対する再弁明書及び説明について	財務部 税務室 資産税課	H28. 9. 13	開示	H28. 9. 15	閲覧、写し	
33	H28. 9. 7	開始記録票、面接記録票、ケース記録票、医療要否意見書、検診命令の回答、保護決定調書	福祉部 生活福祉室	H28. 10. 7	部分開示 16-2-4	H28. 10. 12	写し	決定期間 延長決定 H28. 9. 21
34	H28. 9. 7	開始記録票、面接記録票、ケース記録票、医療要否意見書、検診命令の回答、保護決定調書、ケース診断会議録票	福祉部 生活福祉室	H28. 10. 7	部分開示 16-2-4	H28. 10. 12	写し	決定期間 延長決定 H28. 9. 21
35	H28. 9. 7	開始記録票、面接記録票、ケース記録票、医療要否意見書、検診命令の回答、保護決定調書	福祉部 生活福祉室	H28. 10. 7	部分開示 16-2-4	H28. 10. 12	写し	決定期間 延長決定 H28. 9. 21
36	H28. 9. 13	①認定調査票 ②主治医意見書 ③要介護認定決定通知書	健康部 長寿社会推進室	H28. 9. 16	開示	郵送	写し	
37	H28. 10. 11	收受・発送簿(枚方市固定資産評価審査委員会関係書類綴分) ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く。	財務部 税務室 税制課	H28. 10. 24	開示	H28. 10. 27	閲覧、写し	
38	H28. 10. 27	枚固審第〇〇号に係る回議書 ※請求者以外の審査申出人に係る情報を除く。	財務部 税務室 税制課	H28. 11. 9	開示	H28. 11. 14	閲覧、写し	
39	H28. 10. 31	収納台帳	財務部 税務室 納税課	H28. 11. 10	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
40	H28. 10. 31	①住民票の写し又は除票の交付について ②住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 ③住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民安全部 市民室	H28. 11. 4	部分開示 16-2-4	H28. 11. 4	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
41	H28.11.1	戸籍謄本等の交付について(依頼)	市民安全部 市民室	H28.11.4	開示	H28.11.4	写し	
42	H28.11.1	①不審者等に係る事案について(報告) ②不審者にかかる事案の情報について	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H28.11.11	開示	郵送	写し	
43	H28.11.1	〇〇に関する事案の加害者に対する指導、担任の指導方法	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H28.11.11	不存在 ※4			
44	H28.11.11	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民安全部 市民室	H28.11.15	部分開示 16-2-4	H28.11.15	写し	
45	H28.12.14	ケース記録	福祉部 生活福祉室	H28.12.26	開示	H28.12.28	写し	
46	H28.12.21	住民票の写し等交付請求書	市民安全部 市民室	H28.12.26	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
47	H28.12.27	物件一覧表	財務部 税務室 資産税課	H29.1.6	開示	H29.1.23	写し	
48	H29.1.17	診療録及び問診票	健康部 健康総務課	H29.1.27	開示	H29.1.30	写し	
49	H29.2.2	主治医意見書及び認定調査表	健康部 長寿社会推進室	H29.2.14	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
50	H29.2.8	①住民票の写し等職務上請求書 ②戸籍謄本等職務上請求書	市民安全部 市民室	H29.2.10	部分開示 16-2-4	H29.2.15	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
51	H29. 2. 9	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H29. 2. 22	開示	H29. 2. 23	写し	
52	H29. 2. 9	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H29. 2. 22	開示	H29. 2. 23	写し	
53	H29. 2. 24	相談受付票	健康部 保健所 保健企画課	H29. 3. 6	開示	未実施		
54	H29. 2. 27	省略心電図	教育委員会 学校教育部 学務課	H29. 3. 1	開示	郵送	写し	
55	H29. 2. 27	第〇〇号審査請求に係る事件記録となる資料	総務部 コンプライアンス 推進課	H29. 3. 2	開示	H29. 4. 25	写し	
56	H29. 3. 2	主治医意見書及び認定調査表	健康部 長寿社会推進室	H29. 3. 6	部分開示 16-2-4	郵送	写し	
57	H29. 3. 2	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H29. 3. 14	開示	未実施		
58	H29. 3. 6	主治医意見書及び認定調査票	健康部 長寿社会推進室	H29. 3. 7	開示	H29. 3. 7	写し	
59	H29. 3. 8	土地・家屋名寄台帳、木造家屋調査表・非木造家屋調査表、家屋調査 箋、標準家屋評価調書	財務部 税務室 資産税課	H29. 4. 20	開示	郵送	写し	決定期間 延長決定 H29. 3. 22
60	H29. 3. 8	土地・家屋名寄台帳	財務部 税務室 資産税課	H29. 4. 20	開示	郵送	写し	決定期間 延長決定 H29. 3. 22

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
61	H29. 3. 8	土地・家屋名寄台帳、物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H29. 4. 20	開示	郵送	写し	決定期間 延長決定 H29. 3. 22
62	H29. 3. 8	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)、物件一覧表(課税説明資料)、固定資産税・都市計画税 納税義務者変更届	財務部 税務室 資産税課	H29. 4. 20	開示	郵送	写し	決定期間 延長決定 H29. 3. 22
63	H29. 3. 17	物件一覧表	財務部 税務室 資産税課	H29. 3. 24	開示	H29. 3. 28	写し	
64	H29. 3. 24	①住民票の写し等交付請求書②印鑑登録の申請書	市民安全部 市民室	H29. 3. 28	不存在 ※5			

不存在の理由

※1 表示上の誤記により、請求者の情報とされていた収受・発送簿第〇〇号における「固定資産評価審査委員会に対する弁明書等の提出について」は、請求者以外のものに関する情報であるため。なお、当該誤記については、既に修正を行っている。

※2 該当する期間に交付請求が無かったため。

※3 該当する期間に交付請求が無かったため。

※4 本件請求に係る対象文書を作成していないため。

※5 文書保存年限を経過しているため。

#### 4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第517号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	寄附收受事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年5月23日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、特定の基金（以下「対象基金」といいます。）へのふるさと寄附を推奨しています。平成28年7月から、ふるさと寄附金推進事業として、対象基金に対して一定額以上の寄附を行った寄附者に返礼品の送付を行うとともに、民間事業者が運営する「ふるさと納税ポータルサイト」を活用し、市内外への情報発信や寄附手続きの簡素化を行うことで、本市への寄附の促進を図ります。（対象基金は、今後変動することがあります。）</p> <p>また、一部の対象基金に対する寄附については、寄附者の顕彰を行うため、同意を得られた寄附者の氏名の公表を行う予定をしています。</p> <p>これらのことから、寄附者の氏名、送付先住所、寄附金額等を把握する必要があり、寄附者に係る情報を電算処理することで事務の効率化を図るものです。</p>		
2	電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 寄附者の氏名、住所及び電話番号、寄附年月日、寄附金額並びに返礼品名		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問518号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	寄附收受事務に係る電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年5月23日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、特定の基金（以下「対象基金」といいます。）へのふるさと寄附を推奨しています。平成28年7月から、ふるさと寄附金推進事業として、対象基金に対して一定額以上の寄附を行った寄附者に返礼品の送付を行うとともに、民間事業者が運営する「ふるさと納税ポータルサイト」を活用し、市内外への情報発信や寄附手続きの簡素化を行うことで、本市への寄附の促進を図ります。（対象基金は、今後変動することがあります。）</p> <p>また、一部の対象基金に対する寄附については、寄附者の顕彰を行うため、同意を得られた寄附者の氏名の公表を行う予定をしています。</p> <p>本諮問は、寄附收受事務において、電子計算組織の通信回線による結合を行うことに対応するものです。</p>		
2	通信回線と結合して処理する個人情報の項目 寄附者の氏名、住所及び電話番号、寄附年月日、寄附金額並びに返礼品名		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	寄附收受事務に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年5月23日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、特定の基金（以下「対象基金」といいます。）へのふるさと寄附を推奨しています。平成28年7月から、ふるさと寄附金推進事業として、対象基金に対して一定額以上の寄附を行った寄附者に返礼品の送付を行うとともに、民間事業者が運営する「ふるさと納税ポータルサイト」を活用し、市内外への情報発信や寄附手続きの簡素化を行うことで、本市への寄附の促進を図ります。（対象基金は、今後変動することがあります。）</p> <p>また、一部の対象基金に対する寄附については、寄附者の顕彰を行うため、同意を得られた寄附者の氏名の公表を行う予定をしています。</p> <p>これらのことから、寄附者の氏名、送付先住所、寄附金額等を把握する必要があり、寄附者に係る情報を電算処理することで事務の効率化を図るものです。</p>		
2	電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 寄附者の氏名、住所及び電話番号、寄附年月日、寄附金額並びに返礼品名		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	寄附收受事務に係る電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年5月23日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、特定の基金（以下「対象基金」といいます。）へのふるさと寄附を推奨しています。平成28年7月から、ふるさと寄附金推進事業として、対象基金に対して一定額以上の寄附を行った寄附者に返礼品の送付を行うとともに、民間事業者が運営する「ふるさと納税ポータルサイト」を活用し、市内外への情報発信や寄附手続きの簡素化を行うことで、本市への寄附の促進を図ります。（対象基金は、今後変動することがあります。）</p> <p>また、一部の対象基金に対する寄附については、寄附者の顕彰を行うため、同意を得られた寄附者の氏名の公表を行う予定をしています。</p> <p>本諮問は、寄附收受事務において、電子計算組織の通信回線による結合を行うことに対応するものです。</p>		
2	通信回線と結合して処理する個人情報の項目 寄附者の氏名、住所及び電話番号、寄附年月日、寄附金額並びに返礼品名		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第521号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	特定健診早期介入保健指導事業に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年5月23日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、平成28年8月から、枚方市国民健康保険加入の被保険者のうち、平成28年度内に35歳から39歳に到達する方を対象に、特定健診早期介入保健指導事業を新たに開始します。</p> <p>本事業は、民間事業者が提供する在宅検査のパッケージサービスを利用することで、健診を受診する際の利便性を高めるとともに、受診結果をもとに保健指導を行うことで、生活習慣病対策として効果が期待される若年層の健診の受診促進及び受診意識の向上を図るものです。</p> <p>本諮問は、本事業を実施するにあたり、個人情報を電算処理する必要があることに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>申込利用者の郵便番号、住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、メールアドレス、パスワード、秘密の質問及び回答、保険者番号、被保険者証の記号番号、身長、体重、体重、最高血圧、最低血圧、食行動、嗜好、運動習慣、睡眠、喫煙、飲酒、体調変化、内服状況、既往歴、妊娠、その他、BMI（肥満度）、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、ヘモグロビンA1c、GOT、GPT、γ-GTP、クレアチニン、尿酸、総コレステロール、総蛋白、尿素窒素、アルブミン、診査結果の通知及び分析の内容</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第522号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市が設置している児童福祉施設において、事故防止や事故後の検証の体制強化を図ることを目的として、カメラの設置を予定しています。</p> <p>本諮問は、児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に伴い、やむを得ず社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報の収集等を行うことがあることに対処するものです。</p>		
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>特定の個人が識別され得る画像のうち、事故の要因となる行為等を行っている画像等のこれに当たるもの</p>		
3 その他	<p>別紙「児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置及び運用に関する基準（案）」のとおり。 【別紙省略】</p>		

諮問第523号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に係る個人情報の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市が設置している児童福祉施設において、事故防止や事故後の検証の体制強化を図ることを目的として、カメラの設置を予定しています。</p> <p>本諮問は、児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に伴い、本人からの直接収集の例外として、個人情報の収集を行うことがあることに対応するものです。</p>		
2 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目 特定の個人が識別され得る画像	<p>社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目</p>		
3 その他 別紙「児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置及び運用に関する基準（案）」のとおり。 【別紙省略】	<p>特定個人の個人が識別され得る画像</p>		

諮問第524号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市が設置している児童福祉施設において、事故防止や事故後の検証の体制強化を図ることを目的として、カメラの設置を予定しています。</p> <p>本諮問は、児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置に伴い、撮影した画像をデジタルデータとして電算処理することがあることに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目 諮問第523号の「本人以外のものから収集する個人情報の項目」に同じ。 ※ 諮問第522号の「社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目」は、枚方市個人情報保護条例第14条第2項に該当。	<p>電算処理する個人情報の項目</p>		
3 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	<p>個人情報の保護体制</p>		
4 その他 別紙「児童福祉施設における事故防止等のためのカメラの設置及び運用に関する基準（案）」のとおり。 【別紙省略】	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、本市でも同法に基づく自立相談支援事業を実施しています。同事業の実施に当たっては国から配付された自立相談支援事業入力支援プログラムである「入力・集計支援ツール」を使用し、相談内容等を入力して電算処理にて管理するものとされています。</p> <p>このツールを使用することで、担当職員間における情報共有が容易になるとともに、国が定めた様式による情報の出力が可能となり、事務の効率化を図ることができまます。</p> <p>本件は、自立相談支援業務において、「入力・集計支援ツール」を使用し、個人情報を電算処理するため、個人情報保護条例の規定に基づき、諮問するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目別表のとおり。【別紙省略】			
3 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。			

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することによって、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することは、個人情報の電算処理に当たります。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目別表のとおり。【別紙省略】			
3 特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。			

諮問第527号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はLGWAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】		
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第528号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報保護の観点から、人事給与・庶務事務システムと各課作成データベースとは、個人情報の電算処理に当たり、個人番号の取得に伴い、個人番号の取得に必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>		
2	電算処理する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】		
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第529号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はL2WAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第530号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る個人情報情報の電算処理について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関 選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報情報の電算処理に当たりません。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>	
2	電算処理する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はL2WAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】		
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	監査委員
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報の電算処理に当たりません。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>		
2	電算処理する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】		
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	人事給与・庶務事務システムへの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関
監査委員		
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はLGWAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>	
2 電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目	別紙のとおり。【別紙省略】	
3 特定個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関
農業委員会		
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報の電算処理に当たりません。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>	
2 電算処理する特定個人情報の項目	別紙のとおり。【別紙省略】	
3 特定個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関
審議日	平成28年8月29日	実施機関
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はLGWAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る個人情報情報の電算処理について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関
審議日	平成28年8月29日	実施機関
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報情報の電算処理に当たりません。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>	
2	電算処理する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はLGWAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る個人情報情報の電算処理について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報情報の電算処理に当たりません。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>	
2	電算処理する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第539号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関 上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はL2WAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第540号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る特定個人情報の電算処理について	
審議日	平成28年8月29日	実施機関 病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、一部の臨時職員等の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署長等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、各課が市販のソフトウェア等で独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや各課作成データベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することとは、個人情報の電算処理に当たりません。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り扱う必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>	
2	電算処理する特定個人情報の項目 別紙のとおり。【別紙省略】	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第542号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報記録）の規定による諮問

諮問事項	職員の人事給与事務等に係る個人情報情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	議会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>新システムにおいては、情報の処理能力や容量を向上させるとともに、現在は人事給与・庶務事務システムで管理していない、研修や人事評価等に関する情報を併せて管理することで一元化し、このことにより、効率的、効果的に事務を処理する体制を確立し、採用から退職に至る長期的、計画的な人材育成の実現を図るものです。</p> <p>一方で、市議会議員の人事給与事務や、所得税法等の規定により税務署等に提出する法定調書の作成事務については、現在、人事給与・庶務事務システムではなく、市販のソフトウェアで独自に作成したデータベースを使用して処理を行っており、これらの事務については、新システム稼働後も、引き続き現在と同様の方法で処理を行います。</p> <p>人事給与・庶務事務システムや独自のデータベースにおいて人事給与等事務に関する情報を管理することは、個人情報情報の電算処理に当たります。</p> <p>また、人事給与等事務においては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を取り取り必要があるため、個人番号の電算処理も行います。なお、新システムの稼働開始までの間は、別に個人番号を管理するデータベースを構築して対応します。</p> <p>本諮問は、これらの電算処理について行うものです。</p>		
2	<p>電算処理する特定個人情報項目 別紙2のとおり。【別紙省略】</p>		
3	<p>特定個人情報保護体制 情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第541号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の人事給与担当課では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みます。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はL2WAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報項目 別紙のとおり。【別紙省略】</p>		
3	<p>特定個人情報保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	人事給与・庶務事務システムの更新に伴う電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	議会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、現在、平成18年度に導入した人事給与・庶務事務システムを使用して職員の人事給与事務の処理を行っていますが、同システムについては、経年による処理能力の低下、情報容量の不足、累次のシステム改修による構成の複雑化、OSサポートの終了等の理由により、近い将来、その維持が困難になると見込まれています。</p> <p>そこで、新しいシステムを構築、導入することにより、人事給与・庶務事務システムを更新することとしました。</p> <p>また、更新に当たっては、運用経費の削減と、災害対策・セキュリティ水準の向上を目的として、システムの運用形態を、現在の自社運用型から、クラウド型に変更します。</p> <p>新システムでは、新たに個人番号を管理するため、本諮問は、特定個人情報（一般の個人情報を含みません。以下同じです。）を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線（VPN回線又はLGWAN回線を予定）により結合させることについて行うものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により伝送する特定個人情報の項目 別紙2のとおり。【別紙省略】		
3	特定個人情報の保護体制 情報システムにかかるとる個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	枚方市三世代家族・定住促進補助金の交付事務に係る個人情報情報の電算処理について		
審議日	平成28年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成28年10月から、若年世代の市外転入及び定住並びに三世代家族の形成及び増加を促進させ、高齢者及びその家族が安心して暮らせる環境をつくることにより、地域社会の活性化に資することを目的として、三世代家族・定住促進補助金を交付することとしています。</p> <p>補助金については、一定の要件を満たす三世代家族を対象として交付するものとし、補助金の交付を受けた家族については、子世帯が交付決定後3年を越えて補助対象の住宅に居住することを交付の条件としていることから、交付決定から3年経過後に、子世帯が補助対象の住宅に継続して居住しているかについて、調査を行う予定をしています。</p> <p>これらのことから、交付申請者及びその家族や交付要件に関する情報を把握する必要があり、当該情報を電算処理することで、事務の効率化を図るものです。</p>		
2	電算処理する個人情報の項目 氏名、住所（転居前及び転居後）、電話番号、子との続柄、年齢及び生年月日、子世帯の転入日、建物の所在地、登記年月日、所有者の氏名、種類（一戸建ての住宅、共同住宅、長屋等の別）、住宅の取得に係る当初契約日及び費用の金額、住宅のリフォームに係る当初契約日、施工業者の所在地、氏名（法人にあってはその代表者氏名を含む。）、電話番号、リフォームの内容、補助金の対象となる工事費用の金額、ほか生活に使用する補助金の名称、補助金の交付申請日、交付決定及び額確定日、交付が完了しているか否か、交付金額、付した交付条件		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第545号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	水道料金及び下水道使用料または公設浄化槽使用料の収納事務において、納付書による金融機関等の窓口での支払いと、金融機関の口座振替による収納処理を行っています。このうち、口座振替による収納処理については、振替処理の前後で、枚方市上下水道局と各金融機関との間で、口座情報や料金情報をやり取りする必要がありますが、現在、そのやり取りは、お互いの職員がプロフィールディスプレイ（以下「FD」といいます。）を受け渡ししあう方法により行っています。しかし、この方法では、運搬途中の事故等によるFDの紛失、毀損等の可能性が考えられることや、すでにFDは生産が終了しているため、近い将来対応できなくなることが考えられます。そこで、安全で確実な口座振替による収納処理を行うため、今後は、本市と各金融機関の取扱い、支店等の端末をISDN回線で結合し、現在FDで受け渡ししているデータを伝送するよう変更します。このことに伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市上下水道局では、水道料金及び下水道使用料または公設浄化槽使用料の収納事務において、納付書による金融機関等の窓口での支払いと、金融機関の口座振替による収納処理を行っています。このうち、口座振替による収納処理については、振替処理の前後で、枚方市上下水道局と各金融機関との間で、口座情報や料金情報をやり取りする必要がありますが、現在、そのやり取りは、お互いの職員がプロフィールディスプレイ（以下「FD」といいます。）を受け渡ししあう方法により行っています。しかし、この方法では、運搬途中の事故等によるFDの紛失、毀損等の可能性が考えられることや、すでにFDは生産が終了しているため、近い将来対応できなくなることが考えられます。そこで、安全で確実な口座振替による収納処理を行うため、今後は、本市と各金融機関の取扱い、支店等の端末をISDN回線で結合し、現在FDで受け渡ししているデータを伝送するよう変更します。このことに伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p> <p>なお、収納事務に係る個人情報の電算処理については、枚方市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例に基づき、昭和62年12月3日付け諮問第37号により枚方市電子計算組織に係る個人情報保護審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p>		
2	<p>電子計算組織の通信回線による結合により伝送する個人情報の項目 引落金融機関のコード、名カナ、支店コード、支店名カナ、預金種別、口座番号、口座名義人カナ、上水請求額、下水請求額、使用者番号6桁</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第546号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理となることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムにかかわる個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。		
3	個人情報の保護体制 情報システムにかかる個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第551号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や市内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第552号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	監査委員
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や市内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機	監査委員
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機	農業委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	農業委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	固定資産評価審査委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機	固定資産評価審査委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年11月25日	実施機関
審議者	病院事業管理者	
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>	
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>	
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について	
審議日	平成28年11月25日	実施機関
審議者	議会	
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>	
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>	
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	議会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成28年11月25日	実施機関	公平委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や庁内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>本諮問は、会議録の作成に当たり、発言内容を電子的方式により記録することが、個人情報の電算処理とすることに対応するものです。</p>		
2	<p>電算処理する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成28年11月25日	実施機関 公平委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、訓令により、審議会や市内委員会を開催したときは、会議終了後、速やかに、会議録を作成することとなり、会議録の作成は、会議における発言内容を録音した音声記録を、職員自らが、又は専門業者に委託して反訳（文字起こし）する等して行っています。</p> <p>この音声記録は、従来、カセットテープ等の磁気的音声記録媒体により行ってきましたが、ICレコーダー等を使用して作成した電子的音声記録においての方が、反訳作業における特定の発言箇所を検索し、あるいは反復して再生するなどの操作を格段に容易に行うことができます。</p> <p>また、電子的音声記録であれば、受託事業者とのやり取りも、メールやインターネットを通じて、即座に行うことができ、さらに、専用プログラムを使用して容易に自動反訳することも可能となり、反訳にかかる時間を大幅に短縮することができます。</p> <p>上記の方法により、受託事業者とのやり取りや自動反訳を行うには、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織の通信回線による結合を行う必要があり、本諮問は、このことに対応するものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 審議会等での発言等、音声ファイルに含まれるもの全て。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	健康管理システムにおける特定個人情報の電算処理項目の追加について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>保健センターでは平成15年度から健康管理システムを導入し、健康増進事業や予防接種事業等における事務処理の効率化を図っています。</p> <p>「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正されたことにより、成人を対象とした胃がん検診の検査方法に、胃内視鏡検査を新たに加えます。また、予防接種事業について、予防接種法の改正により、乳幼児期のB型肝炎及びびびり痘並びに高齢者の肺炎球菌の予防接種が、定期予防接種に加わりました。</p> <p>これらのことに伴い、健康管理システムで処理する検診結果の項目等を追加する必要があるため、本諮問は、本システムにおいて、特定個人情報を追加して電算処理を行うこととなることに対応するものです。</p>	
2	電算処理する個人情報の項目 胃がん検診における胃内視鏡検査結果及び判定区分、乳幼児のB型肝炎及びびびり痘の予防接種状況、高齢者の肺炎球菌の予防接種状況	
3	特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第567号

条例第7条第2項 (収集等の一般的制限) ただし書の規定による諮問

諮問事項	災害情報システム利用拡張に伴う個人情報収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、災害時の初動体制の確立、応急対応、被災者支援を目的とし、クラウド上で動作する災害情報システム（以下「本システム」といいます。）を構築・運用しています。（本システムについては、平成27年5月26日付け第478号から第482号で貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>しかし、本システムについては、発災後に膨大な量の個人情報を取り扱う必要があり、本システムに入力する情報の精度を高めるため、庁内情報や、現地で収集した情報を迅速かつ正確に、本システムに反映させる機能の追加等の改善が求められています。</p> <p>そこで今回、①市民の住民基本台帳上の情報等の登録（発災後にクラウドサーバに登録）、②タブレット用アプリの利用等による現地での情報収集等、本システムの機能を拡張することとしました。</p> <p>なお、タブレットで得た情報については、専用USBを介して庁内パソコンに取り込むものであり、直接クラウドサーバにアクセスすることはありません。</p> <p>本諮問は、本システムの利用拡張に伴い、新たに本システムに登録する個人情報の一部が、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報に該当することに対応するものです。</p>		
2	<p>追加して収集等をする社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目 要支援者の世帯番号、整理番号、氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別、続柄、要支援理由、要支援者情報</p>		

諮問第568号

条例第10条第1項第5号 (外部提供の制限) の規定による諮問

諮問事項	災害情報システム利用拡張に伴う外部提供する個人情報の項目の追加について		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、災害時の初動体制の確立、応急対応、被災者支援を目的とし、クラウド上で動作する災害情報システム（以下「本システム」といいます。）を構築・運用しています。（本システムについては、平成27年5月26日付け第478号から第482号で貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>しかし、本システムについては、発災後に膨大な量の個人情報を取り扱う必要があり、本システムに入力する情報の精度を高めるため、庁内情報や、現地で収集した情報を迅速かつ正確に、本システムに反映させる機能の追加等の改善が求められています。</p> <p>そこで今回、①市民の住民基本台帳上の情報等の登録（発災後にクラウドサーバに登録）、②タブレット用アプリの利用等による現地での情報収集等、本システムの機能を拡張することとしました。</p> <p>なお、タブレットで得た情報については、専用USBを介して庁内パソコンに取り込むものであり、直接クラウドサーバにアクセスすることはありません。</p> <p>本諮問は、本システムの利用拡張に伴い、新たに災害情報システムに登録する個人情報、外部提供する必要があることに対応するものです。</p>		
2	<p>追加して外部提供する個人情報の項目 要支援者の世帯番号、整理番号、氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別、続柄、要支援理由、要支援者情報</p>		
3	<p>情報の提供先 国の機関、地方公共団体、警察、消防、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、民生委員、児童委員、報道機関、校区コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織等</p>		

諮問第570号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	災害情報システム利用拡張に伴う個人情報伝送項目の追加について（諮問）		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、災害時の初動体制の確立、応急対応、被災者支援を目的とし、クラウド上で動作する災害情報システム（以下「本システム」といいます。）を構築・運用しています。（本システムについては、平成27年5月26日付け第478号から482号で貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>しかし、本システムについては、発災後に膨大な量の個人情報を取り扱う必要があり、本システムに入力する情報の精度を高めるため、庁内情報や、現地で収集した情報を迅速かつ正確に、本システムに反映させる機能の追加等の改善が求められています。</p> <p>そこで今回、①市民の住民基本台帳上の情報等の登録（発災後にクラウドサーバに登録）、②タブレット用アプリの利用等による現地での情報収集等、本システムの機能を拡張することとしました。</p> <p>なお、タブレットで得た情報については、専用USBを介して庁内パソコンに取り込むものであり、直接クラウドサーバにアクセスすることはありません。</p> <p>本諮問は、本システムの利用拡張に伴い、本システムのサービスの事業者の電子計算組織と、市の電子計算組織を通信回線により結合して伝送する個人情報の項目を追加することに対応するものです。</p>		
2	<p>追加して伝送する個人情報の項目 要支援者の世帯番号、整理番号、氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別、続柄、要支援理由、要支援者情報</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第569号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	災害情報システム利用拡張に伴う個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、本市では、災害時の初動体制の確立、応急対応、被災者支援を目的とし、クラウド上で動作する災害情報システム（以下「本システム」といいます。）を構築・運用しています。（本システムについては、平成27年5月26日付け第478号から第482号で貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>しかし、本システムについては、発災後に膨大な量の個人情報を取り扱う必要があり、本システムに入力する情報の精度を高めるため、庁内情報や、現地で収集した情報を迅速かつ正確に、本システムに反映させる機能の追加等の改善が求められています。</p> <p>そこで今回、①市民の住民基本台帳上の情報等の登録（発災後にクラウドサーバに登録）、②タブレット用アプリの利用等による現地での情報収集等、本システムの機能を拡張することとしました。</p> <p>なお、タブレットで得た情報については、専用USBを介して庁内パソコンに取り込むものであり、直接クラウドサーバにアクセスすることはありません。</p> <p>本諮問は、本システムの利用拡張に伴い、個人情報を追加して電算処理することに対応するものです。</p>		
2	<p>追加して電算処理する個人情報の項目 要支援者の世帯番号、整理番号、氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別、続柄、要支援理由、要支援者情報</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	農地情報公開システムとの通信回線による結合について		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	農業委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成28年4月に改正農業委員会法が施行されたことにより、全国農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」といいます。）が創設されました。</p> <p>機構は、同法の規定により、農業委員会相互の連絡調整や、農地に関する情報の収集や整理、提供を含む農業委員会ネットワーク業務を担うものとされ、このことを受けて、機構は、全国の農業委員会や都道府県、農地中間管理機構等を結ぶコンピューターネットワークである農地情報公開システム（以下「本システム」といいます。）を構築しました。</p> <p>本システムは、全国の農業委員会が保有している農地台帳情報を一元管理することで、農地法の規定に基づく農地台帳情報の公表や、農地中間管理事業推進法の規定に基づく農地借受募集など、農地台帳情報を利用して処理する様々な業務を標準化、効率化、高度化することを目的としたものです。</p> <p>改正農業委員会法の規定により、農業委員会は、農業委員会ネットワーク業務に必要な限度で、農地に関する情報を機構へ提供することが義務付けられていることから、本システムとの連携を行うものです。</p> <p>本諮問は、本システムとの連携に伴い、当委員会の電子計算組織と機構の電子計算組織を、L GWAN回線により結合することに対応するものです。</p> <p>なお、農地台帳管理事務に係る個人情報保護の観点については、平成27年2月19日付け諮問第470号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p>		
2 関係法令の条文抜粋	<p>別紙のとおり。【別紙省略】</p>		
3 通信回線による結合を行って伝送する個人情報の項目	<p>別表のとおり。【別紙省略】</p>		
4 接続先	<p>全国農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人全国農業会議所）</p>		
5 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。</p> <p>今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、会議資料中に含まれる個人情報保護を電算処理することに対応するものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>会議資料に記載されている個人情報。</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第573号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合させることに対応するものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第574号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、会議資料中に含まれる個人情報や電算処理することに対応するものです。</p>	
2	電算処理する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合させることに対応するものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、会議資料中に含まれる個人情報や電算処理することに対応するものです。</p>	
2	電算処理する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第577号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 選挙管理委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合させることに対応するものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問第578号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 農業委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、会議資料中に含まれる個人情報や電算処理することに対応するものです。</p>	
2	電算処理する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 農業委員会
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合させることに対応するものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、会議資料中に含まれる個人情報や電算処理することに対応するものです。</p>	
2	電算処理する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	会議録の作成事務における電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 上下水道事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合させることに対応するものです。</p>	
2	電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関 病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、会議資料中に含まれる個人情報や電算処理することに対応するものです。</p>	
2	電算処理する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	ペーパーレス会議システムの導入に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年2月27日	実施機関
審議者	病院事業管理者	
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、庁内で行う会議（枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条に規定する審議会及び庁内委員会等。以下「会議」といいます。）で使用する資料は、紙に印刷し、配付しています。今般、会議で使用する紙の使用量を削減することにより、環境への負荷低減や印刷費用削減、資料紛失等による情報漏えいのリスク低減を図ることを目的として、平成29年4月から「ペーパーレス会議システム」（以下「本システム」といいます。）を導入します。</p> <p>本システムは、タブレット端末等を用いて会議資料を閲覧できるもので、また、発表者の操作に合わせて、他の出席者の端末画面を動作させることもできるものです。</p> <p>本諮問は、本システムの導入に伴い、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合させることに対応するものです。</p>	
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 会議資料に記載されている個人情報。</p>	
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

枚方市附属機関条例第1条第2項の規定による諮問

諮問事項	個人情報保護法等の改正を踏まえた本市の情報公開・個人情報保護制度の見直しについて		
審議日	平成29年2月27日	実施機関	市長
答申	別紙のとおり。		
1 目的	<p>平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律」が、平成28年5月には「行政機関の保有する個人情報に関する法律」がそれぞれ改正、公布され、両改正法とも、平成29年5月30日から全面施行されます。</p> <p>従来、個人情報保護制度は、国と地方公共団体のそれぞれが法律と各自の条例に基づき独自に構築、運用を行ってきたもので、その内容も相互に異同がある状況にあります。平成27年10月から始まったマイナンバー制度は、個人情報保護制度の一部を構成するとともに、国、地方公共団体を横断する全国制度として構築されており、マイナンバー制度においては、個人情報の定義が全国で統一されました。</p> <p>こうした中で、今回の法改正では、現下の情勢に適合すべく、個人情報の定義が詳細に定められ、その明確化を図られるとともに、非識別加工情報に関する制度が新たに設けられました。</p> <p>このような状況を踏まえて、本市における対応について検討した結果、本市の個人情報保護制度を今後とも円滑に推進していくためには、その内容を国の個人情報保護制度を踏まえて改めることにより、国制度との間にある不必要な差異を解消する必要があるとの結論に至りました。</p> <p>具体的には、枚方市特定個人情報保護条例を廃止し、その内容を枚方市個人情報保護条例に盛り込むとともに、同条例及び枚方市情報公開条例について、これまで課題とされてきた事項を見直し、所要の改正を行うものです。</p> <p>つきましては、枚方市附属機関条例別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審査会の項担任事務の欄第2号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する調査審議）の規定に基づき貴審議会の意見を聴くため、同条例第1条第2項の規定により下記のとおり諮問いたします。</p>		
諮問事項	<p>個人情報保護法等の改正を踏まえた本市の情報公開・個人情報保護制度の見直し内容（別紙のとおり。）</p>		

諮問第 584 号  
別紙（諮問）



総コ推第 207 号  
平成 29 年 2 月 27 日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 道上 達也 様

枚方市長 伏見 隆

諮問第 584 号

個人情報保護法等の改正を踏まえた  
本市の情報公開・個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

平成 27 年 9 月に「個人情報の保護に関する法律」が、平成 28 年 5 月には「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」がそれぞれ改正、公布され、両改正法とも、平成 29 年 5 月 30 日から全面施行されます。

従来、個人情報保護制度は、国と地方公共団体のそれぞれが法律と各自の条例に基づき独自に構築、運用を行ってきたもので、その内容も相互に異同がある状況にあります。平成 27 年 10 月から始まったマイナンバー制度は、個人情報保護制度の一部を構成するとともに、国、地方公共団体を横断する全国制度として構築されており、マイナンバー制度においては、個人情報の定義が全国で統一されました。

こうした中で、今回の法改正では、現下の情勢に適合すべく、個人情報の定義が詳細に定められ、その明確化が図られるとともに、非識別加工情報に関する制度が新たに設けられました。

このような状況を踏まえて、本市における対応について検討した結果、本市の個人情報保護制度を今後も円滑に推進していくためには、その内容を国の個人情報保護制度を踏まえて改めることにより、国制度との間にある不必要な差異を解消する必要があるとの結論に至りました。

具体的には、枚方市特定個人情報保護条例を廃止し、その内容を枚方市個人情報保護条例に盛り込むとともに、同条例及び枚方市情報公開条例について、これまで課題とされてきた事項を見直し、所要の改正を行うものです。

つきましては、枚方市附属機関条例別表 1 の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項担任事務の欄第 2 号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する調査審議）の規定に基づき貴審議会の意見を聴くため、同条例第 1 条第 2 項の規定により下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 個人情報保護法等の改正を踏まえた本市の情報公開・個人情報保護制度の見直し内容（別紙のとおり。）

## 個人情報保護法等の改正を踏まえた 本市の情報公開・個人情報保護制度の見直し内容

### 1 個人情報の定義の変更 **【個人情報保護制度】**

平成 27 年 9 月に個人情報保護法が、平成 28 年 5 月に行政機関個人情報保護法がそれぞれ改正され、両法の個人情報の定義が改められました。

個人情報の定義は、個人情報保護制度の基盤であり、国制度と本市制度との整合を図るためには、本市制度の保護水準を維持しつつ、可能な限り、国制度における定義と同一の内容とすることが望ましいものです。

改正個人情報保護法と改正行政機関個人情報保護法それぞれの個人情報の定義を比較すると、後者が前者よりもその範囲がわずかに広く、また、本市制度の個人情報には、両法と異なり、死者に関する情報が含まれます。

以上のことから、見直し後の本市制度における個人情報の定義については、法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものの除外を廃止し、改正行政機関個人情報保護法のものに、死者に関する情報を加えたものとします。

### 2 枚方市特定個人情報保護条例の廃止 **【個人情報保護制度】**

平成 27 年 10 月から始まったマイナンバー制度への対応については、他の多くの地方公共団体が既存の個人情報保護条例の改正という手法を採る中、本市については、①番号法と本市個人情報保護条例の立法段階における考え方や視点において明確な相違があったこと、②両者の個人情報の範囲が異なっていたこと、③両者における電子情報の取扱いが異なっていたことから、本市個人情報保護条例の改正は必ずしも適切な対応手法とはいえないとして、特定個人情報保護条例を新たに制定しました。

しかし、①～③にあるような事情は、マイナンバー制度への対応という部分的制度見直しではない、今般の全体的制度見直しにおいては、適切に解消することが可能です。

また、特定個人情報保護制度は個人情報保護制度の一部であり、それらを異なる条例で規定している現在の状況は、制度のわかりやすさという面では問題があるといえます。

そこで、枚方市特定個人情報保護条例を廃止し、その内容を枚方市個人情報保護条例に盛り込むことにより、本市の個人情報保護制度に関する規定を一本化します。

### 3 保有個人情報の新設 **【個人情報保護制度】**

利用、提供等の制限を受け、あるいは開示等請求の対象となる個人情報と、それ以外の個人情報との区別を明確にするため、行政機関個人情報保護法にならって、公文書に記録された個人情報という意味の「保有個人情報」という概念を新たに設けます。

#### **4 公文書の範囲の拡大** **【情報公開制度・個人情報保護制度】**

「保有個人情報」の新設に伴う対応として、公文書の範囲に電磁的記録を追加します。

#### **5 法定代理人による同意の明確化** **【個人情報保護制度】**

個人情報の目的外利用や外部提供には、本人の同意が必要となりますが、本人が未成年者又は成年被後見人である場合におけるその法定代理人の同意についても、本人の同意と同様に取り扱うことを明確化します。

#### **6 外部提供の要件の厳格化** **【個人情報保護制度】**

個人情報の提供を認める法令等の定め（義務付けの定めを除く。）がある場合においても、当該定めに基づいて提供をすることができるのは、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める場合に限ることとします。

#### **7 センシティブ情報の収集等制限の見直し** **【個人情報保護制度】**

現行制度におけるいわゆるセンシティブ情報を、改正法により新設された要配慮個人情報に置き換えた上で、その取扱いについて審議会が関与する範囲を、改正個人情報保護法により個人情報取扱事業者に認められた要配慮個人情報の取扱いの範囲と整合するよう見直すこととします。合わせて、審議会に報告するとともに、公表することとされている、個人情報ファイルの届出事項に「要配慮個人情報の有無」という項目を追加することとします。

#### **8 電算処理の制限の廃止** **【個人情報保護制度】**

個人情報を含むあらゆる行政情報を電算処理せざるを得ない現状に対応するため、審議会の関与に替えて、審議会に報告するとともに、公表することとされている、個人情報ファイルの届出事項に「電算処理の有無」という項目を追加することとします。

#### **9 接続制限の見直し** **【個人情報保護制度】**

行政情報のネットワーク化とそのセキュア化が相当程度進展してきたことから、通信回線による結合に係る審議会の関与の範囲を、法令等の定めによらず、かつ、市以外の者が市の保有する個人情報を随時に取得できるような形で行われる場合に限ることとします。

なお、個人情報ファイルの届出事項に、経常的に個人情報を外部提供する場合におけるその「提供先」という項目を追加することとします。

## **10 委託先等の監督義務の拡充** **【個人情報保護制度】**

実施機関が特定個人情報の取扱いを委託（又は指定管理者を指定）するときは、再委託先を含む委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされていますが、このような監督義務を、一般の個人情報の取扱いを委託等する場合についても新たに課すこととします。

## **11 非公開・非開示情報の規定振りの変更** **【情報公開制度・個人情報保護制度】**

非開示情報の内容は、今後、地方公共団体を横断して流通する非識別加工情報の具体的内容に関わることになるので、非開示情報の規定振りを、法におけるものへと改め、より詳細に規定することにより、より明確化することとします。

この規定振りの変更は、情報公開制度における非公開情報についても同様に行います。

## **12 存否応答拒否の制度化** **【情報公開制度・個人情報保護制度】**

現在は、特定個人情報の開示請求に対してのみ存否応答拒否（請求に対応する公文書を保有しているかないか自体を答えない決定のこと。）をすることができますが、これを一般の個人情報の開示請求と、情報公開請求においても制度化することとします。

## **13 開示等請求、情報公開請求における補正の明確化** **【情報公開制度・個人情報保護制度】**

自己情報の開示等請求や情報公開請求の請求書に形式上の不備がある場合に、請求者に対し請求書の記載を修正等するよう求める「補正」を、制度上の取扱いとして明確化することとします。

## **14 開示等の実施方法の追加** **【情報公開制度・個人情報保護制度】**

公文書に電磁的記録が含まれることを明確化することを受けて、原本の閲覧や、用紙に複写した写しの交付に加え、電磁的記録の種別や情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法を開示等の実施方法として新たに追加することとします。

## **15 費用負担の特例の拡充** **【個人情報保護制度】**

特定個人情報の開示請求の請求者が負担する写しの作成費用については、経済的困難等の特別の理由があると認められるときは減免できることとしていますが、この特例を一般の個人情報の開示請求にまで拡充することとします。

## **16 実施機関以外の者の責務とこれに違反した場合の指導、勧告等の見直し【個人情報保護制度】**

改正個人情報保護法の適用範囲が全ての事業者に拡大され、本市条例がそれらの者に対して独自に責務を課す意義が失われたことから、該当する規定を廃止するとともに、事業者における個人情報の著しく不適正な取扱いに対して指導、勧告等を行うことができることとします。

## **17 施行期日【情報公開制度・個人情報保護制度】**

公文書の範囲の拡大に係るものについては、電磁的記録の整理に一定の期間を要することから、平成30年4月1日とし、その他のものについては、できるだけ早期に施行することとします。

諮問第584号  
別紙（答申）

平成29年3月14日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 道上 達也<sup>印</sup>

個人情報保護法等の改正を踏まえた  
本市の情報公開・個人情報保護制度の見直しについて（答申）

平成29年2月27日付け総コ推第207号をもって諮問のありました標題のことに  
つき、当審議会は、下記のとおり答申いたします。

記

いわゆるマイナンバー制度が平成27年10月から開始され、個人情報保護制度が部分的に全国化、共通化されるとともに、パーソナルデータの利活用とプライバシー保護の両立に主眼を置いた改正個人情報保護法、改正行政機関個人情報保護法の全面施行を平成29年5月30日に控える中、枚方市として、個人情報保護制度に関して国との間にある不必要な差異を解消するとともに、従来からあった制度上の課題を解決することにより、情報公開・個人情報保護制度を今後とも円滑に推進していくことを目的とする今般の制度見直しに係る諮問に対し、当審議会は、次のように意見をとりまとめましたので、市においてはこの答申をもとに、速やかに所要の措置を講じられるよう希望します。

あわせて、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を図られるよう希望します。

なお、以下の記載において言及する法律については、いずれも改正後のものを指すものとします。

1 個人情報の定義について

個人情報保護制度の根幹となる個人情報の定義において、市では、法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関する情報は法人に関する情報に類似するものであるとして、個人情報ではないとしているところであるが、情報公開制度における取扱いはともかく、個人情報保護の観点からは、あえて国の制度との差異を存置する必要性は乏しく、法律の規定にならってその規定を改めることが適当である。

個人情報の定義は、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法とでわずかに異なるが、より広い範囲の情報を個人情報として位置づける、行政機関個人情報保護法にならうことが適当である。

ただし、同法にならって死者に関する情報を個人情報から除外することは、現行の市の制度による個人情報保護の水準を低下させるおそれがあることから、引き続き個人情報として必要な保護を図ることが適当である。

## 2 枚方市個人情報保護条例と枚方市特定個人情報保護条例の統合について

枚方市特定個人情報保護条例は、個人情報保護制度に関して市と国との間にある差異を調整するために制定されたものであるが、今般の全体的な制度見直しによってそのような差異が基本的に解消されることを踏まえ、より簡潔で分かりやすい制度とするため、枚方市特定個人情報保護条例を廃止し、枚方市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に一本化することが適当である。

## 3 保有個人情報について

市の制度における個人情報が行政機関個人情報保護法にならって詳細に定義されることを踏まえれば、実施機関が保有する個人情報のうち、その利用や提供が制限され、あるいは自己情報開示等請求の対象となる個人情報については、公文書に記録されたものであることを明確化するため、保有個人情報という概念を導入することが適当である。

## 4 公文書の範囲について

あらゆる行政情報を電算処理することが、行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与するものであり、行政文書の電子化が進んでいる現状を踏まえれば、市における公文書の範囲に電磁的記録を追加することが適当である。

## 5 法定代理人による同意について

保育や教育の現場で、児童生徒に関する情報が、その保護者の了解の下で取り扱われる現状において、実施機関は、保護条例の解釈により、本人が未成年者又は成年被後見人である場合におけるその法定代理人の同意を本人の同意としているところであるが、法定代理人の同意を本人の同意と同様に取り扱うことを条文上明確化することが適当である。

## 6 外部提供の要件について

個人情報を利用目的以外の目的のために外部に提供することができる要件のひとつとして、現行保護条例においても「法令等の定めがあるとき。」が規定されているが、実施機関は、外部提供については特に慎重な取扱いが必要であることから、当該規定につき、法令等により外部提供が義務付けられている場合に限ると解釈しているところであり、いわゆる「できる規定」であるときは、当審議会の意見を聴くこととされている。当審議会としては、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り提供することが認められる旨答申をしているところであるが、このことを踏まえ、当該権利利益を不

当に侵害するおそれがあると認めるときは、当該提供を禁止することを明確化することが適当である。

#### 7 センシティブ情報の取扱制限について

思想、信条及び信仰に関する事項や、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報、いわゆるセンシティブ情報については、行政機関個人情報保護法において詳細に定義される要配慮個人情報の定義を踏まえ、これに該当する情報の範囲を明確化するとともに、その収集等に対する規制を、国や民間事業者における要配慮個人情報の取扱規制と整合させることが望ましい。

センシティブ情報については、これを要配慮個人情報に置き換えた上で、他の個人情報より強い保護が与えられるべきものであることから、その収集等を原則禁止としつつ、民間事業者に対する規制を踏まえ、その禁止が解除される場合について改正するとともに、要配慮個人情報の収集等に慎重を期すため、全ての個人情報ファイルにおける要配慮個人情報の有無に関しては、当審議会への報告と市民への公表を実施機関に義務付けるとともに、例外的な取扱いを行う場合には、引き続き当審議会への諮問を要することとするのが適当である。

#### 8 電算処理の制限について

あらゆる行政情報を電算処理することが、行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与するものであり、行政文書の電子化が進んでいる現状を踏まえれば、個人情報の電算処理の全てについて、当審議会への諮問を必須とする仕組みは、現状にそぐわないものと考えられることから、個人情報の電算処理につき、事前に当審議会に諮問することを必須とする現行の仕組みを改める必要性は否定されないと考える。

ただし、個人情報ファイルにおける電算処理の有無に関しては、保護条例の規定により、当審議会への報告と市民への公表を実施機関に義務付けることが適当である。

#### 9 通信回線による接続の制限について

業務システムのネットワーク化とそのセキュリティ対策に係る取組の進展状況を踏まえれば、外部結合全てについて事前に当審議会に諮問することを必須とする現行の仕組みを改める必要性は否定されないと考える。

ただし、通信回線による外部結合規制が、市の保有する個人情報を第三者が随時かつ任意に取得できるようになることに対する市民の懸念に応える形で設けられたという経緯を踏まえれば、法令等の定めによらず、かつ、市以外の者が市の保有する個人情報を随時に取得できるような形で行われる場合は、保護条例の規定により、引き続き当審議会への諮問を義務付けるとともに、新たに、当該市以外の者の名称の当審議会への報告と市民への公表を実施機関に義務付けることが適当である。

## 10 委託先等に対する監督義務について

実施機関が特定個人情報の取扱いを委託（又は指定管理者に指定）する場合については、すでに、再委託先を含む委託先に対する必要かつ適切な監督の義務を課しているところであり、これを一般の個人情報の取扱いを委託等する場合にも課すこととすることが適当である。

## 11 非公開・非開示情報について

個人情報の開示及び情報公開においては、原則これを公開することが基本であり、公開しないことによる利益を優先すべき場合について、その運用が実施機関の恣意に流れることのないよう、その範囲をできる限り明確にしておくことが望まれる。また、国の情報公開制度における不開示情報と、市の情報公開制度における非公開情報（個人情報保護制度における非開示情報を含む。）との異同が明確となることが、制度の運用においても望ましい。このため、非公開情報に関する条文を不開示情報に関する条文にならって改めることが適当である。

ただし、保護条例を改めることによって現在の非公開情報の範囲が広がることのないよう、特に慎重な配慮を行うべきである。

なお、今後、個人情報やプライバシーの保護を図りながらパーソナルデータの利活用を図るための非識別加工情報に関する制度に適切に対応するためにも、同情報からあらかじめ除外される情報の範囲を誰もが容易に了知できるようにすることが必要であると考える。

## 12 存否応答拒否について

児童虐待や配偶者等からの暴力に関する情報等、保有していることを明らかにするだけで第三者の権利利益が侵害されるおそれのある情報に対する情報公開請求や自己情報開示請求に適切に対処するため、国、府、府内の政令市、中核市においては、すでに、請求に対応する公文書を保有しているかどうか自体を明らかにしないで請求を拒否できる「存否応答拒否」規定を設けているところである。本市においても、市民の権利利益を保護するため、存否応答拒否を制度化することが適当である。

## 13 開示等請求、情報公開請求における補正について

自己情報開示等請求や情報公開請求の請求書に形式上の不備がある場合における補正の求めについては、これを制度上の取扱いとして明確化することが適当である。

## 14 開示等の実施方法について

新たに電磁的記録が公文書となることを踏まえ、情報公開請求等に応じて電磁的記録を公開等する方法を新たに定め、また、その具体的内容については、情報化の進展状況に柔軟に対応できるように規定することが適当である。

#### 15 費用負担の特例について

経済的困難等の特別の理由があると認められる者から、その者を本人とする特定個人情報の開示請求があった場合における写しの交付に要する費用の減免措置については、今後、これを自己情報の開示請求全般に拡充することが適当である。

#### 16 実施機関以外の者に関する規定について

個人情報保護法の適用範囲が全ての事業者に拡大されたこととの整合を図る上で、実施機関以外の者に責務を課し、これに違反した場合の対応に関する個人情報保護条例の規定については、見直すことが望ましい。

その上で、事業者における個人情報の著しく不適正な取扱いに対しては、法の規定にかかわらず、引き続き市が独自に関与できるようにすることが適当である。

#### 17 施行期日について

改正条例については、今回の改正が、国制度との整合を図る目的で行われるものであることを踏まえれば、改正法の施行日から可能な限り間を置かずに施行することが望ましい。ただし、例えば条例改正による公文書の範囲の拡大に伴い、実施機関において、電磁的記録の整理に一定の準備期間を要することはやむを得ないと考える。しかし、このように一定の準備期間を要するものについても、その施行を促すべきであり、遅くとも平成30年4月1日からは全面施行とすることが適当である。

## 情報システムに係る個人情報保護基準

### ◎ 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

#### (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

#### (2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

#### (3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

#### (4) 運用

外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

### ◎ 物理的セキュリティ対策

#### (1) サーバ等の管理

① サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

② サーバ室から外部に通ずるドアは必要最小限にし、施錠設備等によって許可されていない立ち入りを防止しなければならない。また、施錠設備に関連する鍵、ICカード等は適正に管理しなければならない。

#### (2) 記録媒体の管理

記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じなければならない。

#### (3) その他の機器の管理

① 端末機は盗難防止のため、ワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならない。

② 端末機は盗難や不正アクセス等に備え、ログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

③ ネットワーク機器及びその他の機器については、不可抗力による損傷、破損、または意図的な情報の傍受等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (4) 機器の修理・廃棄等

① 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

② 機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態

にする措置を講じなければならない。

◎ 人的セキュリティ対策

(1) ICカード等の取扱い

- ① 認証に用いる IC カード等を、職員等間で共有してはならない。
- ② 退席時または業務上必要のない場合等は、IC カード等をカードリーダー等から抜いておかなければならない。

(2) ID の取扱い

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ ID には必ずパスワードを設定し、他人に使用させてはならない。
- ④ 職員等は、パスワードが流出し、他人が不正使用した場合であっても、被害を最小限に抑えるため、システムごとに異なったパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ システムを導入する場合においては、システム利用者が 8 桁以上のパスワード設定を必要とするようシステム設計しなければならない。

◎ 技術的セキュリティ対策

(1) バックアップの実施

サーバ等に記録された情報について、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(2) ネットワークの接続制御

不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(3) アクセス管理

システムの各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

(4) 無線 LAN・広域無線通信の利用制限

- ① 情報セキュリティ責任者（総務部長）が認めた場合を除き、無線 LAN を利用してはならない。
- ② 情報セキュリティ責任者（総務部長）は、災害時の場合を除き広域無線通信の利用を認めない。
- ③ 無線 LAN 及び広域無線通信の利用を認める場合、解読が困難な暗号化等の必要な措置を義務付けなければならない。

(5) アクセス制御

ネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(6) 利用者 ID の取扱い

利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者 ID の取扱い等の方法を定めなければならない。

(7) 特権を付与された ID の管理

- ① 管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏

えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

- ② 特権を付与された ID にて外部委託事業者が作業を行う場合は、職員等の立会いにより、作業内容の確認を行わなければならない。
- ③ 特権を付与された ID 及びパスワードについては、定期的な変更または入力回数制限等により、特にセキュリティ機能を強化しなければならない。

#### (8) パスワードに関する情報の管理

- ① 職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。各情報システムにおいて、パスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。
- ② 特権によるネットワーク及び情報システムへの接続を必要最小限にしなければならない。

#### (9) システム開発・導入・保守等

- ① 情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。
- ② システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。
- ③ システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- ④ システム開発及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

#### (10) 不正プログラム対策

- ① 所管するサーバ等及び端末機等に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。
- ② 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

### ◎ 運用

#### (1) 外部委託

- ① 外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。
- ② ASP/クラウドによるシステムを利用する場合、委託事業者がサービス内容に応じた十分な情報セキュリティ対策を確保していることを確認しなければならない。
- ③ 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
  - ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
  - ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
  - ・通信速度及び安定性、システムの信頼性等の品質保証
  - ・従業員に対するセキュリティ教育の実施
  - ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
  - ・業務上知りえた情報の守秘義務
  - ・再委託に関する制限事項の遵守
  - ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

- ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
  - ・市による検査
  - ・市による監査
  - ・市による事故時等の公表
  - ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
- ④ ASP／クラウドによるシステムを導入する場合は、委託契約項目に合わせて次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
- ・本店所在地及びデータセンター、データバックアップ先が日本国内であること
  - ・データセンターは十分な情報セキュリティ対策、災害対策を確保していること
- ⑤ 個人情報を取扱う作業を委託する場合は、委託事業者に対し、必ず個人情報の保護に関する覚書を取り交わさなければならない。
- ⑥ 個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合は、委託事業者と個人情報の保護に関する覚書を締結する際に、委託事業者に対し、個人情報の具体的な取り扱いについて説明を行わなければならない。

#### <用語の定義>

- ・ 無線 LAN  
電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システム
- ・ 広域無線通信  
電波等を利用してデータの送受信を行う、事業者が提供する広域向けの通信網システム
- ・ ASP／クラウド  
庁外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念。
- ・ データセンター  
耐震性に優れた建物にシステムを収容して高速な通信回線を引き込み、空調設備や入退室管理、カメラによる監視等のセキュリティ対策を施した施設

5. 審査会答申

情個審答申第 52 号

平成28年11月15日

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松本 哲治

審査請求に対する決定について（答申）

平成28年5月10日付け教学教第69号により諮問のあった部分開示決定（平成28年3月10日付け教学教第498号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別表に記載するものは開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

## 第二 本件審査請求の経過

### 1 開示の請求

平成28年2月25日、審査請求人は、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「職場における自身に対する暴力事案に関する文書」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

平成28年3月10日、実施機関は、本件請求に対応するものとして、「・・・の事案について（報告）（・・・校長報告）及び教職員に対する・・・」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（非開示の理由）

条例16条2項4号に該当

本件文書の対象者（本人を除く。以下「・・・対象者」という。）の生年月日、年齢、身長、体重、・・・事案の概要中の同人の行動に関する部分については、本人以外のものに関する情報が含まれ、開示することにより、当該本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるものであるため。

### 3 審査請求

平成28年5月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律68号による全面改正前のもの）5条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、・・・対象者に対する・・・内容の決定の過程に関する情報について、開示の裁決を求める。

## 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、意見書及び口頭意見陳述を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に係る事案については、審査請求人と・・・対象者との間で生じた事案（以下「本件事案」という。）であり、本件事案の当事者であり被害者である審査請求人が当然知るべきものである。
- 2 【個人情報のため略】
- 3 【個人情報のため略】
- 4 【個人情報のため略】
- 5 【個人情報のため略】
- 6 以上のことから、・・・対象者の話した具体的内容、反省の度合い、実施機関の・・・内容等のわかるより詳しい内容の開示を求めるものであり、これらの情報は、本人であれば、その内容が他人に知られないことを望むことが正当な情報ではなく、また、・・・対象者の正当な権利利益を害するおそれはない。本件事案の当事者には、当然開示されるべき情報である。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書について  
本件文書は、本件事案に関連して、本件事案の発生した学校の校長が実施機関に提出した報告書（以下「報告書」という。）と、実施機関が・・・対象者に対して実施した・・・の決裁文書（以下「決裁文書」という。）からなる。
- 2 本件文書の条例16条2項4号該当性について
  - ① 本件文書には、本件事案の経過等につき、審査請求人以外のものに関する種々の情報が記録されているが、本件処分では、審査請求人に関する情報のほか、審査請求人が本件事案の当事者であることを考慮して、本件事案発生時の事実の推移など、審査

請求人が当然知り得るべきものについては、・・・対象者に関する情報であっても、その正当な権利利益を害するおそれがないから、開示した。

② しかし、・・・対象者の生年月日、年齢、身長、体重といった個人の身体に関する情報は、・・・対象者のプライバシーであって、その保護が尊重されるべき情報であり、また、・・・対象者に対する・・・内容の決定の過程に関する情報は、・・・対象者本人に対しても開示しないものであり、かつ、本人であれば、その内容が他人に知られないことを望むことが正当と解される情報である。

③ これらの情報については、審査請求人が本件事案の当事者であることを最大限考慮してもなお、開示することにより、・・・対象者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

④ 以上のことから、これらの情報は、条例16条2項4号にいう「本人以外のものに関する情報が含まれ、開示することにより、当該本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するものである。

## 第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書は、報告書と決裁文書からなるものである。

報告書は、「1 学校名および教諭名」「2 被害教諭名」「3 事案経過発生日時」「4 事案発生場所」「5 事案の概要」「6 事実の経過」「7 その後の対応」「8 本校で実施したサービス及び人権研修について」「9 今回の事案で明らかになった課題及び今後の対応について」の9つの項目で構成されており、このうちの1、5、6、7に非開示部分が含まれている。

一方、決裁文書は、回議書とその添付書類・・・で構成されており、このうち、・・・に非開示部分が含まれている。

なお、非開示部分のうち、報告書「1 学校名および教諭名」に含まれている・・・対象者の身体に関する情報については、審査請求の対象となっていないため、以下においては、この部分を除く非開示部分について審査を行うものとする。

2 実施機関は、・・・対象者に対する・・・内容の決定の過程に関する情報について、・・・対象者本人に対しても開示されないものであり、かつ、本人であれば、その内容が他人に

知られないことを望むことが正当な情報であると主張しているので、以下、この点について検討する。

当審査会で非開示部分を見分したところ、そこには、本件事案に対する・・・対象者の心情や見解、他の教職員と・・・対象者とのやり取り、・・・対象者の言動、・・・対象者の勤務状況、・・・といった事項に関する具体的内容が記録されていると認められた。

これらの情報は全体として、専ら・・・対象者に関する情報であって、かつ、・・・対象者が他人にその内容を知られたくないと望むことが正当な情報であると認められる。この点、審査請求人は、本件事案は審査請求人と・・・対象者との間で生じたものであるから、本件非開示情報は当事者である審査請求人が当然知るべきものであると主張するが、・・・対象者が、他人にその内容を知られたくないと望むことが正当な情報かどうかは、審査請求人が主張するような事情によっては左右されない。

もっとも、これらのうち、別表に記載する情報は、審査請求人に関する情報でもあって、かつ、審査請求人にとって既知であることが明らかなものであると認められる。なお、非開示部分については、別表に記載する情報も含めて、・・・対象者本人に対しても開示されない情報であると実施機関は主張するが、少なくとも別表に記載する情報については、そのような事情は認められない。

3 以上からすると、・・・対象者に対する・・・内容の決定の過程に関する情報は、別表に記載するものを除き、開示することにより、・・・対象者の正当な権利利益を害するおそれのあるものと認められるので、条例16条2項4号に該当する。

4 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成28年 5月13日	諮問書の收受
平成28年 6月 9日	決定理由説明書の收受
平成28年 7月19日	事務局からの事案説明、実施機関及び審査請求人からの意見聴取、審査
平成28年 9月 8日	審査
平成28年11月 7日	審査
平成28年11月15日	答申

#### 別表

報告書5ページ目の10行目及び11行目

情個審答申第 53 号

平成28年11月15日

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 本 哲 治

審査請求に対する決定について（答申）

平成28年5月13日付け教学教第84号により諮問のあった不存在決定（平成28年3月10日付け教学教第497号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

## 第二 本件審査請求の経過

### 1 開示の請求

平成28年2月25日、審査請求人は、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「職場における自身に対する暴言事案に関する文書」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 実施機関の決定

平成28年3月10日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき自己情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（自己情報不存在の理由）

該当する公文書を作成していないため。

### 3 審査請求

平成28年5月11日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律68号による全面改正前のもの）5条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の裁決を求める。

## 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、意見書及び口頭意見陳述を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 ……それらの事案については、いずれも校長が事実確認の上、実施機関に一報を入れているが、いずれも個々の案件の個別の大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）への報告の要否にのみこだわり、実施機関として必要な処置や指導を行ってこなかった。A教諭に対する必要な処置を怠ったため、本件事案も生じた。

- 2 校長及び実施機関は、・・・、必要な指導を怠ってきた中で本件事案が生じた。・・・
- 3 本件事案については、校長の事実確認、実施機関の指導が行われている。これだけ重大な事案について、何らの文書、覚書、メモが作られていないはずがない。よって、校長の行った事実確認の内容、指導その他事務処理、審査請求人の相談内容と実施機関の受け止め方、実施機関が行った指導の内容、実施機関にA教諭を呼んで行った指導内容等についての覚書等の開示を求める。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の不存在決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 県費負担教職員の服務監督権者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律43条1項により、市町村教育委員会と規定されている。しかし、日常的に教職員を監督するのは、学校教育法37条4項の規定により、校長と規定されていて、本件請求内容にある職員間の事案（以下「本件事案」という。）についても、校長が対応を行っている。
- 2 通常、枚方市立学校において、法令、条例又は職務上の義務違反その他全体の奉仕者としてふさわしくない非行が発生した場合、まず、所属職員を監督する立場である校長が、事実確認の上、実施機関に一報を入れる。一報を受けた実施機関は、府教委への報告の要否を検討し、必要と判断すれば、校長に報告文書の提出を求める。報告文書の提出を受けた実施機関は、服務監督権者として事実の詳細な確認を行い、処分となる可能性が認められると判断した場合は、任命権者である府教委に報告するために、さらに必要な事務処理を進めていくことになる。
- 3 本件事案に関して、実施機関は、校長からの一報時に、正確な事実確認を行った上で、指導その他の事務処理を進めるよう指示するとともに、一報前の事案発生当初に審査請求人からの相談があったことを勘案して、一報時の指示に基づく校長による事実確認及び一定の指導の後、校長を支援する観点から、本件事案のA教諭から話を聞き、注意を促した。その後、校長の学校運営が円滑に行われるよう、校長に支援助言を行った。最終的に、校長は、本件事案について、再び同様のことが起こることのないよう、校内人事上の配慮等を行い、継続して状況把握をしていくこととなり、実施機関としても、校長による対応で足りる事案であって、府教委への報告は必要なしと判断したため、校長に報告文書の提出を求めなかった。よって、実施機関として、本件請求に係る文書は作成していない。

4 以上のことから、実施機関は、本件処分を行った。

## 第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 実施機関の説明によると、教職員による非行事案に関する公文書は、当該教職員に対する懲戒処分や矯正措置の要否について検討の上、懲戒処分等が必要と判断された場合に、その処理に必要な範囲で作成されるとのことである。

そして、本件事案については、A教諭に対する懲戒処分等を要するとされず、よって公文書も作成されなかったとのことである。

2 これに対して審査請求人は、本件事案の発生時、実施機関の職員が現場の学校に出向いてA教諭等から聴き取りを行うという対応があつて、このことは実施機関が本件事案を重大なものとして捉えていたことを示すものなので、本件事案に関する公文書の作成も、当然行われていたはずだと主張している。

3 そこで、本件事案の発生時、なぜ現場の学校に出向いたのか実施機関に確認したところ、実施機関からは、職員が現場の学校に出向いたのは、本件事案の発生時、実施機関に対して、審査請求人と校長の双方から一報が入るという経過を踏まえたためであり、本件事案を重大なものとして捉えたためではないとの説明が得られた。

4 当審査会は、枚方市の情報公開・個人情報保護制度に関わる実施機関の決定や運用の当否を論じることはできるものの、当事者に対する懲戒処分等の要否の判断の当否については、明らかに不合理と認められる事情のある場合を除き、論じることはできないと解される。

当審査会は、実施機関のA教諭に対する懲戒処分等の要否の判断について、明らかに不合理と認められる事情がないと認められることから、当該要否の判断には立ち入らないという前提に立って、以下のように判断する。

5 実施機関は、本件文書が不存在である理由として、A教諭に対する懲戒処分等は要しないと判断したため、公文書を作成しなかったと主張する。しかし、懲戒処分等を要しない非行事案について、関連する公文書を一律に作成しないという現在の実施機関の取扱いに関しては、自己情報の開示や訂正を求める権利を市民に保障することを通じて、

本人による自己情報のコントロールを実現しようとする条例の理念と、実施機関に必要な管理体制を整備する努力義務を課すことを通じて、公文書が適切に作成、保存されることを期した情報公開条例の理念とに照らせば、その当否を論じる余地があるというべきである。つまり、現在の実施機関の取扱いのように懲戒処分等を要しない非行事案については公文書を一律に作成しないとするのではなく、非行事案に関する公文書の作成の要否については、懲戒処分等の有無だけではなく、非行事案の性質を検討した上で判断されるべきである。

6 このような理解に立って考えると、当審査会としても、審査請求人の主張するように、実施機関の職員が現場の学校に出向いたことからすると、本件事案は公文書が作成されるべき性質を備えた事案なのではないかという疑問がないではない。

7 もっとも、実施機関は、本件事案において懲戒処分等は要しないと判断したため公文書を作成せず、公文書は存在しないと主張しており、懲戒処分等は要しないと判断したことのみに理由として公文書を作成せず、公文書は存在しないと主張している以上、公文書を作成しなかったことの当否はともかく、その主張が明らかに不合理と認められる事情がない限り、本件処分を不当なものということとはできない。その上で、本件については、たとえば実施機関の主張が虚偽であるなど、明らかに不合理であると認めるに足りる事情があるとはいえない。

なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも実施機関の説明を覆すものとはいえず、以上のような審査会の判断を左右するものではない。

8 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成28年 5月13日	諮問書の收受
平成28年 6月 9日	決定理由説明書の收受
平成28年 7月19日	事務局からの事案説明、実施機関及び審査請求人からの意見聴取、審査
平成28年 9月 8日	審査
平成28年11月 7日	審査
平成28年11月15日	答申

## 6. 条例及び施行規則

枚方市情報公開条例

平成9年12月15日  
条例第23号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第15条）
- 第5章 雑則（第16条—第21条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- （2） 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- （3） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

#### （利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 情報の公開

### (情報の公開の請求)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。

### (公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができるとして  
ている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

- (2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報

ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

- (4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの
  - (5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
  - (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの
  - (7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの
  - (8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの
- (部分公開)

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであると

きは、その時期を含む。)を同項の請求をしたもの(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定(第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が不存在であるため情報を公開できない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により手続をとった場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

(公開の実施)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(手数料及び費用負担)

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料

(2) 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行ったものは、

公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 救済手続

（救済手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

### 第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

### 第5章 雑則

（市長の調整）

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

（出資法人への要請）

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（運用状況の公表）

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

（他の制度との調整）

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開の請求手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報の公開の請求書の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開の方法

(2) 次に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれに定める事項

イ 条例第5条第1項第2号に掲げるもの そのものが本市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 条例第5条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 条例第5条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 条例第5条第1項第5号に掲げる者 その市税の税目名

ホ 条例第5条第1項第6号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に関してそのものが有する利害関係の内容

(情報の公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報の公開の請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第3号）

(2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第5号）

(4) 情報の公開の請求のあった公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書（様式第6号）

(第三者に対する通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開請求通知書（様式第7号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報公開請求意見書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。
- 3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（情報の公開の申出）

第7条 情報の公開の申出は、情報公開申出書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 情報の公開の申出に対する回答は、情報公開申出回答書（様式第11号）により行うものとする。

（情報の公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第1項の規定による情報の公開（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

- 2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付
- (3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付
- (4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

- 3 実施機関は、閲覧による情報の公開を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

- 4 情報の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき原則として1部とする。

（手数料及び費用負担）

第9条 条例第13条に規定する手数料及び費用は、情報の公開までに前納しなければならない。

- 2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第10条 条例第17条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第11条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 情報の公開の請求及び決定の状況
- (2) 不服申立ての状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の収集等の制限（第7条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第15条）
- 第4章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第5章 救済手続（第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第32条）
- 第7章 罰則（第33条—第38条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特定の個人が識別され得るものをいう。
- （2） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- （3） 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに際しては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならない。
- 3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人

情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

## 第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めに基づくとき、又は実施機関が枚方市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

4 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をする場合は、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、前条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施機関相互にお

ける個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより目的外利用をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、第8条第1項に規定する収集目的の範囲を超える市以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

### 第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル（所定の様式に従って個人情報が記録されている台帳、名簿等であつて氏名、番号等により個人を特定することができる個人情報の集合物をいう。以下同じ。）を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称

- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、公表し、市民の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保管する個人情報について、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとすること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託業務の適正管理)

第13条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、受託者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理業務の適正管理)

第13条の2 実施機関から個人情報の処理業務を伴う公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の指定に当たっては、指定管理者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(電子計算組織による個人情報の記録)

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議

会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令等に定めがある場合その他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われる場合は、審議会の意見を聴いて、電子計算組織に記録することができる。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 第4章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書（枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの

(2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの

(3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認められたもの

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたと認めるときは、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第10条第1項の規定に反して、自己情報の目的外

利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）がされていると認めるときは、その中止を請求することができる。

（開示等の請求手続）

第20条 第16条の規定による開示、第17条の規定による訂正、第18条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用等の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所
- （2） 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

（説明及び助言）

第21条 自己情報の開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

（開示等の請求に対する決定及び通知）

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては45日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定（第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項により手続をとった場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知するものとする。

（開示等の実施）

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、当該開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、その公文書を複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

（費用負担）

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写し（前条第3項に規定する写しを含む。）の交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第5章 救済手続

（救済手続）

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

## 第6章 雑則

（市長の調整）

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第28条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記載の訂正若しくは記録の削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として管理される個人情報については、適用しない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に著しく反する行為を行っているときと認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイルであって、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円

以下の罰金に処する。

第37条 第33条、第34条及び前条の規定は、枚方市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、第22条第1項の決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の手続)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項ただし書の規定により目的外利用をしようとする課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長は、個人情報目的外利用依頼書（様式第 2 号）を当該個人情報を保管する課の個人情報管理責任者（第 8 条に規定する個人情報管理責任者をいう。次項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、個人情報目的外利用承認書（様式第 3 号）により目的外利用をしようとする課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により依頼を受けたときは、口頭によることができる。

(外部提供の手続)

第 4 条 実施機関は、条例第 10 条第 1 項ただし書の規定により外部提供をするときは、国又は他の地方公共団体からの照会の場合を除き、次に掲げる事項（使用の目的等により該当のない事項を除く。）について条件を付した覚書を作成するものとする。ただし、緊急その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務
- (5) 使用又は保管に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けたものが前項各号に掲げる条件に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命ずるものとする。

(目的外利用等の記録票の作成)

第 5 条 実施機関は、目的外利用等（目的外利用をさせ、又は外部提供をすることをいう。）を行ったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに個人情報目的外利用等記録票（様式第 4 号）を作成するも

のとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体からの照会である場合
- (2) 個人情報目的外利用承認書を作成している場合  
(目的外利用等の通知)

第6条 条例第9条第2項又は条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書(様式第5号)により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(個人情報ファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第7号)により行うものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

(個人情報管理責任者)

第8条 条例第12条の個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則(平成15年枚方市規則第38号)第3条第1項の表に規定する課長の職にある者(これに相当する職を含む。)をもって充てる。

(処理委託等の条件)

第9条 実施機関は、条例第13条第2項の個人情報の処理業務の委託又は条例第13条の2第2項の指定に当たっては、次に掲げる事項(契約の性質又は目的により該当のない事項を除く。)について条件を付すものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 提供資料の返還義務
- (5) 事務管理に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 再委託等の禁止又は制限
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (9) 前各号の条件に違反した場合の契約解除に関する事項

(自己情報の開示等の請求手続)

第10条 条例第20条第1項の規定による請求は、自己情報開示等請求書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 訂正、削除又は中止の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第2項の規則で定める代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき 法定代理人
- (2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき 実施機関が適当と認める代理人

4 条例第20条第2項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類
- (2) 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状等代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類  
(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第11条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第12条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書（様式第10号）
- (2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書（様式第11号）
- (3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書（様式第12号）
- (4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書（様式第13号）

(第三者に対する通知)

第13条 条例第23条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示請求通知書（様式第14号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報開示請求意見書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第23条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第16号）

により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第14条 条例第24条第2項の規定による自己情報の開示(郵送により写しを交付する場合を除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付

(2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による開示を受ける者が自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書(様式第17号)により行うものとする。

5 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

(写しの交付に要する費用)

第15条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

(出資法人)

第16条 条例第28条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第17条 条例第29条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 個人情報ファイルの届出等の状況

(2) 電子計算組織に記録している個人情報の記録項目の概要

(3) 電子計算組織による主な事務処理状況

(4) 開示等の請求及び決定の状況

(5) 不服申立ての状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 特定個人情報の収集等の制限等（第 6 条—第 9 条）
- 第 3 章 特定個人情報の適正管理（第 10 条—第 15 条）
- 第 4 章 自己情報の開示等（第 16 条—第 25 条）
- 第 5 章 救済手続（第 26 条）
- 第 6 章 雑則（第 27 条—第 30 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに市が保有する特定個人情報の開示、訂正、削除、利用の中止及び提供の中止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図るとともに、特定個人情報を取り扱う者の責務を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- （2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- （3） 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- （4） 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- （5） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- （6） 本人 特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関等の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、特定個人情報の保護の重要性に関し事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、実施機関の職員に対し、特定個人情報の取扱いに係る教育及び研修を行うとともに、その指導及び監督に当たらなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報の保護の重要性を認識し、及び当該保護に関し必要な措置を講ずるとともに、当該保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、特定個人情報を適切に取り扱うとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

## 第2章 特定個人情報の収集等の制限等

(収集等の制限)

第6条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

2 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、法令等で定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その収集の目的をできる限り特定しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により特定された収集の目的（以下「収集目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

(収集目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 収集目的を本人に明示することにより、当該本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 収集目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められるとき。

(利用の制限)

第8条 実施機関は、収集目的の範囲を超えて、その保有する特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、収集目的の範囲を超

えて、その保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内において利用することができる。ただし、その保有する特定個人情報を収集目的の範囲を超えて当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（提供の制限）

第9条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、その保有する特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

### 第3章 特定個人情報の適正管理

（特定個人情報ファイルの保有の届出等）

第10条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1） 業務の名称
- （2） 特定個人情報ファイルの名称
- （3） 特定個人情報ファイルを管理する組織の名称
- （4） 特定個人情報ファイルの収集目的
- （5） 特定個人情報ファイルに記録する特定個人情報の項目
- （6） 特定個人情報ファイルに記録する個人の範囲
- （7） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る特定個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するとともに、これを公表し、及び市民の閲覧に供さなければならない。

（適正な維持管理）

第11条 実施機関は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、特定個人情報管理責任者を定めるとともに、その保有する特定個人情報に関し次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1） 収集目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。
- （2） 漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- （3） 保有する必要がなくなった特定個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

（委託業務の適正管理）

第12条 実施機関から特定個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、特定個人情報の取扱いを伴う業務の委託に当たっては、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、受託者に特定個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、受託業務の全部又は一部の委託を受けた者（受託者を除く。）について準用する。

4 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（指定管理業務の適正管理）

第13条 実施機関から特定個人情報の取扱いを伴う業務を含む公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の指定に当たっては、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、指定管理者に特定個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、指定管理業務の一部の委託を受けた者について準用する。

4 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（電子計算組織による特定個人情報の記録）

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して特定個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、番号法に定めがあるときは、この限りでない。

2 実施機関は、番号法に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項に関する特定個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（1） 思想、信条及び信仰に関する事項

（2） 社会的差別の原因となるおそれのある事項

（電子計算組織の結合の禁止）

第15条 実施機関は、番号法に定めがある場合を除き、特定個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 第4章 自己情報の開示等

（開示の請求）

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする特定個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る自己情報のうち、

次の各号のいずれかに該当する情報については、開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 請求者（第20条第2項の規定により同項に規定する代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、第22条及び第25条第2項において同じ。）以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、請求者以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたもの

3 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が含まれている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

4 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第2項各号に規定する情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（訂正の請求）

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、当該自己情報の訂正を請求することができる。

（削除の請求）

第18条 何人も、実施機関に対し、自己情報（情報提供等記録を除く。この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。
- (2) 第6条第1項の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (3) 第6条第3項の規定に違反して保有されているとき。
- (4) 第8条に違反して利用されているとき。
- (5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録がされているとき。

（中止の請求）

第19条 何人も、実施機関に対し、自己情報が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己情報の利用の中止を請求することができる。

2 何人も、実施機関に対し、自己情報が第9条に違反して提供されていると認めるときは、当該自己情報の提供の中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第20条 自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供の中止(以下「自己情報の開示等」という。)

の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 当該請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって自己情報の開示等の請求をすることができる。

3 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、第1項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(情報の提供等)

第21条 実施機関は、自己情報の開示等の請求をしようとする者が容易かつ的確に当該自己情報の開示等の請求をすることができるよう、当該請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、自己情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)、自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)又は自己情報の利用の中止若しくは提供の中止の請求(以下「中止請求」という。)にあっては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示請求にあっては45日を、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定(第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合、同条第4項の規定により自己情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあ

っては、当該延長後の期間)内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

6 実施機関は、情報提供等記録の開示請求又は訂正請求について、他の実施機関に事案を移送しないものとする。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、当該開示請求に係る前条第1項の決定(以下「開示の決定」という。)をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報に第16条第2項第4号に規定する情報が含まれている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による手続をとった場合において、当該自己情報を開示するとき(第三者が開示に反対する旨の意見を述べたときに限る。)は、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる自己情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている自己情報 自己情報が記録されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている自己情報 自己情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項各号の方法による自己情報の開示により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、他の方法によることができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除、利用の中止又は提供の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))をいう。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 請求者は、写しの交付により自己情報の開示を受ける場合においては、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 救済手続

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、特定個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整等)

第29条 訂正請求、削除請求又は中止請求に関する規定は、法令等の規定によりそれらの請求の手続が定められている場合については、適用しない。

- 2 自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供の中止について、枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）の相当規定による請求があった場合においては、この条例によるそれらの請求があったものとみなす。
- 3 この条例は、この条例に定めのない事項についての枚方市個人情報保護条例の規定の適用を妨げるものではない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報ファイルの保有の届出等)

第 2 条 条例第10条第 1 項の規定による届出は、特定個人情報ファイル保有届出書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 条例第10条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 特定個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第10条第 2 項の規定による届出は、特定個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第 2 号)により行うものとする。

4 条例第10条第 3 項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

5 実施機関は、条例第10条第 1 項又は第 2 項の規定による届出のほか、条例第 8 条第 2 項の規定により、その保有する特定個人情報を利用し、又は利用させたときは、速やかに、特定個人情報利用記録票(様式第 3 号)を作成するものとする。この場合において、実施機関は、当該特定個人情報の利用状況について、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)別表 1 の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

(特定個人情報管理責任者)

第 3 条 条例第11条の特定個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則(平成15年枚方市規則第38号)第 3 条第 1 項の表に規定する課長の職にある者(これに相当する職を含む。)をもって充てる。

(業務の委託等に当たって講じる措置)

第 4 条 実施機関は、条例第12条第 2 項の業務の委託又は条例第13条第 2 項の指定に当たっては、次に掲げる事項について、受託者又は指定管理者(以下「受託者等」という。)と締結する契約書等において明記するものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 特定個人情報の取扱いに際して設定された場所からの特定個人情報の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報の目的外使用の禁止
- (4) 特定個人情報の複製の禁止
- (5) 特定個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務

- (6) 受託業務又は指定管理業務（以下「受託業務等」という。）に従事する者の明確化
- (7) 受託業務等に従事する者に対する監督及び教育義務
- (8) 受託業務等の履行状況に係る市の検査又は報告の求めに応じる義務
- (9) 特定個人情報の漏えい等が発生した場合の受託者等の損害賠償等の責任
- (10) 受託業務等の委託（以下「再委託」という。）における条件
- (11) 再委託の相手方に対する受託者等の監督義務
- (12) 前号の監督義務の履行状況の報告義務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (14) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除又は指定の取消し等に関する事項  
（自己情報の開示等の請求手続）

第5条 条例第20条第1項に規定する請求（以下「自己情報の開示等の請求」という。）は、自己情報開示等請求書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 開示請求にあつては、条例第24条第2項に規定する開示の方法のうち、開示請求をしようとする者が希望する開示の方法
- (3) 訂正請求、削除請求又は中止請求にあつては、その内容
- (4) 代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合にあつては、代理人の種別並びに本人の氏名及び住所
- (5) 自己情報の開示等の請求をしようとする者の連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第3項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が認める書類（郵送により当該請求をしようとする場合にあつては、これらを複写機により複写したもの。）
- (2) 法定代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 当該法定代理人に係る前号に規定する書類及び戸籍謄本若しくは戸籍の全部事項証明書又は登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として市長が認める書類
- (3) 本人の委任による代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合（次号に定める場合を除く。） 当該代理人に係る第1号に規定する書類並びに本人の印鑑を押印した委任状及び当該押印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他当該代理人であることを証する書類として市長が認める書類
- (4) 本人の委任による代理人（法人である場合に限る。）が自己情報の開示等の請求をしようとする

する場合 当該代理人の代表者の資格を証する書類及び印鑑証明書並びに現に当該請求の任に当たっている者に係る第1号に規定する書類及び当該代理人の当該請求の任に当たっている者に対する委任状並びに本人の印鑑を押印した委任状及び当該押印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他当該代理人であることを証する書類として市長が認める書類

- 4 前項各号に定めるもののほか、郵送により自己情報の開示等の請求をしようとする者は、その者に係る住民票の写し又は住民票に記載されている事項を記載した書類その他その者が同項第1号に規定する書類に記載された者であることを示すものとして市長が認める書類を実施機関に提出しなければならない。

(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第6条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第7条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書(様式第6号)
- (2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書(様式第7号)
- (3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書(様式第8号)
- (4) 自己情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否する旨の決定をした場合 自己情報存否応答拒否決定通知書(様式第9号)
- (5) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書(様式第10号)

(第三者の意見の聴取等の通知等)

第8条 条例第23条第1項の規定による第三者の意見の聴取及び同条第2項の規定による第三者の意見を述べる機会の付与は、第三者意見照会書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第23条第1項及び第2項の規定による第三者の意見の聴取等に対する第三者の意見の陳述は、第三者意見書(様式第12号)により行うものとする。

3 条例第23条第3項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第三者に関する情報の開示決定をした旨及びその理由
- (2) 第三者に関する情報の開示を実施する日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第23条第3項後段の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第9条 条例第24条第2項又は第3項の規定による自己情報の開示(郵送により写しを交付する場合を

除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 条例第24条第2項第1号の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書等(次号に掲げるものを除く。) 当該文書等(当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該文書等の写し)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧

3 条例第24条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書等(次号に掲げるものを除く。) 当該文書等を複写機により用紙に複写したもの(複写機による複写が困難な場合にあつては、当該文書等をデジタルカメラにより撮影し、又はスキャナ等の機器を用いて読み取ってできた電磁的記録(以下「当該文書等の電磁的記録」という。)を用紙に出力したものをいう。)又は当該文書等の電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第24条第2項第2号の規則で定める方法は、次に定める方法とする。ただし、第2号の方法による交付については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写を容易に作成することができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、閲覧又は視聴による開示を受けている者が自己情報が記録されている文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止し、他の方法による閲覧に変更することができる。

6 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書(様式第14号)により行うものとする。

7 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

8 条例第24条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書(様式第15号)により行うものとする。

(写しの交付に要する費用)

第10条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 別表に定める額

(2) 写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社による郵便料金に相当する額

2 前項の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

3 条例第25条第3項の規定により、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除できる場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該減額し、又は免除することができる額は、当該各号に定める額とする。

(1) 当該自己情報の開示の請求を行った者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に定める保護を受けている場合 当該写しの作成に要する費用の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、当該自己情報の開示の請求を行った者（当該者が代理人である場合にあっては、当該請求に係る本人）について、天災その他市長が特別の事情があると認める場合 当該写しの作成に要する費用のうち市長が定める額

4 条例第25条第3項の規定による写しの作成に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、実施機関に対し、写しの作成費用減免申出書（様式第16号）を提出しなければならない。

（運用状況の公表）

第11条 条例第28条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの保有の届出等の状況
- (2) 電子計算組織に記録している特定個人情報の記録項目の概要
- (3) 電子計算組織による特定個人情報の主な事務処理状況
- (4) 自己情報の開示等の請求及び決定の状況
- (5) 不服申立ての状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

別表（第10条関係）

交付する写しの区分	費用の額
1 用紙に複写し、印刷し、又は出力したもの	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円
	日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円
	日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円
	日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合にあっては、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合にあっては、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に

関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

#### 1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)及び枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	

枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての不服申立てに関する審査	5人以内	学識経験を有する者	
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】



情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 平成28年度  
平成29年10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>